

# 業務に使うICTツール

---

東京税理士会上麹町支部研修会

2020年9月18日

東京税理士会情報システム部  
企画研修小委員会 委員長 菅沼俊広

**1.税理士を取り巻く環境の変化**

**2.税理士業務(税務申告)で使用するICTツール**

**3.税理士業務(関連業務)で使用するICTツール**

---

# 1.税理士を取り巻く環境の変化



感謝をこめて(東京都庁)/内沼英城(四谷)

## 会長からのメッセージ

# コロナ禍における事業者支援 とICT化の推進

会長 西村 新



紙面案内

- 時局「コロナ禍」今後
- 経営「マネー・ローン」
- 実務「AI・生産性」
- シリーズ「TAIINS」
- 会員相談室事例紹介
- T&K48 (佳原・世田)
- 随筆「ワインの魅惑」
- 案内版

新型コロナウイルス感染症により罹り続けた方々によりお見舞い申し上げますと、おつてなりました。方々には御礼申し上げます。この本報の国書の中、政府及び地方自治体の施策に精通し、納税者を守るべく業務を行っている会員の皆さまの御努力に、心から敬意を表します。また、令和2年7月豪雨災害により被害を受けた方々には、6月1日に開催いたしました第64定期総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため会場を制限した開催となりましたが、会員の御力により無事に議案が承認されました。この承認された事業計画・予算に基づき、会員各位の御期待に応えるよう執行部一丸となって益に取り組んでまいります。

万々にお見舞い申し上げますとともに一刻も早い回復を心より祈り申し上げます。さて、6月1日に開催いたしました第64定期総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため会場を制限した開催となりましたが、会員の御力により無事に議案が承認されました。この承認された事業計画・予算に基づき、会員各位の御期待に応えるよう執行部一丸となって益に取り組んでまいります。

さて、6月1日に開催いたしました第64定期総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため会場を制限した開催となりましたが、会員の御力により無事に議案が承認されました。この承認された事業計画・予算に基づき、会員各位の御期待に応えるよう執行部一丸となって益に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症により罹り続けた方々によりお見舞い申し上げますと、おつてなりました。方々には御礼申し上げます。この本報の国書の中、政府及び地方自治体の施策に精通し、納税者を守るべく業務を行っている会員の皆さまの御努力に、心から敬意を表します。また、令和2年7月豪雨災害により被害を受けた方々には、6月1日に開催いたしました第64定期総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため会場を制限した開催となりましたが、会員の御力により無事に議案が承認されました。この承認された事業計画・予算に基づき、会員各位の御期待に応えるよう執行部一丸となって益に取り組んでまいります。

### 役員選挙の日程のお知らせ

本会は役員選挙を行いました。つきましては、左記のとおり開催されました。ご投票いただいた方々には、誠にありがとうございます。ご投票いただいた方々には、誠にありがとうございます。

公職	任期	立候補者
会長	12月25日(水)	西村 新
副会長	12月25日(水)	待田 京子
理事	12月25日(水)	待田 京子
監事	12月25日(水)	待田 京子

新型コロナウイルス感染症により罹り続けた方々によりお見舞い申し上げますと、おつてなりました。方々には御礼申し上げます。この本報の国書の中、政府及び地方自治体の施策に精通し、納税者を守るべく業務を行っている会員の皆さまの御努力に、心から敬意を表します。また、令和2年7月豪雨災害により被害を受けた方々には、6月1日に開催いたしました第64定期総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため会場を制限した開催となりましたが、会員の御力により無事に議案が承認されました。この承認された事業計画・予算に基づき、会員各位の御期待に応えるよう執行部一丸となって益に取り組んでまいります。



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本稿起稿時においても日々3000人を超す陽性患者が確認されている状態が継続しています。国内においてはじめて感染者が確認されたとの報道があったから、はや7ヶ月が経過するにも拘わらず、いまだ先行き不透明な状態が続いています。その間、政府においては特措法の改正案が提出可決され、「緊急事態宣言」が発出され、東京都においても不要不急の外出を控える、事業者に対して休業要請するなど「東京アラート」が出されたことは周知の事柄であります。この様な中、大きく議論されていることは、

## コロナ禍、今後の対策

健康(命)を優先するか、経済を優先するかだと思われます。事の是非を議論するつもりはありませんが、この様な中で、私たち税理士が果たす役割があると思われます。この「コロナ禍」において、我々のクライアントである中小・零細の事業者が危機的な状況にあり、これを側面から指導協力しなければならぬ、ということですので。すでに実施された、東京都の「感染拡大防止協力金」、後発の「持続化給付金」の申請に当たり税理士の確認が要求されていることを捉えてみても、課せられた使命を感じます。本会では、既に給付金等の申請手続きに関する電話

による相談窓口を開設し、本会会員、都内の事業者の問題解決の支援を行うっておりますが、ご協力いただいている会員の皆様には、心より感謝申し上げます。

また、本会の事務局等の運営においては、本会事務局職員の就業時間を短縮し、会員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、会館の利用形態、利用時間に制限を設けることにより、「コロナ禍」の感染予防への対策を講じているところであります。

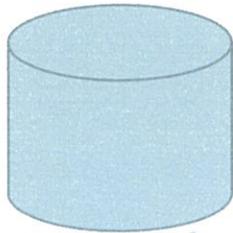
本会では、今後も新型コロナウイルスとの共生をしなければならない事を考えるところ、いつまでも現状を保っているだけでなく、新たな方策を検討する必要があります。この観点から、今回「ICT推進プロジェクトチーム」を設置しました。本

会だけでなく、各支部におかれましてもWeb会議の採用や、事務局職員の勤務形態など会務に支障をきたさない様に検討をされていることと思えます。従来より推進しておりますペーパーレス化に加えて、更なる会務におけるICT化を進めることにより、会員の皆様の利便に資することを目指しております。具体的には、更なるペーパーレス化の推進、「働き方改革」に対応した事務局職員のテレワークに対応できるシステムの導入、更には本会・支部事務局のシステム全般についての改廃・整理などを検討する事としております。今後の検討結果の報告にご期待頂きたいと思えます。

(小山 敦)

## PCで行う業務

ファイルサーバ



サイボウズ



メール

携帯電話



リモート  
デスクトップ



FAX業務



ポケットWifi

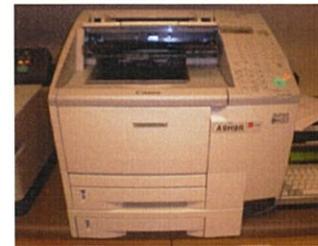
## 来館で行う業務



郵便物処理業務

**JP** 日本郵便  
POST

FAX業務



電話で行う業務



## 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

<b>1</b> ビデオ通話で <b>オンライン帰省</b> 	<b>2</b> スーパーは1人 または <b>少人数で</b> <b>すいている時間に</b> 	<b>3</b> ジョギングは <b>少人数で</b> 公園は <b>すいた時間、</b> <b>場所を選ぶ</b> 
<b>4</b> 待てる買い物は <b>通販</b> で 	<b>5</b> 飲み会は <b>オンライン</b> で 	<b>6</b> 診療は <b>遠隔診療</b> 定期受診は間隔を調整 
<b>7</b> 筋トレやヨガは <b>自宅で動画を活用</b> 	<b>8</b> 飲食は <b>持ち帰り、</b> <b>宅配も</b> 	<b>9</b> 仕事は <b>在宅勤務</b> 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
<b>10</b> 会話は <b>マスク</b> をつけて 	<b>3つの密を</b> <b>避けましょう</b> 1. 換気の悪い <b>密閉空間</b> 2. 多数が集まる <b>密集場所</b> 3. 間近で会話や発声をする <b>密接場面</b>	
		<b>手洗い・</b> <b>咳エチケット・</b> <b>換気や、健康管理</b> も、同様に重要です。

## 厚生労働省 新しい生活様式の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

## 厚生労働省 新しい生活様式の実践例

### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

従来型

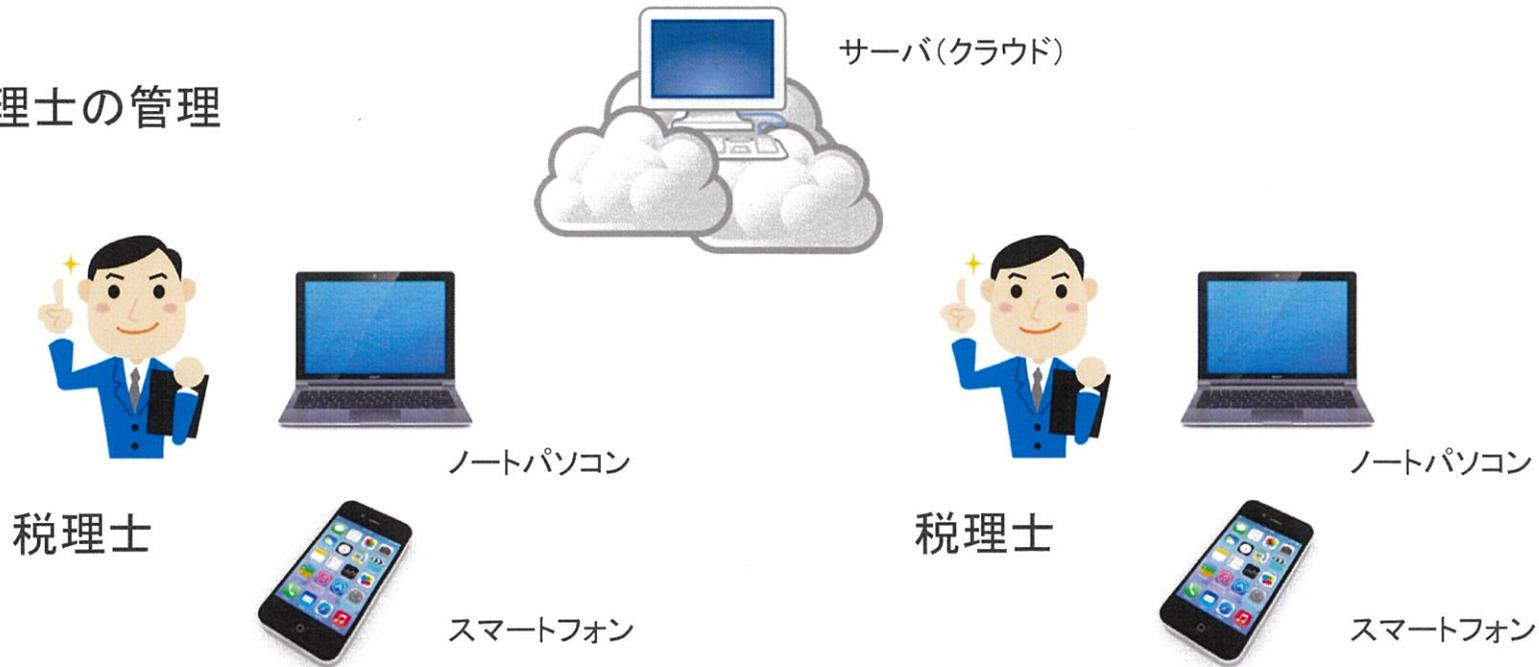


進化型

業務実施場所は問わない

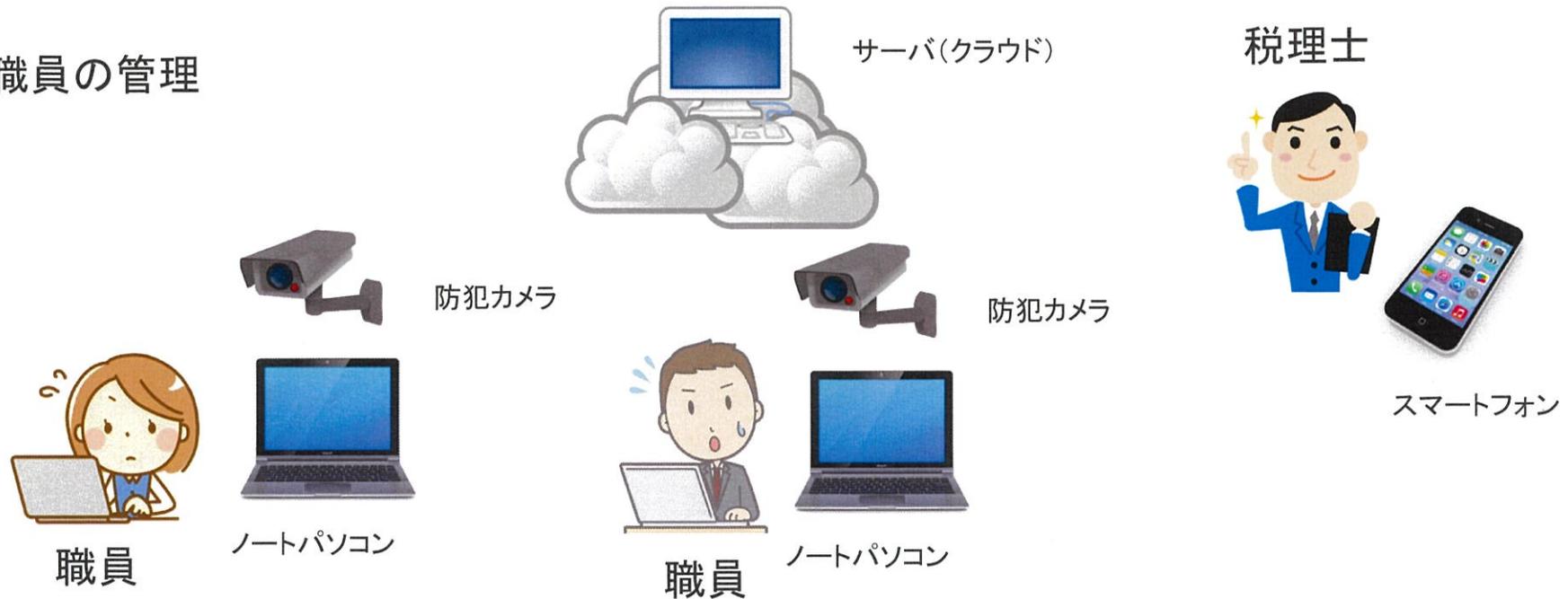


## 税理士の管理



税理士法40条（事務所の設置） 通達 40-1（事務所）  
ノートパソコンとスマートフォンがあればどこにいても業務はできる

## 職員の管理



## 税理士法41条の2（使用人等に対する監督義務）

貸与するノートパソコンは、税理士が設定し、

- ・ログ情報管理(キーログ)
- ・業務処理データは日次でサーバ(クラウド)に保管
- ・私物端末使用禁止
- ・監視カメラによる監視

※緊急事態宣言発出に伴う事務局の執務体制について

 会員専用ページ[ホーム](#) [税理士とは](#) [税についての相談](#) [税理士を目指す](#)[日本税理士会連合会とは](#) [税理士会の事業](#) [お知らせ](#)[ホーム](#) > [お知らせ](#) > [コロナ対策](#) > 「税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～」の掲載について (会員専用ページ)

### 「税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～」の掲載について (会員専用ページ)

2020年4月15日 [お知らせ](#)

本会では、従前より税理士の業務とテレワークについて検討しているところ、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、緊急的に、開業税理士、社員税理士、使用人等及び所属税理士の在宅勤務に特化した標題FAQを作成しました。

#### 関連情報

[税理士の業務とテレワーク\(在宅勤務\)～新型コロナウイルス感染防止対応版～ \[PDF/184KB\]](#) 

#### お知らせ

- ▶ [2020年](#)
- ▶ [2019年](#)
- ▶ [2018年](#)
- ▶ [2017年](#)
- ▶ [2016年](#)
- ▶ [2016年1月以前の納税者向けのお知らせ](#)
- ▶ [2016年1月以前の税理士向けのお知らせ](#)

税理士を探す <https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/200415b/>

## 税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～ 日本税理士会連合会 業務対策部 令和2年4月

新型コロナウイルスの感染拡大は社会のいたるところで深刻な影響をもたらし、外出自粛が要請される中、税理士事務所における業務のあり方についても通常の従事形態ではない方法を探らざるを得ない状況となっています。

業務対策部では、現行税理士法下の税理士の業務とテレワークについて検討を進めているところですが、今般の新型コロナウイルス感染拡大への対応の観点から、緊急に、テレワーク類型のうち在宅勤務に関するFAQを取りまとめましたので、参考としてください。

**ただし、いずれの場合であっても、税理士法第38条(秘密を守る義務)及び同法第54条(税理士の使用人等の秘密を守る義務)にご注意願います。**

### 開業税理士

Q1 開業税理士が、登録している事務所所在地とは別の自宅で税理士業務を行う場合、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

### 社員税理士

Q2 税理士法人の社員税理士が、自宅で税理士業務を行う場合、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

### 使用人等

Q3 税理士又は税理士法人の使用人等(所属税理士を除く。)が、その自宅で税理士業務の補助業務を行う場合、税理士法上の問題点や留意事項はありますか？

### 所属税理士が行う直接受任業務

Q4 所属税理士が、自宅で直接受任業務を行う場合に、税理士法上の問題点・留意事項はありますか？

### 所属税理士が行う補助者としての業務

Q5 所属税理士が、自宅で補助者として税理士業務の補助業務や補助者としての税理士業務を行う場合に、税理士法上の問題点や留意事項はありますか？

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/telework.pdf>

## 税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～ 日本税理士会連合会 業務対策部 令和2年4月

\* 税理士又は税理士法人の使用人等に対する監督が明確である状態とは？

使用人等が税理士の監督下にあるか否かの判断については、当該監督義務が置かれた趣旨が、税理士事務所の使用人等の非違行為の防止の観点からのものであることを考慮すれば、自宅での業務に非税理士行為を防止するための一定の制限を加えることで、使用人等に対する税理士の監督が存する状態と捉えることは可能であると考えます。具体的には、平時においては、次のようなシステムが組み立てられていることで、使用人等に対する監督義務が果たされていると捉えることは可能であると考えます。

### イ 自宅で業務を開始する際の確認

- ・システムログイン、ログアウトの際の確認を税理士又は税理士法人が行うような機能を加えることなど。
- ・使用人等の自宅での業務記録(ログ)を保存し、税理士又は税理士法人が確認できるような機能を加えることなど。

### ロ 自宅で行うことができる業務を制限

- ・特に税務書類作成業務の補助業務について、税理士又は税理士法人の確認を経たからでないと申告事務に入れないような機能を加えることなど。
- ・自宅における使用人等の非税理士行為を防ぐため、税務書類等の印刷、電子送信を自宅においてできない機能を加えることなど。

### ハ 新規顧客登録事務の制限

- ・新規顧客の登録事務を制限すると、当該事務は税理士事務所でしか行えなくなり、非税理士行為等の防止に相当程度期待できる。

<参考: 税理士法第41条の2、同法第48条の16、同法第52条>

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/member/doc/telework.pdf>



# 情報通

2020. September 9月号

発行：東京税理士会 情報システム部

題字：神津 信一（四谷）

（税理士会員章の白輪と八重桜をイメージしています。）

## ツールを利用した事務所職員の管理監督について

情報システム部委員 杉山 靖彦

### 1. テレワークの準備は進んでいますか？

会員の先生方の事務所においてテレワークの準備は進んでおりますでしょうか？新型コロナウイルスに対し、4、5月の自粛は私たちにとって感染予防のためのものでしたが、感染第2波による陽性者数拡大下においては、私たちの税理士事務所においても、職員が出勤停止になったり、場合によっては事務所閉鎖が求められてもおかしくない状況となってきています。

職員のご家族の学校や職場で陽性者が出るだけで、その職員は明日から急に出勤を控えなければいけなくなるかもしれません。万が一、その職員にも陽性反応が出たとしたら、事務所は一定期間閉鎖となってしまいます。

今やテレワークの準備は、予防のためのものから、陽性者が出てしまったとしても税理士事務所業務を続けるためのものへとその意味が変わってきているのです。

### 2. ふたつの管理監督

「簡単にテレワークというが、私たち税理士にとって大きな問題として職員の管理監督義務があるではないか。テレワークにおいて、どのようにして職員の管理監督を行うのか？」という声を耳にします。そこで今回は、テレワーク下における職員の管理監督について、技術的な考え方を解説していきたいと思います。

職員の管理監督には、大きく分けて、労務管理としての管理監督の側面と、税務会計業務の内容の管理監督の側面があります。

### 3. 労務管理としての管理監督

労務管理としての管理監督は、税理士事務所に限った話ではなく、労働者として何時から何時まで、職員が業務に精勤しているかどうかという管理となります。テレワークの大きな問題として、この管理ができないという点を挙げる企業が数多くあり、実際にサボっている労働者も一定数いることは間違いなさそうです。

しかしながら、単にサボっていないか、過重労働になっていないかというだけではなく、勤務中に事故などから職員を守るという責任も税理士は負っていることを忘れてはいけません。

その観点から私は、税理士は職員と必要に応じて常にコミュニケーションを取ることができる状態にあるべきです。真面目に業務に取り組んでいるか？体調の急変などもなく、順調に業務に取り組んでいるか？ということが確認できる体制です。

私は、勤務中に常にカメラを通じて、顔を見てコミュニケーションを取ることができる状態を維持することが、その体制であると考えています。カメラによる監視ではありません。事務所に出勤したら、必要に応じて顔を見て話しができる状態にあるのと同じ状態を維持するということです。

### 4. 税務会計業務の内容の管理監督

そして税理士にとって最も重要なのが、税務会計業務の内容の管理監督です。要は、その職員がいつどのような作業をしているかということを確認でき、必要に応じて税理士に相談報告をして、職員が業務を遂行できる環境をテレワークにおいて実現することです。

上述のとおり、常に顔を見てコミュニケーションが取れる体制を作ることもそのひとつでしょうが、職員がやっている業務を常に見ることができ、自動的に記録を取る環境こそが税務会計業務の内容の管理監督の肝だと考えています。それを実現するのが、事務所のパソコンをリモート操作するアプリケーションであり、操作ログを記録するアプリケーションです。セキュリティの観点からも、基本的には事務所からデータを持ち出させません。証憑やデータは事務所内のサーバーやパソコン内にあり、その閲覧や処理はすべて事務所内のパソコンで行われます。職員が事務所勤務していれば当たり前のことですが、テレワークにおいても同じ環境を構築するのです。職員はリモートでその事務所のパソコンを操作することによって業務を行います。しかも、その操作については記録を自動的に取っていくのです。

このような環境を構築すれば、職員に対する牽制も効きますし、万が一の場合でもその証拠が残ります。

しかし、ここまで行うと単なる監視にとどまってしまう。出来上がった資料や税務書類については、紙に印刷したものを税理士が確認するなどコミュニケーションがとれていたかと思いますが、テレワーク下ではそのようにアナログな紙でのやり取りはできません。

そこで出てくるのがワークフローです。一般企業では多くの企業において、稟議書の回覧がデジタル化されてワークフローに置き換わってきています。

会計事務所では職員と税理士の二人でのやり取りかもしれませんが、テレワーク下における資料や書類の確認依頼と承認のやり取りを実現するのが、このワークフローなのです。

「情報通（紙面版）」バックナ × +

tokyozeirishikai.or.jp/tax\_accountant/itschool/it\_backnumber/

東京税理士会 税理士の方へ 税理士のためのICT講座 「情報通（紙面版）」バックナンバー

## 税理士の方へ

- お知らせ
- 会報「東京税理士界」より
- 会員相談室・相談事例紹介
- 国際部レポート
- 税理士のためのICT講座
- 業務資料
- 手続・届出・証明について

お知らせ  
よくある質問  
変更  
税理士法人  
税理士証票の定期交換  
証票・バッジ  
証明書  
入会・退会  
その他手続き

### 「情報通（紙面版）」バックナンバー [2003年～] (更新日：2020年9月1日)

「情報通」バックナンバーはPDF書類です

- 2020年 9月号
  - ツールを利用した事務所職員の管理監督について
- 2020年 8月号
  - 年末調整の電子化について
  - ウェブ会議システムの紹介について
- 2020年 7月号
  - 行政手続のオンライン申請について考える～ウィズコロナ、アフターコロナへの対応をICTの活用とともに検討する～
- 2020年 6月号
  - 情報セキュリティと事業継続～最近のパソコントラブルの事例と対策～
- 2020年 5月号
  - PPAPをやめましょう～働き方改革の第一歩～
- 2020年 4月号
  - いよいよ大法人の電子申告義務化が開始されます～税理士として大法人顧問先をサポートするにあたって～
- 2020年 3月号
  - 所得税の確定申告を電子申告で行う場合の注意点
- 2020年 2月号
  - 相続税の申告を電子申告で行う場合の注意点
- 2020年 1月号
  - 税理士情報フォーラム2019を開催しました！～税理士事務所の働き方改革/2か所事務所?テレワーク?～
- 2019年 12月号
  - パソコンを買い替えた方へ～新しいPCでもスムーズな電子申告を～
- 2019年 11月号
  - 税理士情報フォーラム2019～税理士事務所の働き方改革～

19:20 2020/09/12

テレワークを活用する企業・労働者の皆さまへ

# テレワークにおける 適切な労務管理のための ガイドライン

～情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン～



## 目次

## INDEX

はじめに	3
テレワークについて	4
労働基準関係法令の適用及び留意点等	6
1 労働基準関係法令の適用	6
2 労働基準法の適用に関する留意点	6
2-1 労働条件の明示	6
2-2 労働時間制度の適用と留意点	7
2-3 休憩時間の取扱いについて	15
2-4 時間外・休日労働の労働時間管理について	16
3 長時間労働対策について	18
4 労働安全衛生法の適用及び留意点	20
4-1 安全衛生関係法令の適用	20
4-2 自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備の留意	21
5 労働災害の補償に関する留意点	22
その他テレワークの制度を適切に導入及び実施するに当たっての注意点	23
テレワークを行う労働者の自律	25
テレワークの導入・実施に関する資料集	26

▶「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の主なポイント(抜粋)	7
▶Q&A いわゆる中抜け時間について	9
▶コラム テレワーク勤務時の休憩について	15
▶コラム 11月は「テレワーク月間」です	25

## 情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン〈概要〉

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を受け、平成30年2月22日に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定(「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を改定)
- 雇用型テレワークについて、長時間労働を招かないよう労働時間管理の仕方などを整理、在宅勤務以外の形態(モバイル・サテライト)についても対応。

### ○ 労働基準関係法令の適用

テレワークを行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用。

### ○ 労働基準法の適用に関する留意点

労働条件の明示	労働者がテレワークを行うことを予定している場合も、テレワークを行うことが可能である勤務場所を明示することが望ましい。
労働時間制度の適用と留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>労働時間の適正な把握</b> 使用者はテレワークを行う労働者の労働時間についても適正に把握する責務を有する。</li> <li>・ <b>いわゆる中抜け時間</b> 労働者が労働から離れ、自由利用が保障されている場合、休憩時間や時間単位の年次有給休暇として取扱うことが可能。</li> <li>・ <b>通勤時間や出張旅行中の移動時間中のテレワーク</b> 使用者の明示又は黙示の指揮命令下で行われるものは労働時間に該当する。</li> <li>・ <b>勤務時間の一部をテレワークする際の移動時間等</b> 使用者が移動することを労働者に命ずることなく、単に労働者自らの都合により就業場所間を移動し、自由利用が保障されている場合は、労働時間に該当しない。</li> <li>・ <b>フレックスタイム制</b> テレワークもフレックスタイム制を活用可能。あくまで始業・終業の時刻を労働者に委ねる制度のため、労働時間の把握が必要。</li> </ul>
通常の労働時間制度	
事業場外みなし労働時間制	<p>使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間を算定することが困難なときは、事業場外みなし労働時間制が適用。</p> <p>具体的には、①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと、②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないこと が必要。</p> <p>労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、実態に合ったみなし時間となっているか確認し、実態に合わせて労使協定を見直すこと等が適当。</p>
裁量労働制	<p>裁量労働制の要件を満たし、制度の対象となる労働者についても、テレワークを活用可能。</p> <p>労働者の健康確保の観点から、勤務状況を把握し、適正な労働時間管理を行う責務を有する。また、労働者の裁量が失われていないか等を労使で確認し、結果に応じて、業務量等を見直すことが適当。</p>
休憩時間	労使協定により休憩時間の一斉付与の原則を適用除外可能。

### 時間外・休日労働の労働時間管理

法定労働時間を超える場合には、割増賃金の支払い等が必要となることから、労働時間の状況の適切な把握に努め、必要に応じて労働時間や業務内容等について見直すことが望ましい。

### ○ 長時間労働対策

長時間労働等を防ぐ手法として、①メール送付の抑制、②システムへのアクセス制限、③テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止等、④長時間労働等を行う者への注意喚起 等の手法を推奨。

### ○ 労働安全衛生法の適用及び留意点

#### 安全衛生関係法令の適用

過重労働対策やメンタルヘルス対策等により、テレワークを行う労働者の健康確保を図ることが重要。

#### 作業環境整備

テレワークを行う作業場が自宅等である場合には、情報機器ガイドライン等の衛生基準と同等の作業環境とすることが望ましい。

### ○ 労働災害の補償に関する留意点

テレワーク勤務における災害は労災保険給付の対象となる。

### ○ その他テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての注意点等

#### 労使双方の共通の認識

あらかじめ導入の目的、対象となる業務、労働者の範囲、テレワークの方法等について、労使で十分協議することが望ましい。テレワークを行うか否かは労働者の意思によるべき。

#### 円滑な遂行

業務の内容や遂行方法を明確にしておくことが望ましい。

#### 業績評価等

業績評価等について、評価者や労働者が懸念を抱くことのないように、評価制度、賃金制度を明確にすることが望ましい。

#### 費用負担

テレワークを行うことによって生じる費用について労使のどちらが負担するか等を、あらかじめ労使間で十分に話し合い、就業規則等に定めておくことが望ましい。

#### 社内教育

労働者が能力開発等において不安に感じることを無いう、社内教育等の充実を図ることが望ましい。

#### 労働者の自律

労働者も自律的に業務を遂行することが求められる。



ホーム > テレワークとは > テレワークのガイド、ガイドライン、事例等

## 日本テレワーク協会会員によるテレワーク導入・活用 ガイド（新型コロナウイルス緊急対応）

### Empowered JAPAN実行委員会（事務局：日本マイクロソフト）

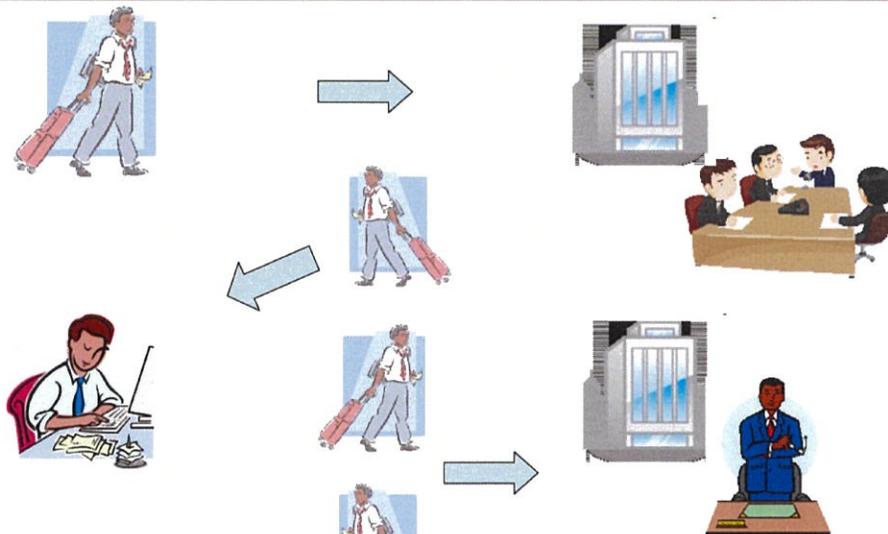
新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを導入しようとする全国の皆様へ、テレワーク導入のための緊急ウェブセミナー（無料）の連続開催

施策URL <https://www.empoweredjapan.com/>

施策期間 開始2020年3月17日（火）、終了2020年5月31日（日）

### レノボジャパン

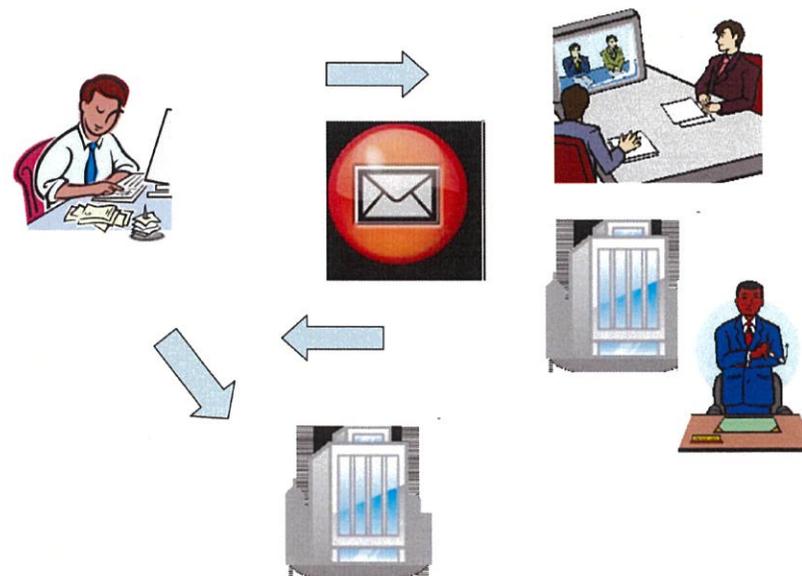




従来  
の業務

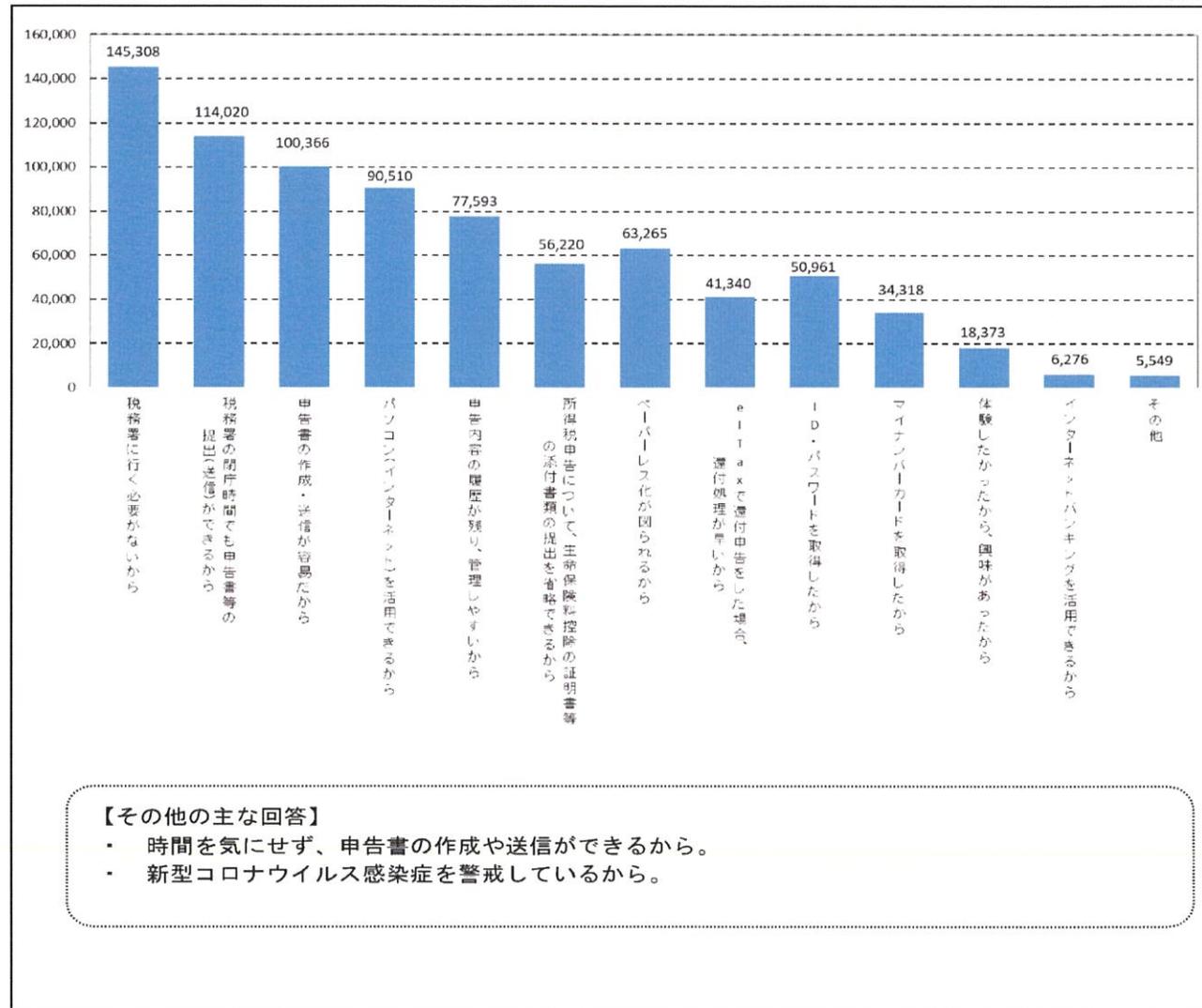
業務のIT化＝コスト削減  
 移動コスト  
 事務所コスト(賃料等)  
 人件費

ITを活用した業務



## 5. 利用しようと思った理由<複数回答>

(件)



国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートの実施結果について 令和2年8月 国税庁より

マイナンバーカードをお持ちの方へ

# オトクな マイナポイントを 手に入れよう!

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

※マイナポイントの予約数が予算の上限に達した場合には、  
マイナポイントの予約を締め切る可能性があります。

スマートフォンで簡単お手续!



キャッシュレスで2万円分のチャージまたは買い物をする  
1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえる



たとえば4人家族なら……



## マイナポイントの予約方法

### スマホで簡単3つの手順

※公的個人認証サービス対応のスマートフォン  
※カードリーダーがあればパソコンでも設定できます

<b>手順1</b> マイナポイントアプリ をダウンロード	<b>手順2</b> アプリの 指示に従って マイナンバーカード を読み取り	<b>手順3</b> マイナンバーカード 申請時or取得時に 設定した4桁の パスワード*を入力
-------------------------------------	--	--

これで  
マイナポイント  
予約完了!

1 2 3 4

※パスワードを3回連続で間違えてしまうと、発行を受けた市区町村窓口で再設定を行う必要がありますので、ご注意ください。  
※Android端末の場合、手順2と手順3の作業が逆になります。

App StoreもしくはGoogle Playで「マイナポイント」を検索!

※マイナポイントの予約によりマイキーIDが設定されます(既にマイキーIDを設定した方はマイナポイント予約済みです)。  
※マイナポイントの予約数が予算の上限に達した場合には、マイナポイントの予約を締め切る可能性があります。  
※マイナンバーカードの電子証明書を更新後、当日はマイナポイント予約・申込ができません。更新前に予約・申込することをおすすめします。

## マイナポイントの申込・取得方法

### 申込みもスマホで簡単

<b>手順1</b> マイナポイントアプリを起動し、 「マイナポイントの申込み」をタップ。 好きなキャッシュレス 決済サービスを選んでください。	<b>手順2</b> (2020年9月～) 選択したキャッシュレス 決済サービスで チャージor買い物。	選択した キャッシュレス 決済サービスの ポイントとして マイナポイントが 付与されます
--	---	---

※上記以外にも以下の手法でマイナポイント申込・取得ができる場合があります。  
・各決済サービスのアプリ上の申込み。  
・店舗で前払い式ICカード等を購入後、決済事業者側にて申込手続きの補助。  
※対応決済サービスはマイナポイントホームページをご確認ください。また、決済サービスによっては、マイナポイント申込前に別途、各対応決済サービスが求める事前の登録手続きが自身が必要な場合があります。

## よくある質問

マイナポイントはどこで使えるの? 選択したキャッシュレス決済サービスに 対応しているお店で使えます。	マイナンバーカードは 買い物の際に必要な? 買い物の際には必要ありません。 マイナポイントをもらう手続きにのみ必要です。
マイナポイントを申込みの際に なりすましはされないの? マイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、 なりすましなどの悪用は極めて困難です。	何を買ったか国に監視されない? 国が買い物履歴を 収集・保有することはできません。

【お問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 (音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください)

平日:9時30分～20時00分 土日祝:9時30分～17時30分

総務省 内閣府

**STEP 1**  
**取得**

マイナンバーカードを持っていない方

オンライン申請だとカード発行が早い!

**マイナンバーカードを取得しましょう!**

**STEP 2**  
**予約**

マイナンバーカードは持っているがマイナポイントを予約していない方

マイナンバーカードは作った!

**マイナポイントを予約しましょう!**

**STEP 3**  
**申込**

マイナンバーカード取得・マイナポイントを予約済みの方

どっちも準備OK!

**マイナポイントを申し込んで取得しましょう!**

※マイナポイントの申込みは7月以降順次可能です。

以下の4つの方法で申請できます。

スマートフォン	パソコン
証明写真機	郵便

次のいずれかの方法・場所で予約・申込できます。

**オンラインで24時間予約・申込可能**

スマートフォン      パソコン

NFC 対応スマートフォン      別途ネットワークカードが必要

必要なもの: マイナンバーカードの申請時or受取時にご自身で設定した数字4桁のパスワード      マイナンバーカード

マイナポイント手続スポットでも可能

市区町村窓口	KDDI (auショップ)	セブンイレブン (マルチコピー機)
	NTTドコモ (ドコモショップ)	セブン銀行 (ATM) ※2020年9月営業終了予定
	イオングループ (総合スーパー(イオン)、一部の食品スーパー(イオン))	ビックカメラ
	ソフトバンク (ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ)	みずほ銀行
郵便局		ヤマダ電機
		ローソン (マルチコピー機)

※支店営業は順次終了されます。また一部対応していない市区町村や店舗もありますので、詳しくはマイナポイントホームページをご確認ください。

マイナンバーカード入手の手順

- 通知カードと一緒に送られてきたマイナンバーカード交付申請書をお持ちの方は、上記の方法で申請してください。  
マイナンバーカード交付申請書をお持ちでない方  
専用サイトから手書き用のマイナンバーカード交付申請書と封筒をダウンロードできます。(このリーフレットに入っている交付申請書と封筒をお使いいただけます)  
マイナンバーカード 郵便 〓 マイナンバーの記入が必要です。  
<マイナンバーカード総合サイト>  
詳しくはこちらのQRコードもしくはURLからご確認ください  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kafushina/>
- 市区町村から「交付通知書」が届きます。申請から約1か月後!
- 交付通知書に記載の必要書類を持参して、市区町村の交付窓口にてマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

マイナンバーカード受取の際に設定する「数字4桁のパスワード」は、忘れないようご自身で保管してください!

スマートフォンでかんたん設定! (iPhone端末の場合)

- 「マイナポイントアプリ」をダウンロードしましょう。  
ダウンロードページはこちらから!  
マイナポイントアプリ  
アプリを起動し、「マイナポイントの予約」をタップします。  
マイナポイントの予約 (マイキーIDの発行)
- マイナンバーカードの申請時or受取時にご自身で設定した「数字4桁のパスワード」を入力しましょう。  
パスワード入力  
読み取り済のスマートフォン機種については以下をご確認ください  
<Android>      <iPhone>  
キャンセル      OK  
入力後、「次へ進む」をタップします。  
パスワードの入力を3回連続で間違えてしまうと、住民票のある市区町村窓口で、再設定を行う必要がありますので、ご注意ください。
- スマートフォンの下へマイナンバーカードをセットし、カード情報を読み取ります。  
マイナンバーカードをセットしてください!  
カードのセット位置は機種によって異なります。詳しくはホームページをご覧ください!  
読み取りを完了させ  
発行 をタップしたら  
**マイナポイント予約完了!**

※Android端末の場合、②と③の作業が逆になり、①アプリダウンロード → ②カード読み取り → ③数字4桁のパスワード入力となります。  
※マイナポイントの予約によりマイキーIDが設定されます。(既にマイキーIDを設定した方はマイナポイント予約済みです)  
※マイナポイントの予約が数字4桁のパスワードに抵触した場合には、マイナポイントの予約を解除する可能性があります。

スマートフォンでの操作説明

- マイナポイントアプリを起動し、「マイナポイントの申込み」をタップ。好きなキャッシュレス決済サービスを選んでください。  
▼対象となるキャッシュレス決済手段  
ICカード (電子マネー)      IC CARD      ORコード決済      クレジットカード      CREDIT CARD      など  
一度選択したキャッシュレス決済サービスは変更できませんので、ご注意ください。
- 2020年9月以降  
選択したキャッシュレス決済サービスでチャージorお買い物。  
チャージやお買物の際にマイナンバーカードは必要ありません  
2020年9月1日～2021年3月31日までのチャージorお買物が対象!
- 選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとしてマイナポイントが付与されます!  
上限5,000円分<sup>(2万円のチャージorお買い物)</sup>付与率は25%!  
もらえる!

※上記以外に以下の手段でマイナポイント申込手段取得ができる事業者もあります。  
・各決済サービスのアプリ上の申込み。  
・店頭で割引いし/カード等を購入後、決済事業者側にて申込手段の補給。

最新の情報はマイナポイントホームページ [マイナポイント](#) をご覧ください!

対象となるキャッシュレス決済 x +

mynumbercard.point.soumu.go.jp/service\_search/

キャッシュレス決済事業者の方へ 店舗の方へ(JPQR) 自治体の方へ スペシャルトピックス(メディア情報) お問い合わせ よくあるご質問

マイナポイント

マイナポイントとは? マイナンバーカードの取得方法 マイナポイントの予約・申込方法 対象となる決済サービス検索 マイナポイント手続スポット検索 マイナポイント取得ナビ

トップ > 対象となるキャッシュレス決済サービス検索

## 対象となるキャッシュレス決済サービス検索

### 対象となるサービス一覧

.....

2020年8月15日時点におけるマイナポイントの対象となるサービスの一覧です。  
(各サービスのロゴを押すと詳細ページに移動します。)

**はじめにご確認ください**

マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済サービスは、7月1日より順次増えていきます。現時点で**申込が可能なサービス**と、**今後申込が開始される予定の決済サービス**をよくご確認の上、お申込ください。

※申込後の取消や決済サービスの変更はできません。

※マイナポイントの申込にあたって**事前登録が必要な決済サービス**があります。

> 現時点で申込みが可能な決済サービスはこちら

> 今後申込みが開始される予定の決済サービスはこちら

> 事前登録が必要な決済サービスはこちら

20:31 2020/08/16

マ 現時点で申込み可能な決済サービス一覧

mynumbercard.point.soumu.go.jp/service\_list/service\_possible.html

マイナポイント

トップ マイナポイントとは? マイナンバーカードの取得方法 マイナポイントの予約・申込方法 対象となる決済サービス検索 マイナポイント手続スポット検索 マイナポイント取得ナビ

現時点で申込み可能な決済サービス一覧

2020年8月14日時点  
作成者：一般社団法人 環境共創イニシアティブ

※表示される情報は、2020年8月14日時点のものです。  
※順次、申込み可能な決済サービスは追加されます。

登録サービス番号	区分	登録サービスロゴ	登録サービス名	付与されるポイント名	決済事業者名	申込受付開始日	事前登録	事前登録詳細	備考
MP0000014	電子マネー		WAON	WAON	イオンリテール株式会社	2020/7/1	不要		
MP0000088	プリペイドカード		ほべたんカード	ほべたんカード・プリペイド残高	いばらきコープ生活協同組合	2020/7/1	不要		
MP0000045	クレジットカード		au PAY カード	au PAY 残高	a u フィナンシャルサービス株式会社	2020/7/1	不要		
MP0000196	クレジットカード		dカード	dポイント	株式会社 NTTドコモ	2020/7/1	不要		※こちらのサービスについては、コンビニのマルチコピー機からは申込みできませんので、ご注意ください

20:30 2020/08/16

マイナポイント予約・申込サイ x +

id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCAS010/

# マイナポイント

**i** お知らせ情報

- Microsoft Edge、Google Chromeでマイナポイントの予約・申込ができるようになりました。
- マイナポイントの予約・申込の際には、以下の点にご注意ください。
  - ・申込みを行った後も、8月末までの間は、チャージやお買い物をしていただいても、マイナポイントは付与されません。
  - ・申込みが可能なサービスは、7月1日より順次増えていきます。一度申し込んだサービスを変更することはできませんので、サービスの詳細情報をマイナポイント事業のホームページで事前によく確認いただき、慎重にサービスを選択してください。
  - ・一部の決済サービスでは、申込みに先立ち、別途、事前の手続きが必要となります。詳しくは、マイナポイント事業のホームページをご確認ください。
  - ・申込先の決済サービスでシステムメンテナンスが行われている場合、申込ができません。マイナポイント事業のホームページで申し込みたいサービスの状況をご確認ください。

マイナポイントをもらうためには、  
「マイナポイントの予約」の後に「マイナポイントの申込」  
をしていただく必要があります。

※マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、[こちら](#)をご覧くださいの上、取得の手続きをお願いします。

 マイナポイントの予約・申込をされる方

[はじめての方はこちら](#)

マイナポイントを申込される方は、まずは以下のボタンから「マイナポイントの予約」を行っていただく必要があります。予約が完了すると、引き続き申込ができます。

© 2019 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

20:35  
2020/08/16

マイキープラットフォーム

id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKRAS010/

## マイキープラットフォーム

### 利用者ログイン

**お知らせ**

- Microsoft
- マイナポータル
- ・申込みを行
- ・申込みが可
- ービスの詳細
- ・一部の決済
- ーシをご確認
- ・申込先の決
- で申し込みた

**環境チェックの結果**

ご利用の環境に問題があります。  
以下の解決方法を実施してください。

確認対象	判定結果	解決方法
OS	○	-
ブラウザ	○	-
Cookie	○	-
事前セットアップ	×	マイキープラットフォームトップページから「マイキーID作成・登録準備ソフト」をダウンロードし、インストールを行ってください。（2020年7月以前にインストールされた方は、再度インストールを行ってください。アンインストールは不要です。） 「マイキーID作成・登録準備ソフト」のインストールを行ったにもかかわらず、×と表示される場合、 <b>ブラウザ用拡張機能</b> を追加してください。 ※Chromeのシークレットウィンドウ、EdgeのInPrivateウィンドウではご利用できません。

マイナンバー

①マイナンバー  
②「マイナンバー  
「マイナンバー  
証明書のパス  
※利用者証明用  
ださい。  
もし、ロックさ  
※ログインする

マイナンバーカードでログイン

マイキープラットフォームトップへ

© 2019 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

20:41  
2020/08/16

マイナポイントの予約  
(マイキーIDの発行)

マイナポイントの予約には、「マイナンバーカード」と「公的個人認証サービス対応のICカードリーダー」と「マイキーID作成・登録準備ソフト」が必要です。また、Edge・Chromeをお使いの場合には、それぞれ、ブラウザの拡張機能の追加が必要となります。

(Edgeをお使いの場合はこちら Chromeをお使いの場合はこちら)

パソコンの動作環境

- OS(Microsoft Windows 7,8.1,10)がインストールされていること。
- 以下のブラウザのいずれかがインストールされていること。
  - Internet Explorer 11
  - Microsoft Edge (Ver.79 以上)
  - Google Chrome (Ver.79 以上)

なお、マイナポイントの予約は、パソコン以外にも、マイナポイントアプリ対応スマートフォンでも可能です。

予約がお済みの方はこちら

マイナポイントの予約を既にしていただいている方は、以下のボタンからマイナポイントの申込ができます。

マイナポイントの申込

・マイナポイントの申込には、「マイナンバーカード」と「公的個人認証サービス対応のICカードリーダー」と「マイキーID作成・登録準備ソフト」が必要です。

・以前からマイキープラットフォームをお使いで、マイキーIDを発行されている方も、「マイナポイントを予約済」の方として、こちらからマイナポイントの申込みを行うことが可能です。

予約・申込状況の確認

マイページへログインし、マイナポイントの予約・申込状況の確認を行うことができます。

操作説明書

予約・申込状況の確認

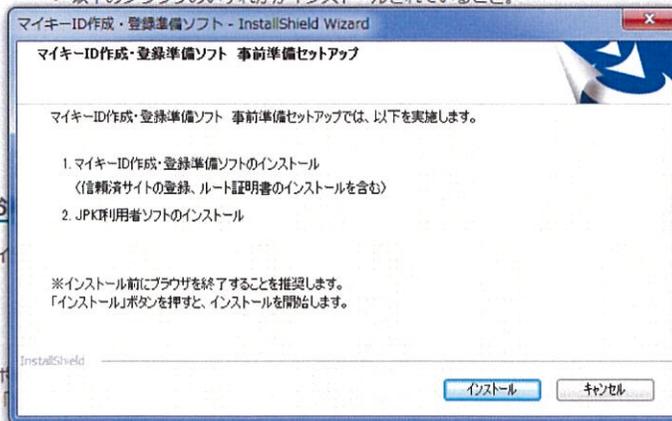


### マイナポイントの予約 (マイキーIDの発行)

マイナポイントの予約には、「マイナンバーカード」と「公的個人認証サービス対応のICカードリーダライタ」と「マイキーID作成・登録準備ソフト」が必要です。また、Edge・Chromeをお使いの場合には、それぞれ、ブラウザの拡張機能の追加が必要となります。  
(Edgeをお使いの場合はこちら Chromeをお使いの場合はこちら)

#### パソコンの動作環境

- OS(Microsoft Windows 7,8.1,10)がインストールされていること。
- 以下のブラウザのいずれかがインストールされていること。



#### 予約がお

マイナポ  
います。

・マイナ  
イタ」と

・以前からマイキープラットフォームをお使いで、マイキーIDを発行されている方も、「マイナポイントを予約済」の方として、こちらからマイナポイントの申込みを行うことが可能です。

#### 予約・申込状況の確認

マイページへログインし、マイナポイントの予約・申込状況の確認を行うことができます。

[操作説明書](#)

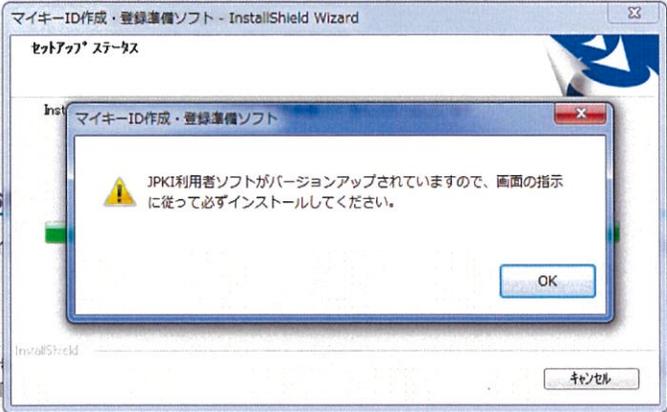
[予約・申込状況の確認  
\(利用者マイページへ\)](#)



### マイナポイントの予約 (マイキーIDの発行)

マイナポイントの予約には、「マイナンバーカード」と「公的個人認証サービス対応のICカードリーダーライター」と「マイキーID作成・登録準備ソフト」が必要です。また、Edge・Chromeをお使いの場合には、それぞれ、ブラウザの拡張機能の追加が必要となります。  
(Edgeをお使いの場合はこちら Chromeをお使いの場合はこちら)

- パソコンの動作環境
- OS(Microsoft Windows 7,8.1,10)がインストールされていること。
  - 以下のブラウザのいずれかがインストールされていること。



#### 予約がお

マイナポイント

マイナポイント

・以前からマイキープラットフォームをお使いで、マイキーIDを発行されている方も、「マイナポイントを予約済」の方として、こちらからマイナポイントの申込みを行うことが可能です。

#### 予約・申込状況の確認

マイページへログインし、マイナポイントの予約・申込状況の確認を行うことができます。

[操作説明書](#)

[予約・申込状況の確認  
\(利用者マイページへ\)](#)



## マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(令和2年7月1日現在)

### 1 団体区分別

区分	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R2.7.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,443,563	22,254,189	17.5%
特別区	9,486,618	2,182,393	23.0%
政令指定都市	27,488,569	5,106,442	18.6%
市(政令指定都市を除く)	79,573,258	13,357,877	16.8%
町村	10,895,118	1,607,477	14.8%

### 2 区分別交付率上位10位

#### 【特別区・市】

団体名	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R2.7.1時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	165,433	62,693	37.9%
奈良県橿原市	122,242	38,133	31.2%
鹿児島県西之表市	15,437	4,598	29.8%
兵庫県三田市	112,806	32,856	29.1%
宮崎県串間市	18,631	5,347	28.7%
東京都港区	257,426	73,473	28.5%
東京都中央区	162,502	45,653	28.1%
東京都台東区	199,292	55,400	27.8%
奈良県生駒市	120,132	33,068	27.5%
宮崎県日南市	53,585	14,590	27.2%

#### 【町村】

団体名	人口 (H31.1.1時点)	交付枚数 (R2.7.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	351	232	66.1%
大分県姫島村	2,034	1,015	49.9%
茨城県五霞町	8,613	3,596	41.8%
福島県富岡町	13,030	4,963	38.1%
沖縄県伊是名村	1,430	511	35.7%
福島県昭和村	1,275	432	33.9%
鹿児島県屋久島町	12,586	4,108	32.6%
沖縄県北大東村	591	188	31.8%
山梨県小菅村	719	227	31.6%
福島県三春町	17,199	5,417	31.5%

マンガで  
解説!

# マイナンバー & マイナンバーカード よくある誤解

## ① マイナンバーを見られたら大変なことに…!?

マイナンバーカード  
書いてあるから怖い?

マイナンバーは  
見られても大丈夫!

ホント?

マイナンバーを見られても  
それだけで財産的被害は生じない

他人が使えないように  
なってんだよ

●なりすまし防止対策  
マイナンバーを使う手続では顔写真  
付きの身分証明書での本人確認が義務

知らなかった!

## ② ICチップの中にたくさんの情報が…!?

でも、ICチップに  
知られたくない個人情報  
がたくさん入ってそ  
うじゃない?

ICチップには、  
たくさん情報は  
入っていないよ!

ホント?

●ICチップに入っている情報  
①氏名、住所、生年月日、顔写真  
マイナンバー………券面に記載の情報  
は電子証明書  
●さらに安全対策  
①捺印を利用するには暗証番号が必要  
②不正に情報を読み出そうとすると  
ICチップが壊れる仕組み!

税や年金の  
情報は入って  
いないよ

安全対策も  
バッチリなんだー  
知らなかった!

## ③ マイナンバーで監視される…!?

でも、そもそも  
マイナンバーって国が  
国民を監視する仕組み  
じゃない?

監視なんてしてないし  
マイナンバーで監視は  
できないよ!

ホント?

●監視できる仕組みではない  
マイナンバーで情報を1ヶ所に  
集めて監視することを禁止  
(マイナンバー法)

例えば、銀行に  
マイナンバーを提示  
しても、国に預金  
情報が知られる  
わけではないよ

安心!  
知らなかった!

### マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー  
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード **050-3818-1250**  
その他のお問合せ **050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese

マイナンバー制度について **0120-0178-26**  
通知カード、マイナンバーカード **0120-0178-27**

マイナンバー  
カードの  
申請方法は  
こちら

https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/



この2つのちがいは?



公的個人認証サービス  
PRキャラクター  
マイキーくん

内閣府 総務省



マイナンバーカード総合サイト x

kojinbango-card.go.jp

J-LIS 地方公共団体情報システム機構: 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

English 简体中文 繁體中文 한국어 Español Português 日本語

文字サイズ 拡大 縮小 標準 色合い 白 青 黄 黒

# つくってみよう! マイナンバーカード

マイナンバーカード  
マイナンバー  
マイナポイント

オンライン申請  
してみよう

受取にいこう

マイナポイント  
を申し込もう

そもそもマイナンバーカードとは

マイナンバーカードについて

マイナンバーとマイナンバーカードの違い  
[外部リンク(内閣府)]

マイナンバーカードの申請方法

申請方法のご案内  
[外部リンク(内閣府)]

交付申請について

マイナンバーカードの紛失について

紛失に気がいたら

セキュリティについて

マイナンバーとは

個人番号通知書  
および通知カードについて

マイナンバーカードについて

マイナンバーカード  
交付申請

マイナンバーカード  
の受け取り

よくあるご質問

リンク  
ダウンロード

お問い合わせ

<重要なお知らせ>

14:20 2020/08/17

## マイナンバーカード1枚でできること

- ・各種行政手続きのオンライン申請  
マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。
- ・本人確認の際の公的な身分証明書  
マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。  
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。
- ・各種民間のオンライン取引に  
オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになります。
- ・様々なサービスを搭載した多目的カード(※)  
市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。
- ・コンビニなどで各種証明書を取得(※)  
コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

### 電子証明書とは

電子証明書は2種類です。

#### 1.署名用の電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

電子申請(e-Tax等)や民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など

「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。

#### 2.利用者証明用の電子証明書

インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用します。

行政のサイト(マイナポータル等)へのログインや

民間のサイト(オンラインバンキング等)へのログイン、コンビニ交付サービス利用など

「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。

## マイナンバーカードの暗証番号

暗証番号は何桁？

マイナンバーカードは、全部で4種類(うち3種類は同一番号も可)の暗証番号が存在する。

一つ目は、「作成・送信した電子文書が、本人が作成した真正なものであり、本人が送信したものであること」を証明する“**署名用電子証明書**”で「**半角英数字6文字以上 16文字以下**」の**署名用パスワード**を設定する。

残りの3種類は、「ログインした者が本人であること」を証明するための「1)利用者証明用電子証明書」「2)住民基本台帳」「3)券面事項入力補助用」で、数字4桁の暗証番号を設定する。これら**3種類はどれも同じ暗証番号を設定することも可能だ**。

4種類もの暗証番号が設定されている理由は、マイナンバーカードのICチップにある。

ICチップには「1)公的個人認証AP」「2)券面事項確認AP」「3)券面入力補助AP」「4)住基ネットAP」という4つのアプリが入っており、それぞれのアプリごとに異なる暗証番号を設定することで、セキュリティの精度を高めている。

いつ決めるの？

マイナンバーカードの交付申請を行うと、およそ1か月で市区町村から交付通知書が自宅に届く。記載された期限までに住まいの市町村交付窓口に出向き、本人確認の上、暗証番号を設定する。

簡単な数字の並びや生年月日など、推測されやすい番号は避けるようにしよう。また、市区町村の窓口を訪れる前に、それぞれのパスワードを決めておくと、スムーズに受け取りができる。



## マイナンバーカードの3つの利用箇所について

### マイナンバーカードの表面



### マイナンバーカードの裏面



### マイナンバーカードのICチップ内の構成



**(1) カード券面**  
 社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)。公的な身分証明書として活用

**(2) ICチップの空き領域**  
 市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関・民間事業者等は総務大臣の定めるところにより利用可能。  
 ・印鑑登録証 ・コンビニ交付  
 ・証明書自動交付機 ・図書館利用  
 ・公共施設予約 ・地域の買い物ポイント 等

**(3) 電子証明書**  
**(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)**  
 行政機関等(e-TAX、マイナポータル、コンビニ交付)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。  
 イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

## 通知カード

住民のひとりひとりに個人番号を通知するものです。

通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー(個人番号)をお知らせするものです。

券面にはお住まいの市区町村の住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー(個人番号)」等が記載されています。

ただし、顔写真は記載されておらず、通知カードを使用してマイナンバーの確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証や旅券等の本人確認書類が必要となります。

### 注意

一般的な本人確認の手続きにおける通知カードの取扱いについて(特に事業者の方へ)

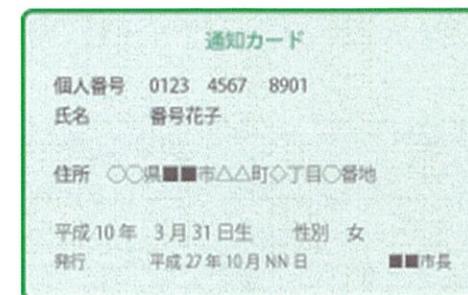
※「通知カード」は、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行いませんが、カードの申請はそのまま引き続き可能です。

※通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

5月25日以降、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書でマイナンバーの証明が可能です。

※既に交付された通知カードを紛失した場合は市区町村への届出が必要となります。

※既に通知カードの交付を受けている方がマイナンバーカードの交付を受けるときには、通知カードを市区町村へ返納していただく必要があります。



## 個人番号通知書

個人番号 0123 4567 8901  
氏名 番号 花子  
生年月日 令和2年6月1日

- 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。
- 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。
- 本通知書の再発行は行いません。

### マイナンバーカードの申請について

- マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データを準備のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。
  - 郵送によるマイナンバーカードを申請する場合には、同梱の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同梱のパンフレットをご確認ください。
- ※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 123】です。
- マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続が簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同梱のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。



交付申請用QRコード



202004241 110000 0000002 00000014 2/3

お問い合わせ先：0120-95-0178  
(マイナンバー総合フリーダイヤル)  
平日9時30分～20時00分  
土日祝9時30分～17時30分  
(年末年始を除く)

視覚障がい者用  
音声コード



## 個人番号通知書

個人番号通知書とは住民のひとりひとりにマイナンバー(個人番号)を通知するものです。

書面には「氏名」「生年月日」と「マイナンバー(個人番号)」等が記載されています。

個人番号通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」として利用することはできません。

## 注意

個人番号通知書は、ご自身のマイナンバーをお知らせするために送付しているものであり、「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」として利用することはできません。一般的な本人確認の手続きにおいて利用しないようお願いいたします。

個人番号通知書は令和2年5月25日以降、住民票に登録されてから2～3週間程度で簡易書留にてお届けいたします。

住民票の登録を済ませたうえでまだ届いていない方は、お住まいの市区町村へご相談いただくようお願いいたします。

※個人番号通知書は簡易書留で届きますが、ご不在の場合は郵送物等ご不在連絡票が入りますので郵便局での保管期限内に、ご不在連絡票に基づき再配達等の手続きをお願いいたします。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

[市]市 (地方公共団体情報システム機構 発)		長宛	申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名* ※1	番号 花子		顔写真貼付欄 サイズ 縦4.5cm×横3.5cm ・顔正面、目以内を撮影 ・背景は、白または無地のものを ・顔に、氏名、生年月日を 記入してください。	
住所*	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号			
生年月日*	令和 2年 6月 1日	性別*		
【代替文字情報】				
電話番号2		外国人住民の 区分		—
点字※3	下記の点字表記を希望する(最大24文字まで、濁点等は1文字) <input type="checkbox"/>		点字印刷等 目的の書体	—
点字表記	ばんごう はなこ		点字印刷等 発行日	—

- 本申請書に記載されている情報は、令和 2年 4月23日時点の情報となります。
- ※1 日本人の方で、個人番号カードへ旧氏名の印字をご希望の場合、市町村窓口で事前登録する必要があります。
- ※2 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。
- ※3 氏名の点字表記をご希望の場合、を置く必要があります。点字印刷に記録された文字(最大24文字まで、濁点等は1文字)が点字で表記されます。表記内容にご不明な点がある場合は、市町村窓口にお問合せください。

以上の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

発行を希望しない電子証明書がある場合、を置く必要があります。

電子証明書 不要  
 利用者の証明(電子証明書) 不要

【ご注意】 電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
を置く場合は、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

※15歳未満の方、成年見込の方には原則発行されません。

15歳未満の方、成年見込の方が個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人氏名(自署)	印	本人との関係
代理人住所		(電話番号)

※申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

【注意事項】  
 ※白のついた項目について、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に記載の情報が発行されます。



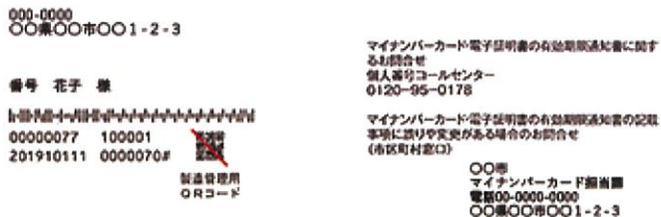
上欄特用

事務処理記録欄	オンライン申請用QRコード
---------	---------------

202004241 110000 0000002 00000013 3/3

## 個人番号カード交付申請書(対象者分)

公的な身分証明書となる、マイナンバーカードの交付を申請するための書類です。申請は、スマートフォンやパソコンからのオンライン申請も可能です。



マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書

お持ちのマイナンバーカード・電子証明書について有効期限が近づいています。有効期限の3か月前から更新手続きが可能ですので、オンラインまたは郵送で更新手続きしてください。  
 ※スマートフォンやパソコン、証明用写真機からのオンライン更新手続きが便利です。

利用者氏名	番号 花子
有効期限	2021年の誕生日まで
有効期限が到来するもの	マイナンバーカード 電子証明書
更新手続	マイナンバーカードの更新手続

以下のいずれかの方法により、マイナンバーカードの更新手続きが可能です。  
 ①スマートフォンで申請(交付申請用QRコードは右下にあります。)  
 ②パソコンで申請  
 ③証明用写真機で申請(交付申請用QRコードは右下にあります。)  
 ④郵送で申請  
 それぞれの申請手続については、有効期限のご案内パンフレットをご覧ください。  
 ●本通知書に記載されている情報は、令和 元年 9月28日時点の情報となります。  
 ●この通知書は、交付申請書ではないため、郵送しても申請したことにはなりませんのでご注意ください。

申請書ID 15101201909270000000644



有効期限通知書は左記イメージで届きます。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限のお知らせです。  
 両方またはどちらか一方のお知らせとなります。

どこを見ると、わかるの？

こちらを見てください。  
 有効期限が近付いたものが記載されています。

マイナンバーカードの有効期間は、発行の日から10回目の誕生日まで、また署名用電子証明書及び利用者証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までです。

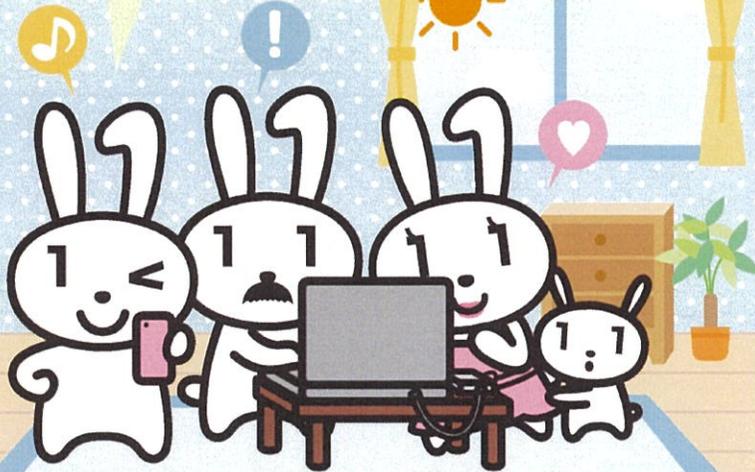
ただし、20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期間については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日となります。署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満の方については、住民基本台帳カードにおける取扱いと同様に原則として発行しません。

また、利用者証明用電子証明書を15歳未満の方に発行する際は、法定代理人がパスワードを設定することになります。

つかってみよう!

# マイナポータル

これからは、  
行政機関とのやりとりは  
マイナポータルで!



内閣府



## マイナポータルとは?

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです

スマホから



※マイナンバーカード  
対応機種に限りです。

マイナンバーカードの  
ICチップでログイン!



※一部機能のご利用には  
マイナンバーカードは不要です。

パソコンから



※マイナンバーカードに対応  
するICカードリーダーが  
必要です。

## マイナポータルでできること

**びったりサービス**  
子育てをはじめとする  
オンライン申請が  
できるよ!  
※サービスの検索や  
一部の申請については  
マイナンバーカードが  
なくてもできるよ!

**あなたの情報**  
・税情報 (所得等)  
・世帯情報  
・予防接種の履歴  
などが確認  
できるよ!

**お知らせ**  
・「児童手当の現況届  
を出してください」  
・「確定申告が始まり  
ます」  
などのあなたに  
あったお知らせが  
届くよ!

**やりとり履歴**  
あなたの情報が行政  
機関でどのように  
やりとりされた  
がチェック  
できるよ!

**もっとつながる**  
(外部サイト連携)  
・e-Tax  
・ねんきんネット  
などに  
つながるよ!

マイナポータル  
“あなたにいいコト” どんどん広がる

## 特別定額給付金の申請



申請はこちら

(ひつたりサービスに移ります)

詳細・お問い合わせは  
こちら

## ★ 健康保険証利用の申込



マイナンバーカードを健康保険証として利用  
マイナンバーカードを健康保険証として  
利用する際の事前登録はこちらから。

利用を申し込む

申込状況を確認

詳しくはこちら

※利用申込と申込状況確認は、  
マイナンバーカードが必要です。

## ★ すぐに利用できるサービス



ひつたりサービス

市町村の子育てや介護をはじめとする  
行政サービス検索・オンライン申請や届出、就労証明書作成コーナーはこちらです。

使ってみる



法人設立  
ワンストップサービス



就労証明書  
作成コーナー

**利用申込受付開始!**

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

※2021年3月(予定)から利用開始  
 ※マイナンバーカードの顔写真が読み取れます。利用できる医療機関・薬局については、  
 ①マイナポータル・マイナポータルアプリのマイナポータルページをご覧ください。  
 ②マイナポータル・マイナポータルアプリのマイナポータルページをご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省



どうやって使うの?

ピッとかざすだけ!

とっても簡単!

〇〇病院総合受付



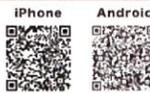
**医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ!**

カードの顔写真を機器で確認します。  
 ※顔写真は機器に保存されません。

**利用申込はカンタン!** 今すぐ申込可能

まずは必要なものをチェック!

- ①申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ②マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③「マイナポータルAP」のインストール



- STEP1** ●ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。  
 ※「マイナポータルAP」は閉じてください。
- STEP2** ●「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。
- STEP3** ●利用規約等を確認して、同意する。  
 ※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。
- STEP4** ●マイナンバーカードを読み取る。  
 数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。



申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

ここをクリック!

つづきも見てね!

**どんないいことがあるの?**

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える!  
 ※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が見られる!



マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンに!



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。  
 ※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

**いつから使えるの?**

**現在**  
 ●マイナポータルで、利用申込受付中!

**2021年3月(予定)から**

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

**2021年10月(予定)から**

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

**2021年分所得税の確定申告(予定)から**

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に

マイナンバーカードの申請はお早めに!



申込方法は特設ページでも確認できます!



[https://myna.go.jp/html/hokanshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokanshoriyou_top.html)

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~18時30分

---

## 2.税理士業務(税務申告)で使用するICTツール

- 
- 税務申告ソフト  
専用ソフト  
TKC  
JDL ミロク ICS エプソン 達人 魔方陣  
e-Tax eLtax
  - 会計ソフト  
弥生会計 OBC PCA ツカエル会計  
freee マネーフォワード
  - 汎用ソフト  
MS エクセル パワーポイント  
富士ゼロックス ドキュワークス  
アドビ アクロバット  
OCR変換ソフト  
インターネットブラウザ
  - RPA  
AI
  - クラウドPBX  
ネットFAX
-

[e-Tax] 国税電子申告・納税: x

e-tax.nta.go.jp

[サイトマップ](#)
[よくあるご質問](#)
[お問い合わせ](#)
 文字サイズ **標準** 大

[ログイン](#)

[個人の方](#)
[法人の方](#)
[電子納税](#)
[お知らせ](#)
[利用可能時間](#)
[各ソフト・コーナー](#)




  
**大企業の電子申告義務化の概要について**
  
[詳しくはこちら](#)

**e-Taxの運転状況・利用可能時間**

月曜日～金曜日	24時間
休祝日の翌稼働日、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日	8時30分～24時
休祝日、12月29日～1月3日	休止

[詳しくはこちら](#)

**▲ 新型コロナウイルス感染症関連情報**

[持続化給付金などを申請される方へ ▼](#)

[納税が困難な方へ ▼](#)

[申告・納付期限の延長 ▼](#)

[国税庁ホームページ](#)
[特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について](#)



eL. eLTAX 地方税ポータルシステム x

eltax.lta.go.jp

お問い合わせ サイトマップ 文字サイズ 標準 大 PCdesk (WEB版) 自治体等ページ

eLTAXのご案内 電子申告 共通納税 電子申請・届出 サポート

操作や入力が難しい?  
PCdeskのマニュアルはこちら

- ✓ 電子申告
- ✓ 電子納税
- ✓ 電子申請・届出
- ✓ 利用届出(新規)
- ✓ メッセージ照会 等

はじめてご利用の方

eLTAXサービス状況

ご利用時間  
8:30~24:00  
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く  
※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません

ヘルプデスク  
9:00~17:00  
土・日・祝日、年末年始12/29~1/3は除く

お知らせ

2020/09/08

【2020/09/09更新】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例に基づく特例猶予の申請について **NEW**

2020/08/25

8月28日 株式会社帝国データバンクのメンテナンスのお知らせ

2020/07/27

トピックス

PCdeskのバージョンアップ・データ移行

新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例申請について

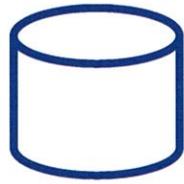
19:22 2020/09/12

---

- 保管方法



紙



電子データ

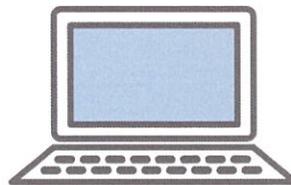
- 保管場所



金庫



USB



パソコン

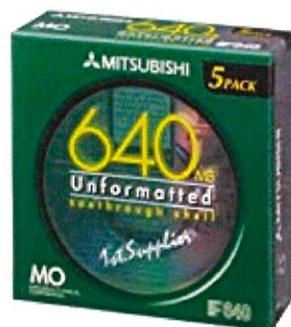


サーバ

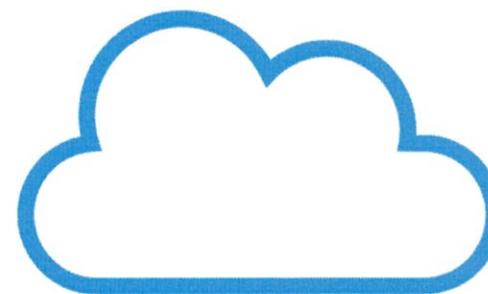


クラウド

## メディアの寿命



クラウド



## メディアの寿命

メディアの名称	容量	信頼性	寿命	欠点	備考
フロッピーディスク(FD)	1.44MB前後	低い	10年	磁気、埃、汚れに弱い	容量が少なすぎてバックアップに向いていない
大容量磁気ディスク(ZIP/Jaz)	100MB～数GB	-	-	磁気、埃、汚れに弱い	書き込み速度は速いが廃れたメディアである
磁気テープ	数10GB～数TB	高い	10年	定期メンテナンスが必須	主に業務用の記憶メディアである
光ディスク(CD/DVD/BD)	640MB～128GB	高い	10-30年	書き込み速度が遅い	海外製品は寿命が0年のものがあるので注意
フラッシュメモリ(USBメモリ/SDカード/Flash SSD)	数10MB～数GB	低い	5年	書き換え回数に限度がある	一時的に保存するもので長期保存には適さない
光磁気ディスク(MO)	100MB～2.3GB	高い	50年	専用ドライブが入手困難	信頼性は高いが廃れたメディアである
ハードディスクドライブ(HDD)	数10GB～数TB	高い	3-5年	磁気や振動、衝撃に弱い	耐用年数が低い
ソリッドステートドライブ(SSD)	数10GB～数TB	低い	5年	書き換え回数に制限、価格が高い	データが消失する可能性があり長期保存には適さない

---

**【2020年版】**

**使いやすいオンラインストレージ徹底比較**

- 1. Dropbox**
- 2. OneDrive**
- 3. Googleドライブ**
- 4. SugarSync 他**

<https://www.itreview.jp/blog/archives/7291>

ホーム / 法令等 / [その他法令解釈に関する情報](#) / 電子帳簿保存法関係

## 電子帳簿保存法関係

1. 制度創設等の背景
2. [電子帳簿保存法の概要](#)
3. [関係法令集等](#)
4. [申請書等様式](#)
5. [電子帳簿保存法上の電子データの保存要件](#)
6. [電子帳簿システムを利用している場合の申請事例](#)
7. [電子帳簿保存法Q&A（一問一答）](#)
8. [電子帳簿保存法関係パンフレット等](#)
9. [電子帳簿保存及びスキャナ保存制度における要件適合性に関する事前相談窓口のご案内](#)

[このページの先頭へ](#)

**法令等**

- ▶ [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- ▶ [法令解釈通達](#)
- ▶ [その他法令解釈に関する情報](#)
- ▶ [事務運営指針](#)
- ▶ [国税庁告示](#)
- ▶ [文書回答事例](#)
- ▶ [質疑応答事例](#)

ホーム / 法令等 / [その他法令解釈に関する情報](#) / 電子帳簿保存法関係

### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ（税の学習コーナー）](#)

### 法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)

### 国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織（国税局・税務署等）](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)
- [審議会・研究会等](#)
- [情報公開](#)

ホーム 法令等 [その他法令解釈に関する情報](#) 電子帳簿保存法Q&A (一問一答)

## 電子帳簿保存法Q&A (一問一答)

- ▶ [電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】\(PDFファイル/984KB\)](#)
- ▶ [電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】\(PDFファイル/967KB\)](#)
- ▶ [電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】\(PDFファイル/469KB\)](#)

※ 電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件を緩和(選択肢の追加)する見直し(以下の(1)及び(2))については令和2年10月1日以後に行う電磁的記録の保存について適用されることとなります。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと(電子帳簿保存法規則8①一)。
- (2) 次の要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して、その取引情報の授受及びその電磁的記録の保存を行うこと(電子帳簿保存法規則8①三)。
  - ① その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
  - ② その電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

### (参考)

令和2年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しに伴い、令和2年7月に、電子帳簿保存法一問一答について、新たな問答を作成するほか、電子取引に関する問答について新たに別冊を定めるなど、既存の問答の内容についても所要の整備を行いました。

改正箇所は下線で示していますが、単なる条項の異動等その整備の内容が形式的なものについては省略しています。

法令等
▶ <a href="#">税法 (e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク)</a>
▶ <a href="#">法令解釈通達</a>
▶ <a href="#">その他法令解釈に関する情報</a>
▶ <a href="#">事務運営指針</a>
▶ <a href="#">国税庁告示</a>
▶ <a href="#">文書回答事例</a>
▶ <a href="#">質疑応答事例</a>

## 税務の動向

### キャッシュレス決済で領収書不要に、経理事務の負担減へ

クラウド業者・ユーザーに登録や承認申請はなし  
国税庁が本改正を踏まえ電帳法Q&Aを改定

(02頁)

既報(No.3573)のとおり、令和2年度改正で電子帳簿保存制度が見直される。近年、クラウドによる経費精算システム等を利用する企業が増えているが、キャッシュレス決済で従業員が立て替えた経費の支払データをクラウド内でそのまま保存することが認められることになる。本年10月からの施行に向け、国税庁は夏頃に、本改正に基づく電子データ保存に係るQ&Aを公表する予定だ。

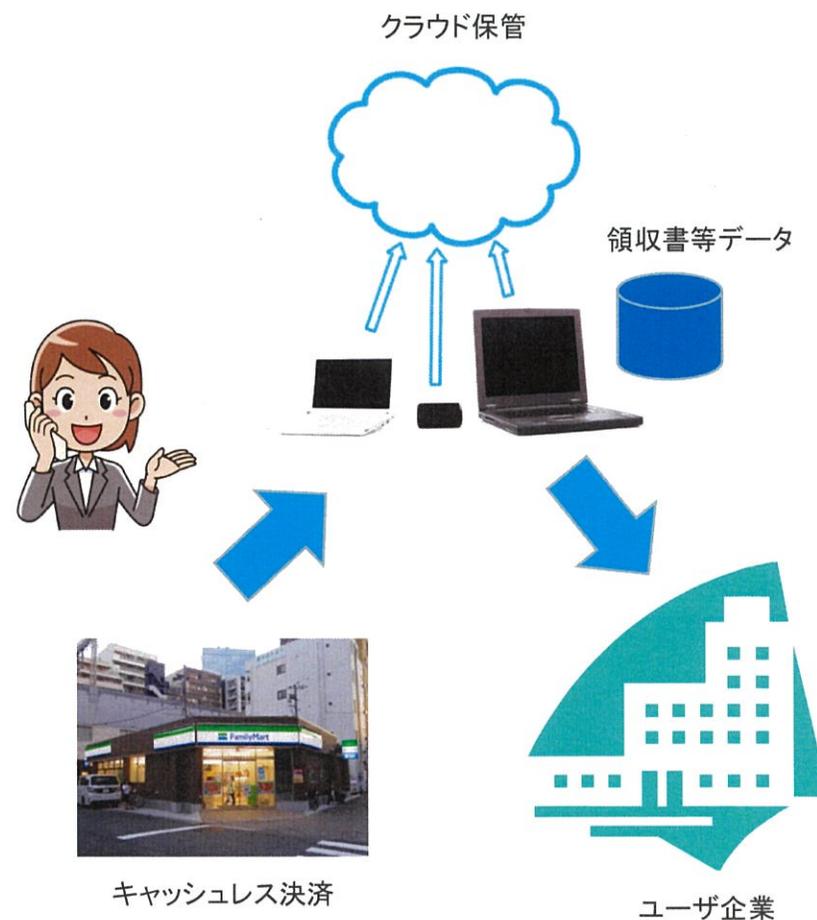
### 自社クラウドの利用は不可

電子請求書の電子データとそのデータのまま企業が保存しておくには、タイムスタンプの付与、又は、改ざん防止等のための事務処理規定を作成・運用する必要があった。これまででも事務処理規定を作成等すれば、電子データのまま保存することができていたが、対応していない企業が多かったようだ。経費精算でいえば、従業員が使用した経費の領収書を紙のまま保存するか、税務署の承認を得てスキャナ保存するかということになる。

しかし、今回の改正で、受領者が自由にデータを改変できないシステム(クラウドサービス等)等を利用していけば、事務処理規定の作成等がなくとも電子データのまま保存できることになる。このため、クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済に基づく、クラウドでの経費精算サービス等を利用する場合は、そのクラウドに保存されている経費の情報データにつき、そのままクラウドで保存しておくことが認められるようだ。法人税法、所得税法の青色申告要件等における書類保存の観点からも、クラウド上のデータ保存により、国税関係書類として適切に保存されているものと認められるという。

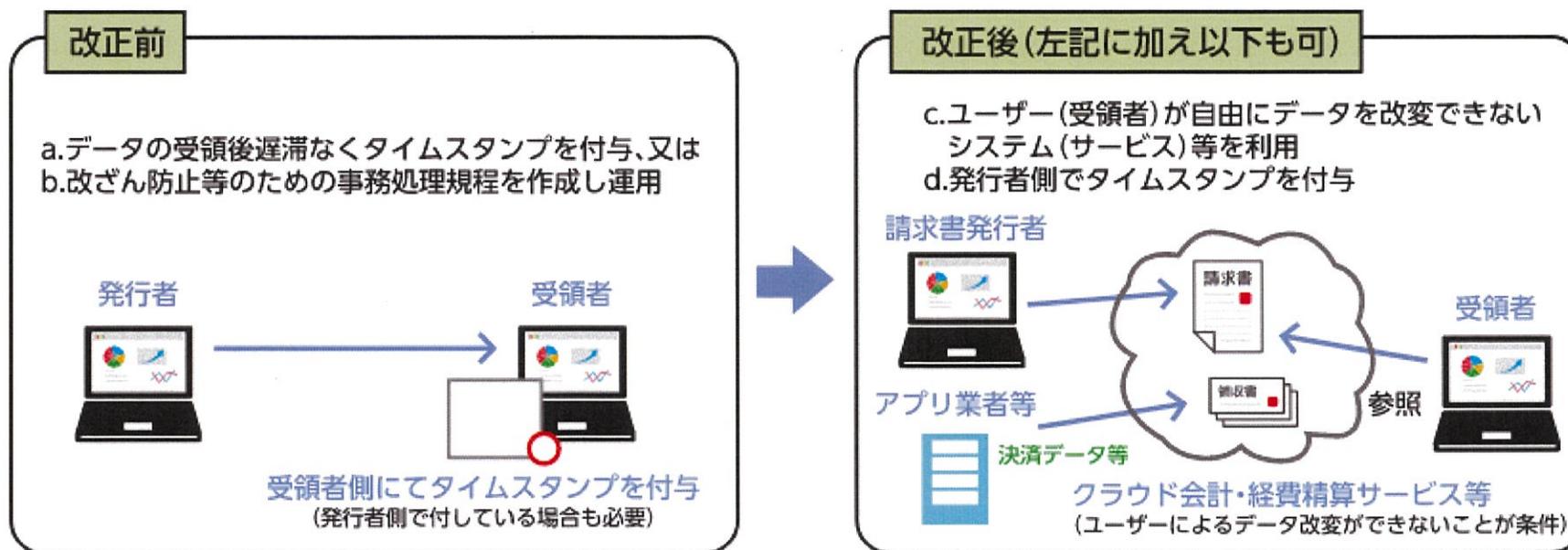
ただし、このクラウドによる電子データ保存は、データを受領し保存するユーザーの自社製クラウドでは認められない。あくまでデータの発行側と受領側の間に、クラウドサービス等を担う第三者の仲介が必要となるわけだが、クラウド事業者もユーザー側も税務署への承認申請や登録等は必要なく、誰でもすぐに取り組むことができる。

ちなみに、クラウドによる経費精算サービスを提供している(株)コンカーでは、クラウドとJR東日本のSuica利用データを活用した交通費の経費精算自動化に向けた実証実験をしているようだ(SAP Concur Japan 2019.08.19)。今後、クラウドでの経費精算サービスの利用拡大が期待される。



## 電子帳簿等保存制度の見直し

バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大します。



(注) 令和2年10月1日から適用されます。

財務省 令和2年度税制改正 令和2年3月 5. 納税環境整備

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei20/nouzei.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei20/nouzei.html)

# 電子帳簿保存法一問一答

【電子取引関係】

令和2年6月  
国 税 庁

## Ⅰ 通則

### 【制度の概要等】

問1 電子取引の制度はどのような内容となっていますか。

問2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

問3 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

問4 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

問5 当社は、取引先からクラウドサービスを通じて請求書等を受領しておりますが、クラウドサービスを通じて受領した場合には、電子取引に該当しますか。

問6 いわゆるスマホアプリによる決済を行いました。この際にアプリ提供事業者から利用明細等を受領する行為は、電子取引に該当しますか。

問7 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。

問8 当社は電子計算機を使用して請求書を作成し、クラウドサービスを利用して取引先に電磁的な請求書を発行しようと考えておりますが、税務署に対して申請書を提出する必要がありますか。

## II 適用要件

### 【基本的事項】

問9 電子取引について電磁的記録による保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

問10 ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。

問11 電磁的記録の書面への出力に当たっては、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。

問12 電磁的記録を外部記憶媒体へ保存する場合の要件はどういうものがありますか。

問13 電磁的記録の検索機能は、現在使用しているシステムにおいて確保しなければならないのでしょうか。

問14 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存しており、一課税期間を通じて検索できませんが、問題はありますか。

問15 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

問16 いわゆるオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能にシステム概要書と同等の内容が組み込まれている場合、システム概要書が備え付けられているものと考えてもよいのでしょうか。

## 【保存方法】

問17 請求書や領収書等を電子的に(データで)受け取った場合、どのように保存すればよいですか。

問18 電子取引の取引データの保存について、当該電子データをそのまま保存する方法と電子データを出力した書面を保存する方法との混在は認められますか。

問19 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第8条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

問20 当社は、電子取引の取引情報の保存サービスの提供を受け、同サービス利用者同士の電子取引の取引情報については、同サービスにおいて保存されます。同サービス利用者は、同サービス提供者と契約し、同サービスの利用規約に定めるデータ訂正等の防止に関する条項にのっとりデータの訂正削除を行うこととなります。

このようにサービス提供者との契約によってデータの訂正等を防止する方法についても、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定める方法として認められますか。

問21 当社は、取引先との間で、クラウドサービスを利用し請求書を受領しています。この場合において、取引先から確認のため電子メールでも請求書が送られてきましたが、同一の請求書を2つの電子取引により受領したときには、どちらの電子データを保存すればよいのでしょうか。

問22 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、どのような保存方法が認められるのでしょうか。

問23 当社はスキャナ保存の承認を受けており、スキャニングした画像データを管理するための文書管理システムで保有しております。今回、電子取引により受領したPDFデータについても、この文書管理システムで管理することを検討していますが問題ありませんでしょうか。

問24 当社はクラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ(取引情報に関する文字の羅列)をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか。

問25 具体的にどのようなシステムであれば、訂正又は削除の履歴の確保の要件を満たしているといえるのでしょうか。

---

**【検索機能】**

問26 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、検索機能で注意すべき点はありますか。

問27 規則第3条第5項第7号において準用する第3条第1項第5号八の「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」には、「AかつB」のほか「A又はB」といった組合せも含まれますか。また、一の記録項目により検索をし、それにより探し出された記録事項を対象として、別の記録項目により絞り込みの検索をする方式は、要件を満たすこととなりますか。

**【タイムスタンプ】**

問28 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプとはどのようなものでしょうか。

## ICT化の進展に対応した主な施策

(施行・適用開始)

電子申告等

電子帳簿保存

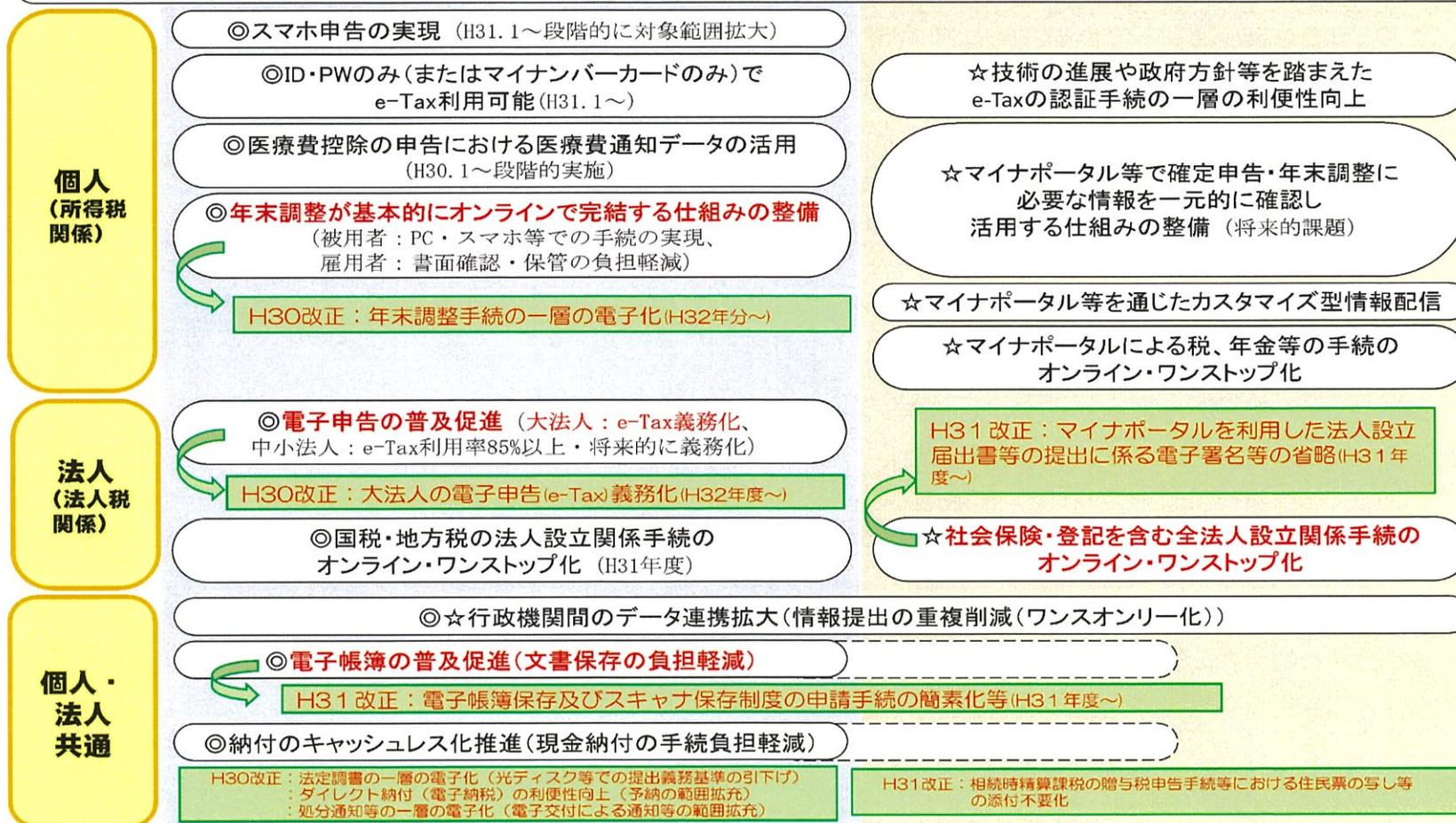
平成10年		・電子帳簿保存制度の開始
平成16年	・電子申告、電子納税(e-Tax)の運用開始	
平成17年	・法定調書の電子提出の運用開始(オンライン又は光ディスク等による提出)	・国税関係書類のスキヤナ保存制度の開始 (取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能化)
平成19年	・税理士による代理送信の場合の電子署名省略(本人の電子署名省略)	
平成20年	【所得税】電子申告における税額控除の導入(19年分、20年分:控除額5,000円) 【所得税】電子申告における第三者作成書類の提出省略(医療費の領収書等)	
平成21年	・電子納税へのダイレクト納付の導入	
平成22年	【所得税】電子申告税額控除の延長(21年分、22年分:控除額5,000円)	
平成24年	【所得税】電子申告税額控除の延長(23年分:4,000円、24年分:3,000円)	
平成26年	・法定調書の電子提出義務化(前々年に1,000枚以上提出している法定調書)	
平成27年		・スキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直し (3万円以上の領収書等を対象に追加等)
平成28年	・第三者作成書類の提出可能化(イメージデータ(PDF)による提出)	・スキヤナ保存制度の要件緩和 (スマホ等による社外における読取りを可能化)
平成30年	【法人税】第三者作成書類の一部添付省略(土地収用証明書等) 【法人税等】認証手続の簡便化(委任を受けた社員等の電子署名の許容等)	
令和元年 (平成31年)	【所得税等】認証手続の簡便化(ID・パスワード方式) 【法人税】添付書類のデータ形式柔軟化(勘定科目内訳書等は平成31年～、財務諸表は令和2年～) 【法人税】マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略 ・一定の手続における住民票の写し等の添付不要化 【所得税】スマホ申告の実現(H31.1～段階的に対象範囲拡大)	・電子帳簿・スキヤナ保存制度の申請手続の簡素化・柔軟化 (認証を受けたソフトウェアの利用者の承認申請書の記載省略、 新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設) ・スキヤナ対象書類の範囲拡充(一定の要件の下、書類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキヤナ保存を可能化)
令和2年	【法人税・法人事業税】国・地方を通じた財務諸表提出のワンストップ化 【法人税・消費税等】電子申告義務化(資本金の額等が1億円超の法人) 【所得税】準確定申告の電子的手続の簡素化(「確認書」を添付した場合の他の相続人の電子署名等の不要化)	・電子取引の要件緩和 (一定の要件の下、電子取引に係るタイムスタンプの不要化等)
令和3年	・法定調書の電子提出義務の基準引下げ(1,000枚以上⇒100枚以上) ・法定調書の電子的提出方法の柔軟化(CSV形式での提出を可能化) ・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化(e-Taxを利用して電子的に行うことを可能化) ・納税証明書の電子的請求・交付方法の柔軟化(QRコード付の納税証明書の交付等)	

※ 下線は令和2年度改正において措置したもの

## 税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュールを踏まえた制度的対応状況

政府税調  
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」等を措置したところ。
- 平成31年度税制改正では、「マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略」「電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の申請手続の簡素化」等を措置することとした。



I 納税者の利便性の向上

## 税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

### 【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

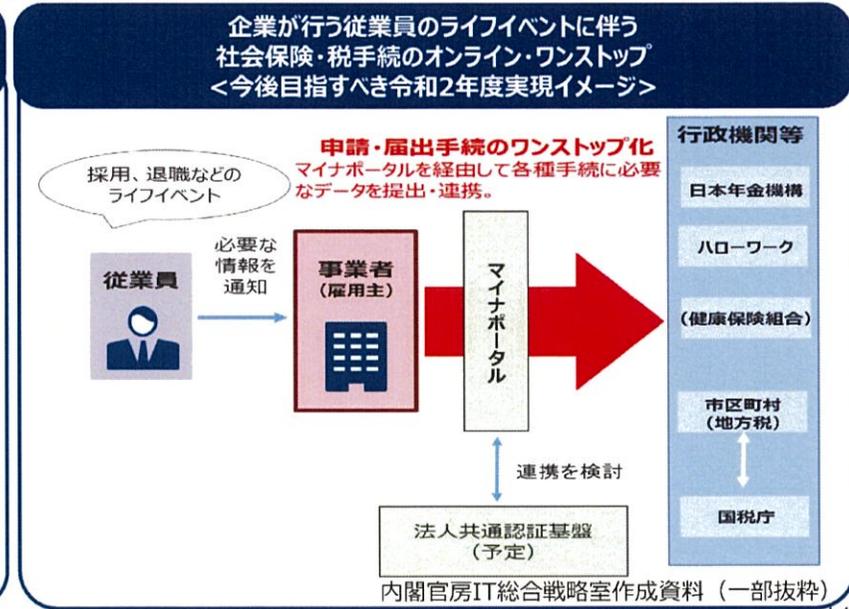
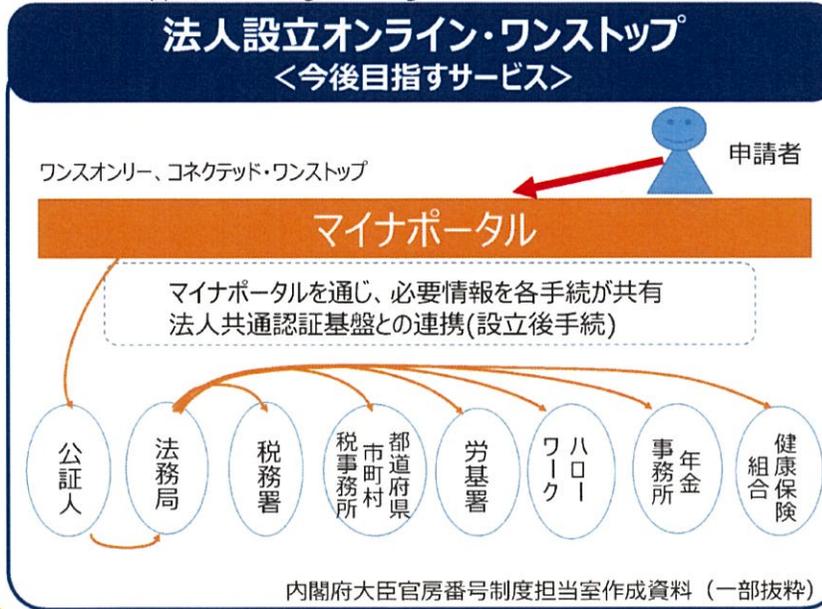
#### ○ 法人設立オンライン・ワンストップ

- これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。
- 令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
  - 令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

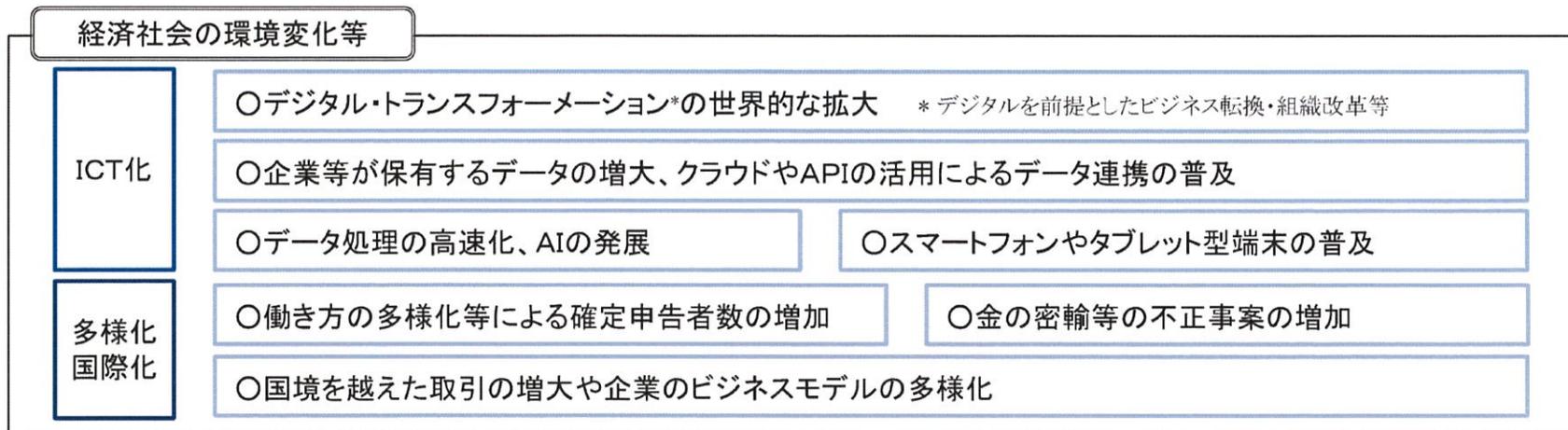
#### ○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。



## 経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①



### 今後の納税環境整備に当たっての基本的な方向性(案)

- これまでの審議や取組状況、近年の国際的な議論の状況なども踏まえれば、今後の納税環境整備を進めるに当たっては、申告納税制度の下、経済社会や税制自体の変化に的確に対応し、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現できるよう、必要な制度上の措置等を講じていくことが重要。
- 具体的には、
  - (1)先進的な技術を活用して、納税者の利便性の更なる向上を図りつつ、
  - (2)同時に取引や申告の段階から正確な手続(誤りの未然防止)を行うことができるような仕組みを構築するとともに、
  - (3)税務当局による事後的な対応(税務調査等)についても、経済社会の変化等に応じ、特に必要性の高い分野に的確に対応することを後押しする、という方向を目指していくことが考えられるのではないか。

## 経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)②

### 具体的な対応を検討するに当たっての視点(案)

○ 前記の基本的な方向性(案)を踏まえ、以下のような視点から、その実現に向けた具体的な制度上の対応等を検討していくこととしてはどうか。

#### ① 納税者のコンプライアンスコストの極小化

多様なデータや先進的な技術の活用により、普段の記帳・書類(データ)保存から申告・納付に至るまで、納税者の事務負担を極力抑制しつつ、円滑かつ正確(誤りの未然防止)に手続を行うことができる仕組みを構築する。

#### ② 納税者の予見可能性の向上

税務当局が納税者にとって広く参考となる情報を適時に提供することにより、申告前における納税者の予見可能性を確保し、誤りの未然防止と負担軽減を図る。

#### ③ 納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備

申告誤りの未然防止や早期是正、及び、納税者の負担軽減を図る観点から、納税者が自ら税務当局に対して必要な情報を開示していくような環境を整える。

#### ④ 効率的かつ効果的な税務調査の実施

事後的な対応(税務調査等)については、経済社会や税制自体の変化等に応じ、特に必要性の高い分野・悪質な事案に的確・厳正な対応を行えるような環境を整備する。

## 経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案) ③

### 具体的な検討課題の例(※)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

#### ○ マイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月7日 納税環境整備に関する専門家会合)(抜粋)

3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

(1)基本的な視点・考え方

そうした分野(注:仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの新たな経済取引)における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

#### ○ 携帯電話端末(スマートフォン)等からの電子申告の実現

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末(スマートフォン)やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

#### ○ 電子申告の普及促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

個人のe-Tax 利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声が強い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化の中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Tax の利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Tax で行われるという姿(法人税等の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続(電子署名)の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

### 具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

#### ○電子帳簿等保存制度の利用促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

当該制度(注:電子帳簿等保存制度)創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用(FinTech)も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

#### ○納付のキャッシュレス化推進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加する中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

#### ○経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

### 具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

#### ○ 多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

今後日本の国際課税制度の改革を進めていく上では、その取りまとめに当たり日本が主導的役割を果たしてきた「BEPSプロジェクト」の最終報告書で示された内容を、十分に踏まえていく必要がある。(中略)さらに、「外国子会社配当益金不算入制度」導入等の過去の制度改革の趣旨、及び現在の法人税体系を踏まえた、総合的視点をもって議論を進めていくことも必要である。また、多国籍企業の活動に係る実態を把握するべくデータ収集や分析に精力的に取り組むことが必要である。

制度改革に加えて、執行面の対応も重要である。具体的には、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等に対応できるよう、今後、国際課税を中心に税務当局職員の増員やスキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要である。

#### ○ タックス・プランニングの義務的開示制度(MDR)の検討とその周辺環境整備

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

義務的開示制度は、税務当局がタックス・プランニング・スキームによる潜在的な税務リスクを迅速に特定し、対応するために、その開発・販売者(及び必要な範囲で納税者)に一定の情報の税務当局への報告を義務付ける制度である。「BEPSプロジェクト」では、既に同趣旨の制度を導入している米国、英国、カナダ、アイルランド、南アフリカ、ポルトガル、イスラエル、韓国の経験を踏まえつつ、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つ「ベスト・プラクティス」として、制度導入の検討が勧告された。

今後、本制度の日本での導入を検討するに当たっては、特に以下の点に留意すべきである。まず、開示対象取引の基準設定に当たっては、制度目的を効果的に達成しつつ、過剰な事務負担等をプロモーター及び納税者に与えないよう、何らかの客観的な基準を用いて開示対象となるスキームを特定することが必要である。また、既存の情報開示制度等\*との役割分担を最適化するとともに、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることも重要である。なお、本件は現状日本に存在しない新たな制度であることから、制度を導入する場合には、執行状況やその効果を適切に把握し制度のさらなる改善に活かしていくことが必要である。

\* OECDの「BEPS最終報告書」(平成27年10月5日)では、MDRと相互補完関係にある他の情報開示制度等として、以下を例示している。

- ①ルーリング:納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示し、税務当局がその税法上の取扱いについて見解を示すもの
- ②調査及びアンケート:リスク評価を行う目的で、納税者の特定のグループから情報を収集するもの
- ③自発的開示:納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示した場合に、租税回避や脱税に対して課されるペナルティを軽減するもの
- ④協力的コンプライアンス・プログラム:プログラムに参加する納税者が、重要な税務上の問題と取引について、その取引と税務上の影響について理解するに十分な情報を税務当局に提出するもの

## 年末調整手続の電子化・簡便化

国税庁作成

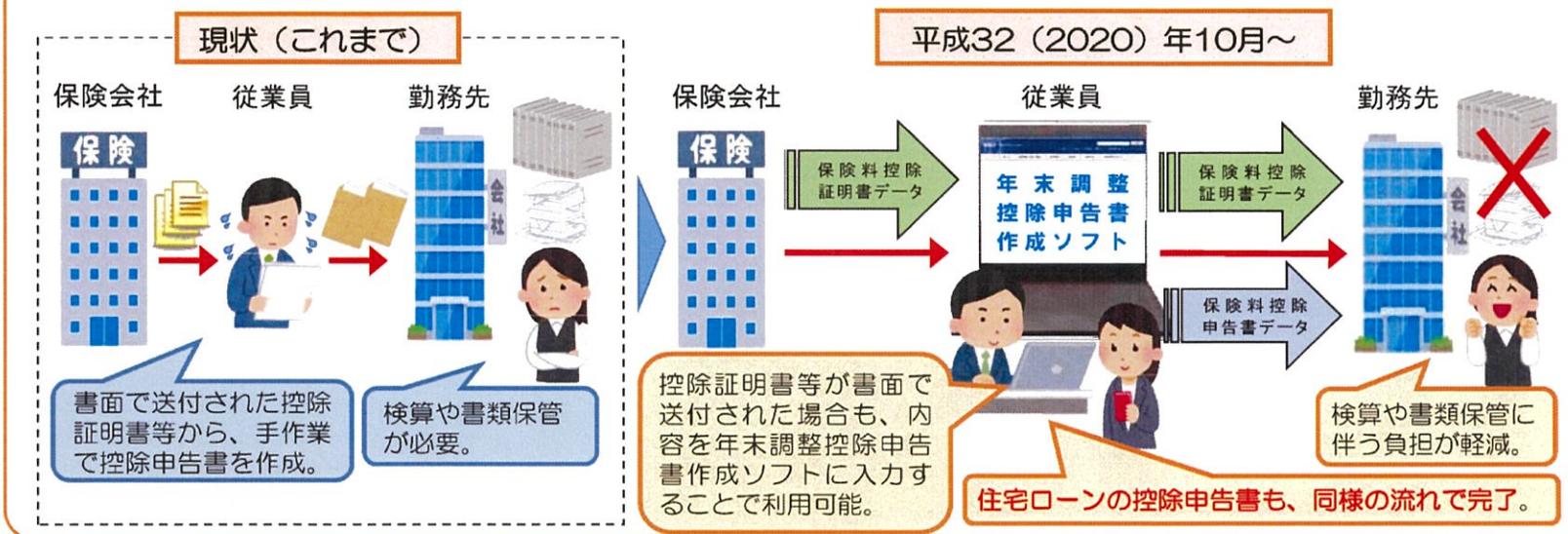
ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、無料の年末調整控除申告書作成ソフト<sup>(※)</sup>を提供。  
【平成32(2020)年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等(異動)申告書、④配偶者控除等申告書。

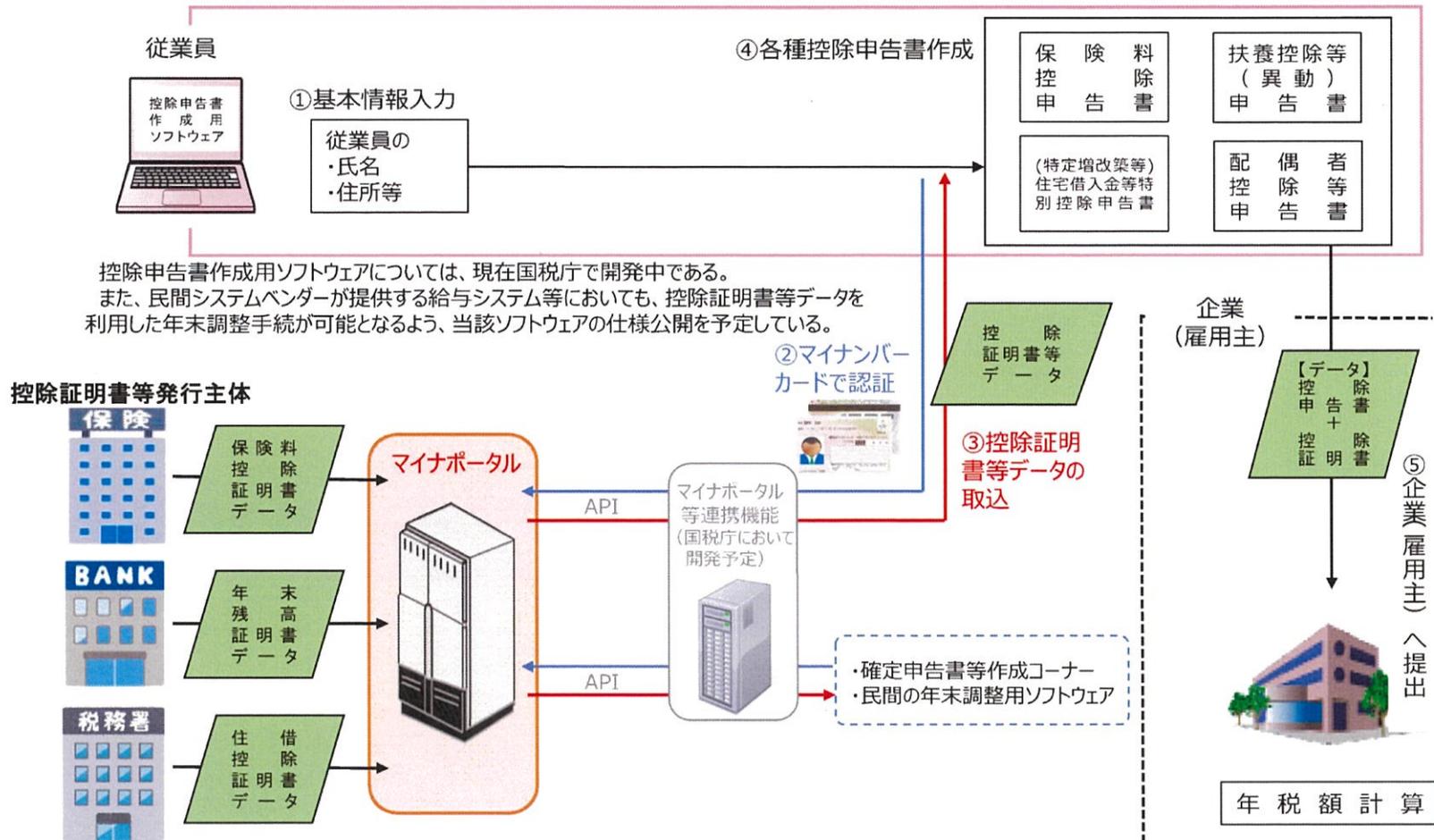
(注) 上記申告書のほか、平成32(2020)年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。

- 従業員は、国税庁ホームページから年末調整控除申告書作成ソフトをダウンロードして利用可能(なお、勤務先がダウンロードした年末調整控除申告書作成ソフトを従業員に配付して利用することも可能)。
  - 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年末調整控除申告書作成ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動転記(簡便・正確に控除申告書データを作成)。
  - 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ 年末調整控除申告書作成ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。



### 3 現在検討している年末調整手続電子化のイメージ(平成32(2020)年10月以降)



控除申告書作成用ソフトウェアについては、現在国税庁で開発中である。  
また、民間システムベンダーが提供する給与システム等においても、控除証明書等データを利用した年末調整手続が可能となるよう、当該ソフトウェアの仕様公開を予定している。

※ 控除証明書発行主体の顧客ページ等から控除証明書データを取得できる場合は、当該取得したデータを控除証明書作成用ソフトウェアにインポートして利用することも可能。

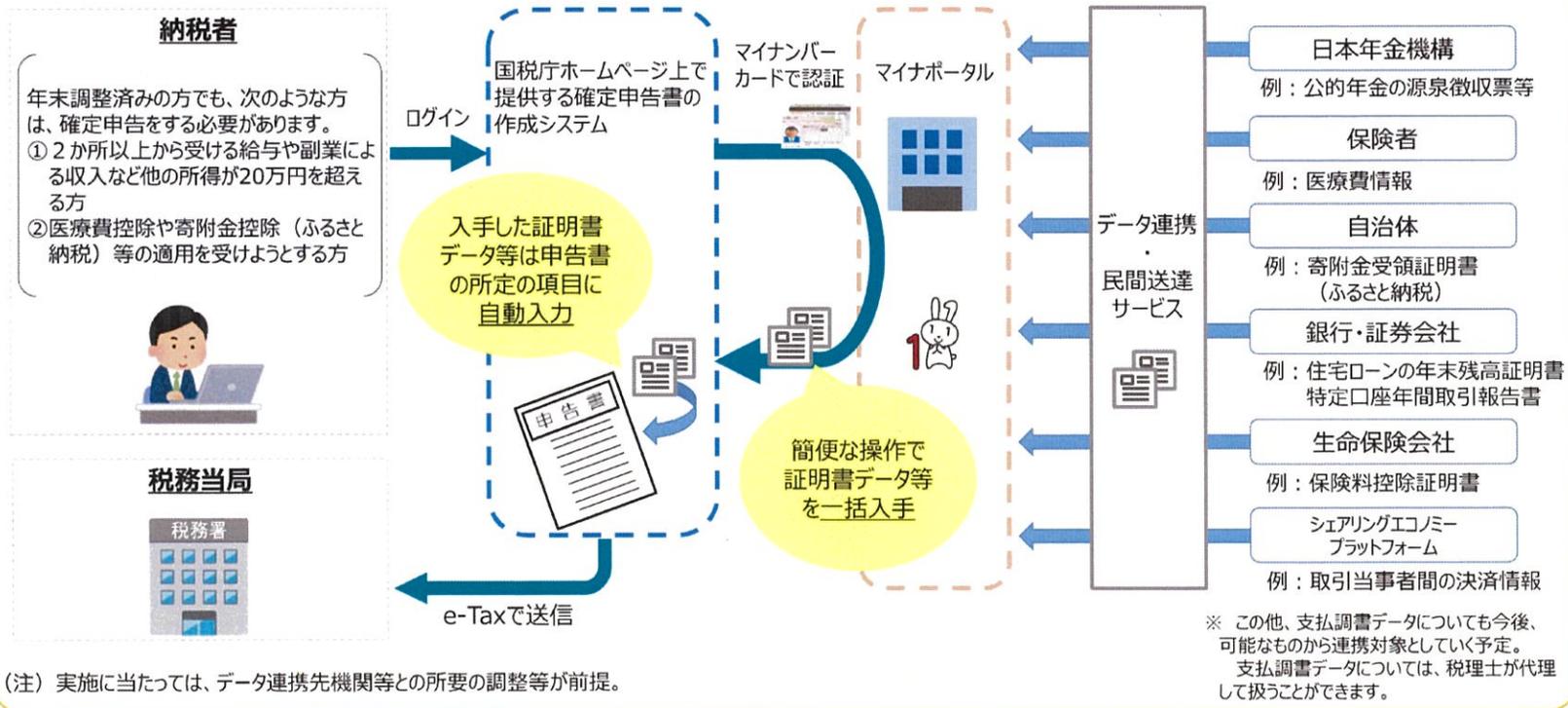
年末調整手続の電子化について 国税庁 平成31年4月11日

## 税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

### 【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 ～スマート税務行政の実現に向けて～（令和元年6月21日）より

“大切な人を想う”のいちばん近くで。



サイト内検索 キーワードを入力してください

サイトマップ | よくあるご質問 | お問い合わせ | 窓口 | 文字サイズ | 標準 | 大 | 最大

トップ | **ご契約者様** | 保険をご検討中のお客様 | 法人のお客様 | 知る・楽しむ | 日本生命について

日本生命保険トップ > ご契約者様 > お手続きのご案内 > お手続一覧 > 生命保険料控除証明書の電子発行について

ご契約者様

お手続きのご案内

- 保険金・給付金を請求する
- 資金の引出し・借入れ
- ライフイベントで探す
- お手続一覧**
- ご利用時間・手数料など

お客様あて諸通知のご案内

ずっともっとサービス

ご契約内容確認活動

重要なお連絡事項

生命保険料控除証明書の電子発行について

当社から郵送している生命保険料控除証明書の再発行を、ご自宅のパソコン等で、すぐに電子発行できます。電子データは、『国税電子申告・納税システム(e-Tax)』利用時に貼添付書類として利用することができます。また、電子データを国税庁のサイトで印刷可能な形式(QRコード付PDFファイル)に変換することで、印刷して確定申告や年末調整に使用することもできます。

※ なお、当社での2018年度の電子発行の受付は終了しております。

詳細はこちら (国税庁HP)

お手続きの流れ

Step1 インターネットでお手続き(社外サイトでのお手続きとなります)



インターネット(社外サイト経由)でそのままお手続きができます。契約番号(証券記号番号)単位での発行です。

+ お手続き時に確認させていただく内容

Step2 社外サイト利用のユーザーID、パスワードの発行



メールにて発行手続のURLとユーザーID、パスワードをお知らせします。

※ 当社から発行している「お客様番号(お客様ID)」[「暗証番号(パスワード)」とは異なります。

ホーム / 利用者別に調べる / 源泉徴収義務者の方  
 / 年末調整手続の電子化に向けた取組について（令和2年分以降）

## 年末調整手続の電子化に向けた取組について（令和2年分以降）

平成30年度税制改正により、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当されたことなどを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されます。  
 ここでは、年末調整手続の電子化に関する各種情報を掲載しています。

### 1 年末調整手続の電子化の概要

これまでの年末調整手続は、

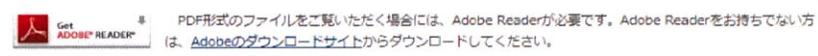
- ① 従業員（給与等の支払を受ける方）が、保険会社、金融機関、税務署等（以下「保険会社等」といいます。）から控除証明書等を書面（ハガキ等）で受領
- ② 従業員が、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に、①で受領した書面（ハガキ等）に記載された内容を転記の上、控除額を計算し記入
- ③ 従業員が保険料控除申告書及び住宅ローン控除申告書など、年末調整の際に作成する各種申告書（以下「年末調整申告書」といいます。）を作成し、控除証明書等とともに勤務先（給与等の支払者）に提出
- ④ 勤務先が提出された年末調整申告書に記載された控除額の換算、控除証明書等の確認を行った上で、年税額を計算

利用者別に調べる

- ▶ 個人の方
- ▶ 法人の方
- ▶ 源泉徴収義務者の方
  - 新着情報
  - 税制改正等の情報
  - 年末調整に関する情報
  - 一般的な情報
  - 専門的な情報

## 年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて

年末調整手続の電子化に関するパンフレットを掲載しています。



### ○令和2年分からの年末調整手続の電子化について

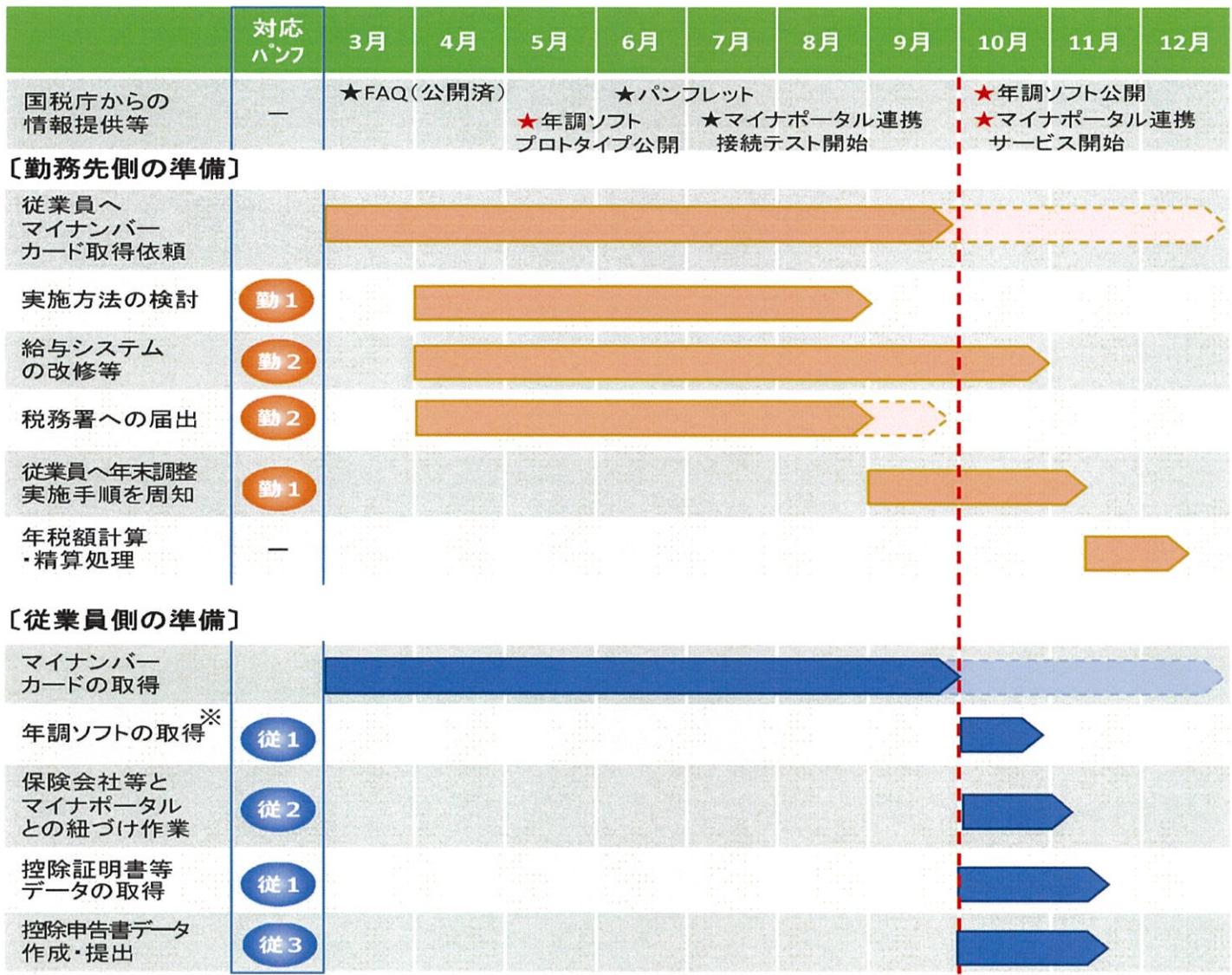
年末調整手続を電子化するにあたり、勤務先及び従業員が準備すべき事項等を記載したパンフレットとなります。

番号等	パンフレット名	ファイル/容量
スケジュール	～スケジュール編～ 年末調整手続の電子化に向け、いつまでに何を必要があるかご説明します。	(PDF/1,456KB)
勤務先向け1	～実施方法検討・周知編～ 年末調整手続の電子化について、概要及び具体的な実施方法などをご説明します。	(PDF/1,610KB)
勤務先向け2	～システム改修・届出編～ 年末調整電子化において利便性を高めるのに不可欠な給与システムの改修等についてご説明します。	(PDF/1,679KB)
勤務先向け3	～導入時セキュリティ編～ 控除証明書等データの取込に当たり、勤務先におけるセキュリティ等で検討すべき点についてご説明します。	(PDF/1,465KB)
従業員向け1	～従業員準備編～ 年末調整手続を電子化した場合の従業員のメリットと電子化に向けた準備についてご説明します。	(PDF/1,473KB)
従業員向け2	～マイナポータル連携準備編～ マイナポータルから控除証明書情報を一括で取得するための事前準備についてご説明します。	(PDF/1,254KB)
従業員向け3	～年調ソフト編～ 年末調整手続の電子化のために国税庁が提供する「年調ソフト」のご紹介です。	(PDF/1,004KB)

[このページの先頭へ](#)

**利用者別に調べる**

- ▶ 個人の方
- ▶ 法人の方
- ▶ 源泉徴収義務者の方
  - 新着情報
  - 税制改正等の情報
  - 年末調整に関する情報
  - 一般的な情報
  - 専門的な情報



## 案1 従業員がデータで取得・システムで作成したデータを提出

利便性向上  
ナンバー1



### 【導入方法】

- ① 従業員に、各自の控除証明書等をデータで取得するよう依頼する。
- ② 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。
- ③ ①で取得したデータを②の年調ソフトにインポートして控除申告書を作成するよう依頼する。
- ④ ③で作成したデータを給与担当者がインポートして使用できるよう、給与システムの改修等を行う。

## 案2 従業員がハガキ等で取得・システムで作成したデータを提出



### 【導入方法】

- ① 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。
- ② 従業員に年末調整の際に、①で作成したデータの送信及び保険会社等からの「控除証明書（書面）」の提出（又は提示）を依頼する。
- ③ ②で作成したデータを給与担当者がインポートして使用できるよう、給与システムの改修等を行う。

## 案3 従業員がデータで取得・印刷した書面を提出



### 【導入方法】

- ① 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。
- ② 従業員に、控除証明書データについて、国税庁ホームページの「QRコード付き控除証明書作成システム」（最終ページ参照）で「QRコード付証明書」を出力の上提出（又は提示）するよう依頼する。

## 案4 従業員がハガキ等で取得・印刷した書面を提出



### 【導入方法】

- 従業員が控除申告書作成に使用するP C、スマートフォンに年調ソフトを導入する。

## 何が便利になるの？

手書きだと・・・

控除額の計算が大変・・・

どこに何を書いたらいいんだっけ・・・？  
年一回だから忘れちゃうよ

生命保険料控除証明書 (一般用)

証明年度	令和〇年
適用制度	旧制度
ご契約者	国税 太郎
保険期間	終身
証明額	XXXXXX円

保険料控除申告書

令和〇年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

令和〇年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

令和〇年分 給与所得者の保険料控除申告書

何度も名前や住所を書かないといけないのは大変だな・・・  
全部の書類に押印しないといけないし。

電子化すると

生命保険料控除証明書 (データ)

生命保険料控除証明書 (一般用)	
証明年度	令和〇年
適用制度	旧制度
ご契約者	国税 太郎
保険期間	終身
証明額	XXXXXX円

年調ソフトにインポート

令和2年分 保険料控除申告書 国税 太郎

生命保険料控除 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)

入力区分	一般の生命保険料
保険の区分	〇〇〇〇生命保険株式会社
保険会社名	年金
保険の種類	終身
保険期間または年金支払期間	国税 太郎
契約者氏名	国税 花子
保険者の受取人氏名	本人
あなたご自身の住所	〒XXXX-XXXX
新・旧の区分	XXXXXX円
あなたご自身が令和2年中に支払った保険料等の金額	

生命保険料控除額 30,000円

※画面は開発中のものです。

自動入力されてる！

控除額が自動計算！

基本情報入力内容確認 国税 太郎

あなたの情報

氏名	国税 太郎
フリガナ	コクセイ タロウ
生年月日	1975/1/1
住所または居所	〒176-0006 東京都練馬区 栄町2-3-7
世帯主の氏名	国税 太郎
世帯主のあなたごとの続柄	本人
令和2年中の所得の見積額	
給与収入	6,000,000円

※画面は開発中のものです。

共通項目の入力は一度でいいんだ！

電子提出なら押印も不要！

このほか、

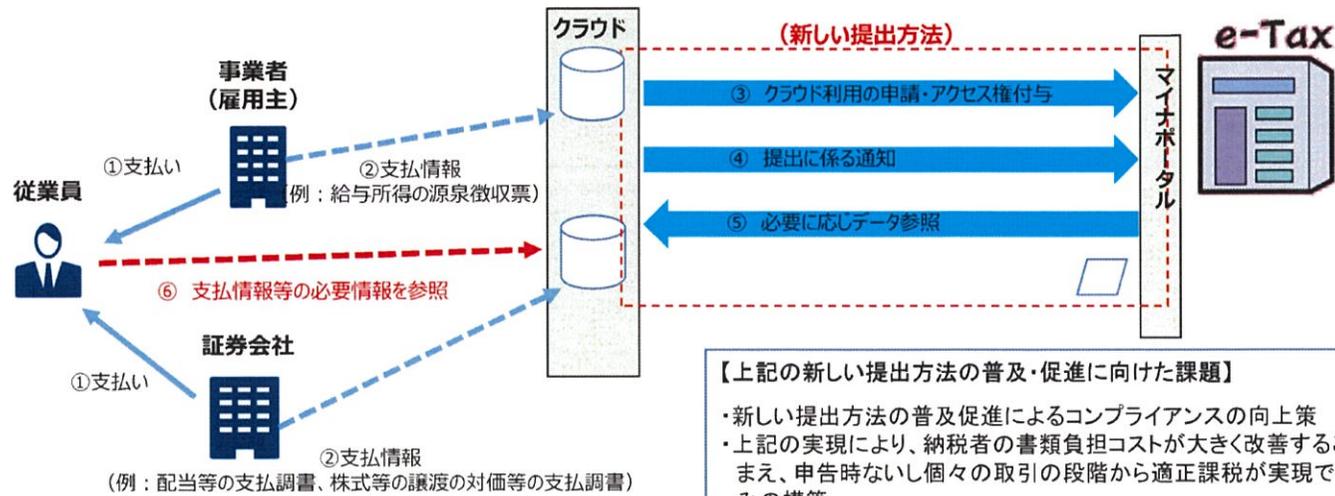
- ・ 質問に答えることで、必要な書類だけを作成することができます。
- ・ 家族の情報を入力すれば、扶養控除等が受けられるか判定できます。

## 企業保有情報の新しい提出方法の税務手続における活用(検討中の方向性のイメージ)

- 最終整理においては、今後、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で、利用者視点に立ったBPRを徹底するとともに、どのような手続についての活用が適切か精査を重ねつつ、本施策に親和性がある対象手続を検討する必要があり、例えば以下のような手続から、「対象手続」として定めていくことを検討することとされている。
  - ① 行政機関等に提出が定められている資料について、併せて提出者において一定期間保存義務が課されていると解される手続
  - ② 企業側の負担軽減効果が高い等、ニーズが高いと考えられる手続
  - ③ 提出者や国民の権利義務に直接的な影響が少ない手続

➡ 企業から税務当局に行われる支払調書等の提出のうち、国民の権利義務の変動に直接的な影響がなく、提出件数が比較的多く、企業の負担軽減に資すると見込まれるものについて、先行して実施できるよう検討

- 企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組が構築されることを前提に、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報を活用できる仕組についても検討する。



【上記の新しい提出方法の普及・促進に向けた課題】

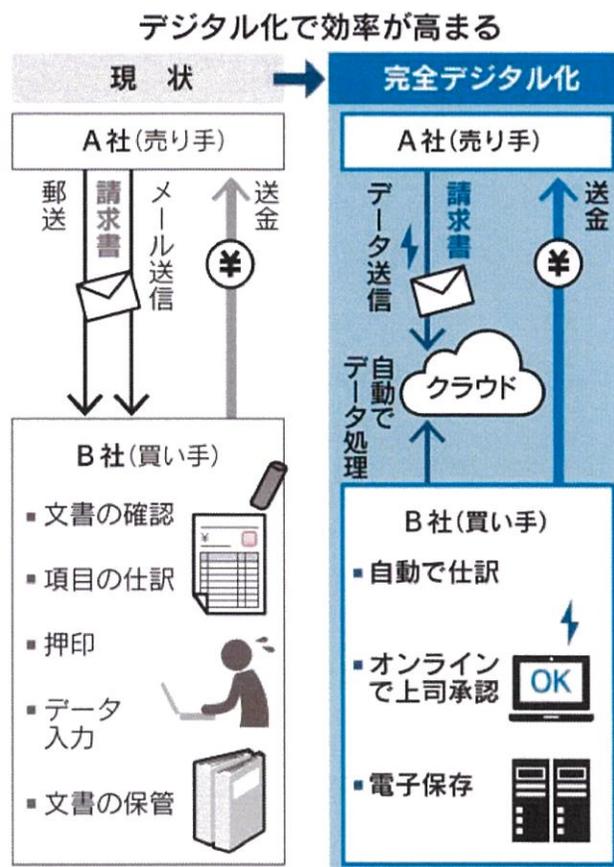
- ・新しい提出方法の普及促進によるコンプライアンスの向上策
- ・上記の実現により、納税者の書類負担コストが大きく改善することを踏まえ、申告時ないし個々の取引の段階から適正課税が実現できる仕組みの構築

## 請求書 完全電子化へ 仕様統一で政府・50社協議、会計・税の作業負担減

2020/7/30付 | 日本経済新聞 朝刊

保存 共有 印刷 共有 ツイート Facebook その他

企業間でやりとりする請求書の完全なデジタル化に向け、データ仕様を統一する取り組みが始まる。政府とソフトウェア企業など約50社が近く協議を開始し、2023年までに導入をめざす。会計や税に関する作業を効率化し生産性を高める。





会社情報  
プレスリリース

新着情報一覧

2020年

2019年

2018年

2017年

2016年

2015年

2014年

2013年

会社情報トップ

2020年06月25日

## 「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」 5社共同で発表

「社会的システム・デジタル化研究会」を発足。社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を目指す

SAPジャパン株式会社(代表取締役社長：鈴木 洋史)、株式会社オービックビジネスコンサルタント(代表取締役社長：和田 成史)、ピー・シー・エー株式会社(代表取締役社長：佐藤 文昭)、株式会社ミロク情報サービス(代表取締役社長：是枝 周樹)、弥生株式会社(代表取締役社長：岡本 浩一郎)の5社は、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)を目指すことを目的に、社会的システム・デジタル化研究会(通称：Born Digital研究会、代表 岡本 浩一郎)を発足し、「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」を発表しましたので、お知らせします。

## 社会的システム・デジタル研究会 (Born Digital 研究会)





2020. July 7月号  
発行：東京税理士会 情報システム部  
編集：神津 信一 (四谷)  
【税理士会員の白紙と八重桜をイメージしています】

## 行政手続のオンライン申請について考える ～ウィズコロナ、アフターコロナへの対応をICTの活用とともに検討する～

情報システム部委員 菅沼 俊広

### 1. オンライン申請の経緯

行政手続のオンライン化については、「e-Japan戦略（2001（平成13）年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」と定められたことを受け、「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）」（平成14年法律第151号）等を制定し、基盤整備が進められてきました。2019（令和元）年度には、「行政手続オンライン化法」を改正した「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」（2019（令和元）年12月16日施行）が施行されるとともに、同法等に基づく「デジタル・ガバメント実行計画」（2019（令和元）年12月20日閣議決定）が策定され、「デジタル手続法」及び「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、行政のあらゆるサービスがデジタルで完結することを目指してまいりました（※1）。



### 2. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におけるオンライン申請

今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策においても、緊急性と早期かつ簡便に現金を支給する必要があること、また、二次感染防止のために持続化給付金や特別定額給付金・地方公共団体が実施する休業協働基金の申請にはオンライン申請が多用されています。日本税理士会連合会や東京税理士会を始めとする全国の税理士会では、新型コロナウイルス感染症に対する会員相談室を開設し、電話、メール及びFAXによる相談を受け付けていますが、顧客がオンライン申請に対応できないかどうすればよいのかという相談が多発寄せられています。

地方公共団体が実施する休業協働基金や特別定額給付金の申請では郵送による申請も認められていることが多いのですが、オンライン申請の方が、申請から給付までに要する時間が短く、申請も簡単であると考えられ、その中心となっています。また、持続化給付金ではオンライン申請以外の申請方法がなく、雇用調整助成金に準ってはオンライン申請開始と同時にシステム障害が発生し、その後再開したにも関わらず数時間で再びシステム障害が発生し、再開の目処が立っていません（※2）。

### 3. 紙による申請と電子による申請

税理士は電子申告を始めとする業務でオンライン申請には馴染みはありますが、急務なシステムで、申請方式（メールによる申請・通知）、入力項目や添付書類（写真やPDF形式等の解像度・ファイル容量）等が異なるなど当初は混乱が続き、紙による申請と電子による申請との



図1 マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて

紙による申請では、申請方法は大きく異なります。紙の場合は目視で確認できるので、例えば文字の半角や全角の違いや写真の解像度が低くて文字が読めない等の問題は生じませんが、オンライン申請の場合は、エラーが発生し、申請そのものができなったり、迷惑メールにメールが振り分けられて確認ができない等の思いがけないトラブルが起きます。特別定額給付金ではさらに、署名の問題も発

### 4. 国税・地方税における電子申請・申告

国庫印は省庁の中では電子申告を早い時期から始め、電子署名がオンライン申請・申告についての障壁になると他省庁に比べてオンライン申請の難しさを理解していると考えられますが、利用者側の利便性を十分に考えた方式になっているとはいえないものもあります。例えばID、PW方式による所得税電子申告は、申告に際しては電子署名が必要であるという利点がありますが、申告後メッセージボックスに続く申告の控えを確認するには電子証明書が必要となるといった問題が残されています。持続化給付金や東京都感染拡大防止協働基金の申請に電子申請受領通知が必要になりますが、電子証明書がない場合、メッセージボックスの内容を確認できないため不都合が生じています。申告期限延長の申請は、例えば法人税の場合、申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することによって期限延長が認められますが、国税（電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書）「電子申告及び申請・届出」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、申告書と一緒に送付書を送信）と地方税（東京都の場合、申告書法人名欄の、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上申告）では記載する様式に違いがあり、地方税ではさらに自治体によって記載方法が異なることからeLTAXでは「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請（eLTAX形式）」を別途用意しています。

### 5. デジタル化3原則と災害対策

デジタル・ガバメント実行計画ではデジタル化3原則（デジタルファースト、ワンストップ、コネクテッド・ワンストップ）により行政サービスの100%デジタル化を推進することとしてきましたが、今回のような想定できない災害（新型コロナウイルスによるパンデミック（世界的流行）が発生した場合）には、対応がほとんどできていないことが露呈してしまいました（※3）。緊急性と迅速性が求められる災害対応においては、オンライン申請等ICTを利用せざるを得なくなり

生しました。マイナンバーカードを所持している人が16.8%（令和2年6月1日現在）の状況下では電子証明書に署名用電子証明書と利用済電子証明書2種類があることはほとんど知られておらず、マイナンバーカードを所持しているにもかかわらず、電子証明書の期限が切れていたり、当初から電子証明書の設定をしていないトラブルが多く発生し、マイナンバーと紐付けに必要な情報（銀行口座や世帯構成）が紐付けられていないこともあり、オンライン申請を中止する地方公共団体も相次ぎました。加えてマイナンバーカードのアプリの構造についても認知が進んでおらず、暗証番号がどのように使われているかわからず、暗証番号の入力ミスが続き、ロックされる事態も続出しました。

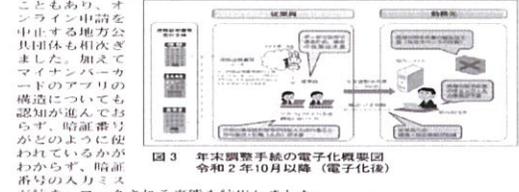


図3 年末調整手続の電子化概要 令和2年10月以降（電子化後）

マイナンバー、マイナンバーカードを利用したオンライン申請は今後も拡充が計画されており、本年10月からはその年末調整の電子化においても利用が開始されます。

### 6. 税理士会による電子申請・申告

国庫印は省庁の中では電子申告を早い時期から始め、電子署名がオンライン申請・申告についての障壁になると他省庁に比べてオンライン申請の難しさを理解していると考えられますが、利用者側の利便性を十分に考えた方式になっているとはいえないものもあります。例えばID、PW方式による所得税電子申告は、申告に際しては電子署名が必要であるという利点がありますが、申告後メッセージボックスに続く申告の控えを確認するには電子証明書が必要となるといった問題が残されています。

### 7. 持続化給付金や東京都感染拡大防止協働基金の申請に電子申請受領通知が必要になりますが、電子証明書がない場合、メッセージボックスの内容を確認できないため不都合が生じています。

申告期限延長の申請は、例えば法人税の場合、申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載することによって期限延長が認められますが、国税（電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書）「電子申告及び申請・届出」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、申告書と一緒に送付書を送信）と地方税（東京都の場合、申告書法人名欄の、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上申告）では記載する様式に違いがあり、地方税ではさらに自治体によって記載方法が異なることからeLTAXでは「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請（eLTAX形式）」を別途用意しています。

### 8. デジタル化3原則と災害対策

デジタル・ガバメント実行計画ではデジタル化3原則（デジタルファースト、ワンストップ、コネクテッド・ワンストップ）により行政サービスの100%デジタル化を推進することとしてきましたが、今回のような想定できない災害（新型コロナウイルスによるパンデミック（世界的流行）が発生した場合）には、対応がほとんどできていないことが露呈してしまいました（※3）。緊急性と迅速性が求められる災害対応においては、オンライン申請等ICTを利用せざるを得なくなり

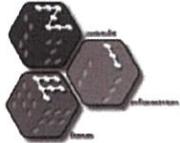
### 9. 税理士は申告・申請業務で早くからICTを業務に取り入れていましたが、オンライン申請等業務におけるICT化はあまり進んでおらず、業務効率化の観点を中心に取組みが行われてきていました。

しかし、今回のような災害が発生し、その影響が長期化して社会的なダメージが大きくなる場合、大きな影響を被る中小企業や個人事業主にとって、最も身近で頼られる税理士こそ、より積極的にICTを活用し、中小企業や個人事業主の事業回復を支援することが求められてくる

### 10. ウィズコロナ、アフターコロナへの対応を、ICTの活用とともに検討することがますます重要となってきます。

文中のQRコードを読み取ると参考資料をご確認いただけます。





## 「税理士情報フォーラム2020」ウェブ配信を実施します

例年開催している本会情報システム部主催の「税理士情報フォーラム」は、新型コロナウイルス感染拡大の情勢に鑑み、講演のウェブ配信を行うこととなりました。配信日程やテーマは以下を予定しております。なお、配信の視聴方法等に関する詳細は、次月以降の「情報通」にて改めてご案内いたします。

**配信日程**：令和2年11月9日（月）～15日（日）の期間限定配信

基調講演①	テ　マ：国税関係の行政手続のデジタル化について（行政部門）（仮）
	講　師：内閣官房 番号制度推進室 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣府 大臣官房番号制度担当室 参事官 浅岡 孝充 氏
基調講演②	テ　マ：国税関係の行政手続のデジタル化対応について（民間部門）（仮）
	講　師：弥生株式会社 代表取締役社長 岡本 浩一郎 氏
パネルディスカッション	テ　マ：国税関係の行政手続のデジタル化対応について（税理士業務）（仮）
	パネリスト：① 内閣官房 番号制度推進室 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣府 大臣官房番号制度担当室 参事官 浅岡 孝充 氏 ② 税理士 鈴木 涼介 氏 ③ 税理士 遠山 優里 氏 【司会】 東京税理士会情報システム部 菅沼 俊広 委員

---

### 3.税理士業務(関連業務)で使用するICTツール

## 税理士とは

### 税理士法

#### 税理士の使命

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

#### 業務内容

- 税務代理、税務書類の作成、税務相談
- 財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務
- 租税に係る訴訟の補佐人に関する業務
- 株式会社の内部機関として行う会計参与の業務

税理士制度は、申告納税制度の維持発展、国家財政の基盤を確保するうえで極めて重要な制度です。

- 税理士は「税務に関する専門家」で、税務代理、税務書類の作成、税務相談は独占業務となっています。
- 税理士は、税理士業務に付随して財務書類の作成その他財務に関する事務を行う「会計に関する専門家」でもあります。

中小企業経営力強化支援法の施行(平成24年8月)に伴い、認定支援機関制度が創設され、その8割超が税理士・税理士法人です。

税理士は、中小企業の金融と経営支援の担い手としての役割が期待されています。

## 税理士会連絡先一覧

北海道税理士会 〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階 TEL.011-621-7101 <a href="http://www.do-zeirishikai.or.jp">http://www.do-zeirishikai.or.jp</a>
東北税理士会 〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41 TEL.022-293-0503 <a href="http://www.tohokuzeirishikai.or.jp">http://www.tohokuzeirishikai.or.jp</a>
関東信越税理士会 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階 TEL.048-643-1661 <a href="http://www.kzei.or.jp">http://www.kzei.or.jp</a>
千葉県税理士会 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階 TEL.043-243-1201 <a href="http://www.chibazei.or.jp">http://www.chibazei.or.jp</a>
東京税理士会 〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館 TEL.03-3356-4461 <a href="http://www.tokyozeirishikai.or.jp">http://www.tokyozeirishikai.or.jp</a>
東京地方税理士会 〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階 TEL.045-243-0511 <a href="http://www.tochizei.or.jp">http://www.tochizei.or.jp</a>
北陸税理士会 〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6 TEL.076-223-1841 <a href="http://www.hokurikuzei.or.jp">http://www.hokurikuzei.or.jp</a>
東海税理士会 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階 TEL.052-581-7508 <a href="http://www.tokaizei.or.jp">http://www.tokaizei.or.jp</a>
名古屋税理士会 〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14 税理士会ビル4階 TEL.052-752-7711 <a href="http://www.meizei.or.jp">http://www.meizei.or.jp</a>
近畿税理士会 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4 TEL.06-6941-6886 <a href="http://www.kinzei.or.jp">http://www.kinzei.or.jp</a>
中国税理士会 〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15 TEL.082-246-0088 <a href="http://www.chuizei.or.jp">http://www.chuizei.or.jp</a>
四国税理士会 〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12 TEL.087-823-2515 <a href="http://www.shikoku-zei.or.jp">http://www.shikoku-zei.or.jp</a>
九州北部税理士会 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅前1-13-21 九州北部税理士会館3階 TEL.092-473-8761 <a href="http://www.kyuhokuzei.or.jp">http://www.kyuhokuzei.or.jp</a>
南九州税理士会 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5 TEL.096-372-1151 <a href="http://www.mkzei.or.jp">http://www.mkzei.or.jp</a>
沖縄税理士会 〒901-0152 沖縄県那覇市小糸1831-1 沖縄産業支援センター7階 TEL.098-859-6225 <a href="http://www.okzei.or.jp">http://www.okzei.or.jp</a>

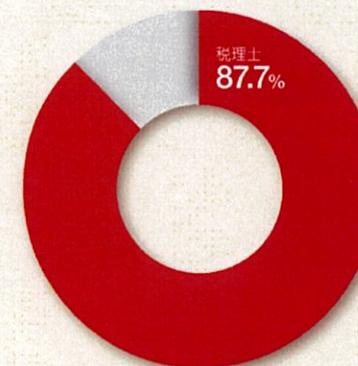
#### 日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階  
TEL.03-5435-0931 <http://www.nichizeiren.or.jp>

出典 ※1：平成24事務年度 国税庁が連絡すべき目標に対する実績の評価書  
※2：2012年中小企業白書

主役です  
中小企業は  
税理士は  
支援の

法人税申告の税理士関与割合<sup>※1</sup>



日本税理士会連合会

## 税理士が行う

### 中小企業支援とは

税理士は中小企業を財務、経営、金融、税制の面から支援します。

**財務支援:** 中小企業の会計の質の向上に向けて支援しています。

**経営支援:** 中小企業の経営環境の改善に向けて支援しています。

**金融支援:** 様々なシーンの資金調達の円滑化を支援しています。

**税制支援:** 中小企業支援税制の周知とその活用を支援しています。

#### 1. 中小企業の会計の質の向上を図ること。

- 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠した会計帳簿・計算書類等の作成
- 会計参与に就任し、取締役と共同して決算書を作成 など

#### 2. 中小企業の経営環境の改善に資すること。

- 創業支援やものづくり支援など経営状況の分析や事業計画の策定支援
- 中小企業経営力強化支援法に規定された経営革新等支援機関による経営改善支援業務 など

#### 3. 資金調達の円滑化を図ること。

- 制度融資、セーフティネット保証制度の周知と活用
- 経営者保証ガイドラインの普及 など

#### 4. 中小企業税制の周知・活用を図ること。

- 創業支援におけるエンジェル税制の活用
- 雇用促進税制、研究開発税制の活用 など

目指すところは、

**適正な「会計」(財務情報)を活用した経営の実現**

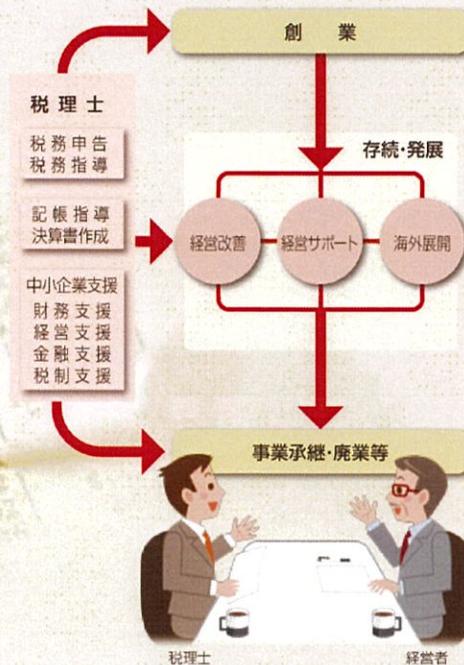
(正しい決算書▶会社の実態把握▶実効性のある経営計画)

## 中小企業と

### ともに歩む税理士

税理士は、中小企業の創業から存続・発展そして事業承継や廃業に至るまで、**長期間に亘って関与**します。

具体的には、税務申告、税務指導、記帳代行、記帳指導、決算書作成等を通じて、中小企業に寄り添いながら**継続的・日常的**に支援をしています。



税理士の主な顧問先は中小企業・小規模企業であり、**経営者の7割は顧問税理士等を**経営問題の**相談相手と考えています**(中企庁アンケート)。\*2

## 日本税理士会連合会の

### 概要

**日本税理士会連合会**は、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務等を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体です。

北海道から沖縄まで、**全国15の税理士会**で構成されており、**現在、登録者数は約75,000人**です。

税理士は税理士会に所属しなければ業務を行うことができません(強制入会制)。

#### 税理士登録者・税理士法人届出数

会 名	支部数	登録者数	税理士法人届出数	
			主たる事務所	従たる事務所
北海道税理士会	15	1,866	121	76
東北税理士会	50	2,488	93	68
関東信越税理士会	62	7,234	316	171
千葉県税理士会	14	2,481	78	56
東京税理士会	48	21,734	935	310
東京地方税理士会	20	4,753	185	100
北陸税理士会	15	1,364	83	38
東海税理士会	31	4,286	184	104
名古屋税理士会	17	4,395	216	103
近畿税理士会	83	14,260	482	199
中国税理士会	46	3,031	99	52
四国税理士会	26	1,557	61	35
九州北部税理士会	27	3,086	103	79
南九州税理士会	36	2,034	70	33
沖縄税理士会	6	377	13	15
計	496	74,946	3,039	1,439

\*全国税理士会の支部数については、今後24となる予定です。平成27年6月末日現在

税理士及びその事務所の職員数も含めると**約30万人のマンパワー**を有しています。  
全国津々浦々に税理士事務所があります。

## 認定支援機関の新規認定及び更新等に関する申請・届出手続の変更について (令和2年6月26日～)

2020年3月25日 お知らせ

本年6月26日より、認定支援機関の運用について以下の点が変わります。

### <完全電子化に係る対応>

- ・認定支援機関の新規認定・更新申請をはじめとする全ての申請及び届出が完全電子化され、オンライン申請に移行します。(書面による申請不可)
- ・オンライン申請には、経済産業省の提供する認証システム「G BizID」において、アカウント (gBizIDプライム) の取得が必要となります。
- ・従来、紙媒体で提出していた添付書類は、スキャンしてPDFにした後、ZIPファイル化して提出します。

### <提出書類の変更に係る対応>

- ・これまで税理士が認定支援機関の申請を行う際、税理士資格を証する書類として、「税理士証票の写し」又は「登録事項証明書」を提出することとされておりましたが、税理士の登録区分を確認するため、「登録事項証明書」の利用は不可となります。(「税理士証票の写し」のみ利用可)
- ・所属税理士が税理士として認定支援機関の申請を行う場合、追加で「使用者税理士等による承諾書」の提出が必要となります。

6月26日からの手続変更に伴い、25日以前の数日間、システムの切替え対応のため認定支援機関電子申請システムが停止となる可能性がございます。現行システムによる申請を希望される場合は、運直スケジュールをご確認のうえ、お早めにご対応ください。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

### 関連情報

- ・ 中小企業庁ホームページ
- ・ 認定経営革新等支援機関電子申請システムの完全電子化について
- ・ G BizID ホーム (経済産業省)
- ・ gBizID

## お知らせ

2020年

2019年

2018年

2017年

2016年

2016年1月以前の納税者向けのお知らせ

2016年1月以前の税理士向けのお知らせ

税理士を探す



経営革新等支援機関について x +

kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/nintei\_shienkikan.html

経済産業省  
関東経済産業局

関東経済産業局のご案内 | ご相談窓口 | ご意見・ご要望

文字サイズ 標準 大 特大

サイト内検索  
検索する語句を入力 検索

・ トップページ ・ 申請・届出 ・ 補助金・委託費 ・ 施策のご案内 ・ イベント ・ 入札・調達 ・ 統計

ホーム > 施策の御案内 > 中小企業支援 > 経営革新等支援機関について

## 経営革新等支援機関について

### 経営革新等支援機関認定制度の概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

### 認定経営革新等支援機関として支援業務を行う(支援機関向け)

#### 重要なお知らせ

令和2年6月26日より、認定経営革新等支援機関電子申請システムによる申請を完全電子化によるオンライン申請に移行しました。旧システムでは、作成したデータの印刷・郵送が必要でしたが、本改修により、全ての申請をシステム上で完結できるようになりました。なお、完全電子化に伴い、GビジネスIDの取得が必要となります。詳細は以下を御覧ください。

[認定経営革新等支援機関電子申請システムの完全電子化について\(中小企業庁のサイトへ\)](#)

- 経営革新等支援機関の新規申請はこちら
- 経営革新等支援機関の更新申請はこちら
- 経営革新等支援機関の変更届出はこちら

19:38  
2020/08/16

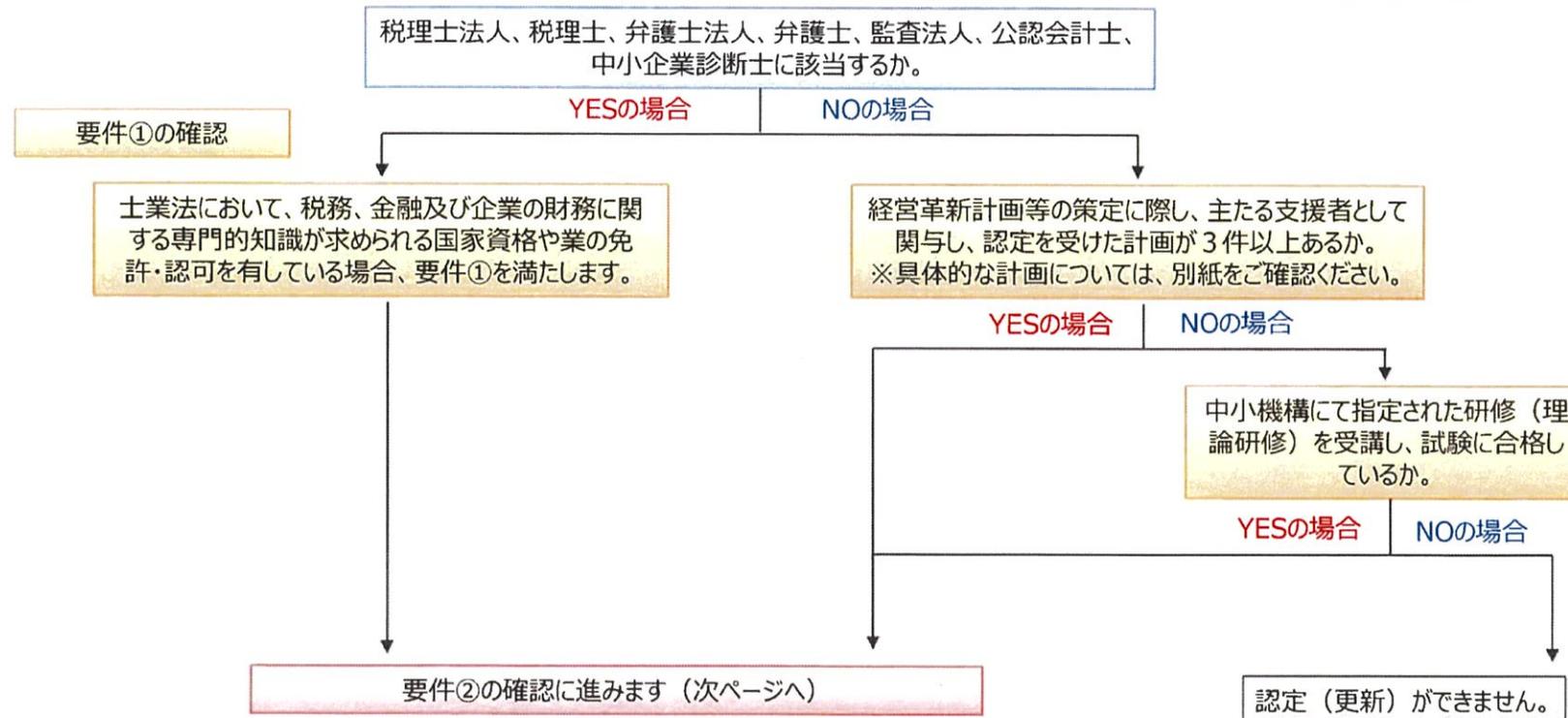
## 経営革新等支援機関の認定（更新）基準について

経営革新等支援機関の認定（更新）にあたっては、中小企業・小規模事業者の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を適切に実施する観点から、主に以下の認定基準を設けています。

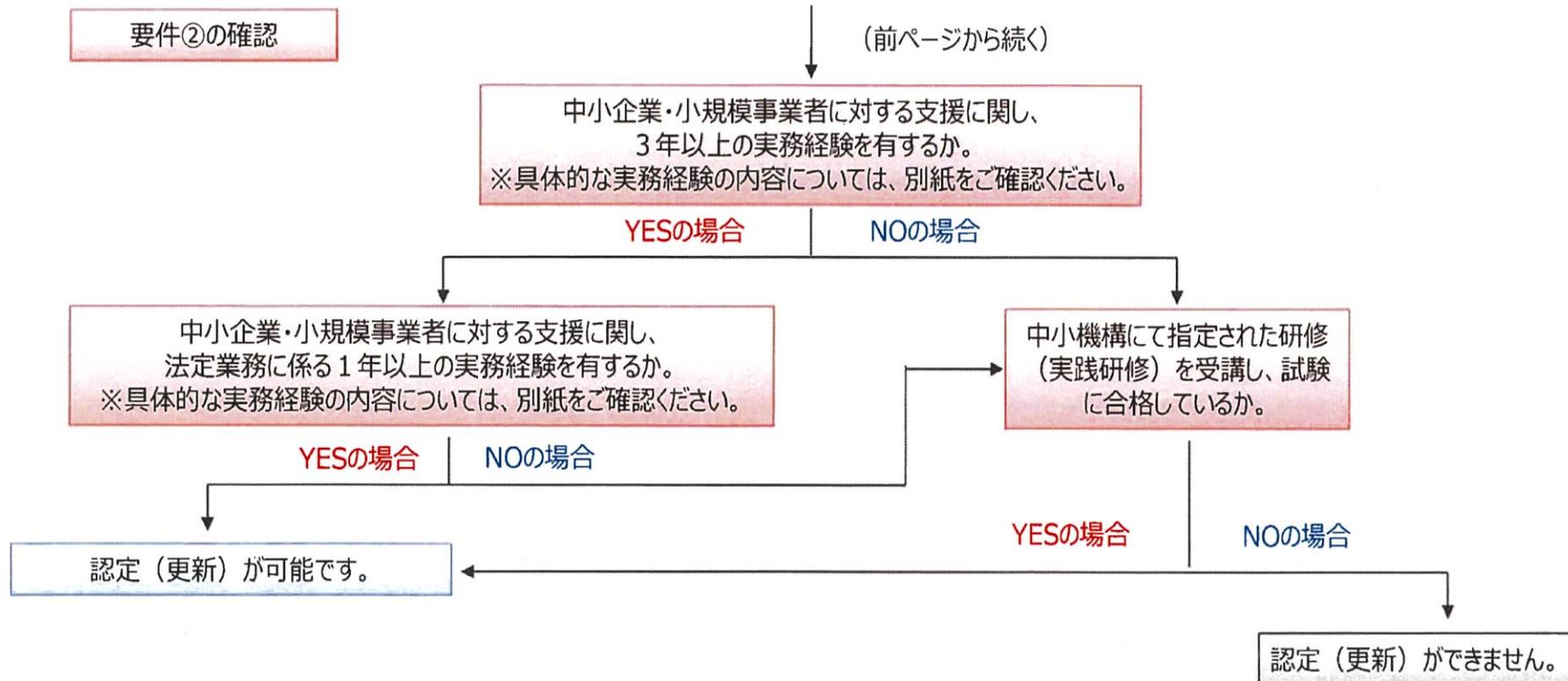
①税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること（要件①）

②中小企業・小規模事業者等に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること（要件②）

具体的には、以下のフローチャートよりご確認ください。



## 経営革新等支援機関の認定（更新）基準について②



経営革新等支援機関の更新申請 ×

kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/koshin\_shinsei.html

経済産業省 関東経済産業局

文字サイズ 標準 大 特大

サイト内検索 検索する語句を入力 検索

[トップページ](#)
[申請・届出](#)
[補助金・委託費](#)
[施策のご案内](#)
[イベント](#)
[入札・調達](#)
[統計](#)

[ホーム](#)
[施策のご案内](#)
[中小企業支援](#)
[経営革新等支援機関について](#)
[経営革新等支援機関の更新申請について](#)

## 経営革新等支援機関の更新申請について

### 重要なお知らせ

経営革新等支援機関の更新申請を行うにあたっては、2020年6月26日より「認定経営革新等支援機関電子申請システム」によるオンライン申請に移行しました。2020年6月26日以降の更新申請は、書面による申請は不可となりましたので御注意下さい。

なお、完全電子化に伴い、電子申請システムへのログイン方法が変更になり、GBizIDを利用する方式に変更になりました。このため、GBizIDの取得が必要となり、本システムの利用には「gBizIDプライム」の取得が必要となります。「gBizIDプライム」アカウント登録には、①会社代表者本人(事業主本人)の方のメールアドレス、②印鑑証明書が必要となります。審査に数日を要しますので、期間に余裕を持って登録してください。

2018年7月9日より、経営革新等支援機関認定制度に更新制が導入されました。経営革新等支援機関の認定期間に5年の有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認させていただきます。

### 1. 更新申請登録までの流れ

#### STEP 1 : 更新スケジュールを確認する

認定を受けた日から起算して5年を経過するまでに認定の更新を受けていただく必要があります。

**【第1号（2012年11月5日認定）～第26号（2015年7月2日認定）の方】**  
 受付期間（2020年6月8日まで）は終了しましたので、更新はできません。  
 更新申請を御提出いただいていない場合は、認定有効期間が終了する7月8日をもって認定は失効しますので、御注意下さい。

**【第27号（2015年8月7日認定）以降の方】**  
 以下のとおり、対象となる認定号数ごとに受付期間が設定されています。  
 必ず受付期間内に電子申請いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年6月26日より、本申請を完全電子化によるオンライン申請に移行しました。完全電子化に伴い、GBizIDプライムの取得が必要となります。詳細は以下を御覧ください。

[認定経営革新等支援機関電子申請システムの完全電子化について（中小企業庁のサイトへ）](#)

19:40 2020/08/16

## gBizID へようこそ。

G Biz IDで、行政サービスへのログインをラクにする。  
G Biz IDは、1つのID・パスワードで  
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

持続化給付金<sup>※1</sup>、家賃支援給付金<sup>※2</sup>の申請にgBizIDプライムアカウントの新規取得は必要ありません。  
本件に関するG Biz IDの窓口へのお問合せはお控えください。

※1 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

※2 <https://yachin-shien.go.jp/>

### 電子申請の需要増によるG Biz IDの状況について

現在、新型コロナウイルス感染症対策としての電子申請の需要増加に伴い、  
gBizIDプライムアカウントに関するお問合せが大変多くなっており、  
お電話がつながりにくくなっており、お問合せに当たっては、  
「よくある質問」(<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>)もご参考にしてください。

皆様にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

なお、現時点では、gBizIDプライムアカウントID発行までの期間はおおむね2週間となっております。

## G Biz IDを使い始める

## GビズIDとは

GビズIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システムです。アカウントを登録すると、このシステムにつながる行政サービスでの利用が可能となります。

GビズIDの利用に料金は発生しません。ただし、将来にわたって、無料であることをお約束するものではありません。

### GビズIDで利用できる行政サービス一覧

jGrants

社会保険手続きの電子申請

保安ネット

農林水産省共通申請サービス

**ミラサポplus**

省エネ法定定期報告書情報提供システム

鉱業原簿登録更新サイト

**令和元年度補正事業承継補助金**

**経営力向上計画申請プラットフォーム**

**IT導入補助金2020**

**情報処理支援機関【スマートSMEサポーター】認定制度**

**認定経営革新等支援機関電子申請システム**

**食品衛生申請等システム**

### GビズIDで利用できる行政サービス一覧

サービス名	利用可能なアカウント種別	委任	担当部署名
<b>jGrants</b> <a href="https://jgrants.go.jp">https://jgrants.go.jp</a> 公算から事後手続まで全プロセスをデジタル化した補助金申請システム	GビズID プライム		
<b>社会保険手続きの電子申請</b> <a href="https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html">https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html</a> 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについてご紹介			
<b>保安ネット</b> <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/noan-net/">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/noan-net/</a> 産業保安・製品安全分野の一部手続きをインターネットで提出するサービス (製品安全の手続きについてはエントリーIDでの申請を受け付けておりません。) (提供エリア、対象手続きについては保安ネットのページにてご確認ください。)			
<b>農林水産省 共通申請サービス</b> <a href="https://e.maff.go.jp">https://e.maff.go.jp</a> 農林水産省の申請手続きをオンラインで共通的におこなえるサービスです			
<b>ミラサポplus</b> <a href="https://mirasapo-plus.go.jp">https://mirasapo-plus.go.jp</a> 中小企業向け補助金、支援サイトです。以下のサービスを利用いただけます。 ・支援制度検索、事例検索 ・各電子申請サイトへのポータル機能 ・電子申請入力補助機能 (e-Taxを始めとする外部からの情報取得など) ・経営状況の可視化ツール			
<b>税Eネ法定期報告書情報提供システム</b> <a href="https://shoene-opendata.meti.go.jp">https://shoene-opendata.meti.go.jp</a> 特定事業者等向けに省エネ取組に有用となる情報を提供するシステム			資源エネルギー庁
<b>医薬原簿登録更新サイト</b> <a href="https://www.kougyougenbotoouroku.meti.go.jp/genbo/jfj/W10001.html">https://www.kougyougenbotoouroku.meti.go.jp/genbo/jfj/W10001.html</a> 医薬品に係る登録免許特許付後から医薬品原簿の登録手続き			資源エネルギー庁
<b>令和元年度補正事業準備補助金</b> <a href="https://www.shokei-hojo.jp/">https://www.shokei-hojo.jp/</a> 事業承継(事業承継、事業機会を含む)を契機として経営革新を行う中小企業・小規模事業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する補助金です。			中小企業庁
<b>経営力向上計画</b> <a href="https://www.keienyoku.go.jp/">https://www.keienyoku.go.jp/</a> 経営力向上計画を認定された事業者は税制や金融の支援等が受けられます			経済産業省ほか (申請する事業分野に応じて担当官庁が異なります。こちらで確認ください。)
<b>IT導入補助金2020</b> <a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a> IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみならず、自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助する制度です。			経済産業省 中小企業庁 独立行政法人中小企業基盤整備機構
<b>情報経営支援機関【スマートSMEサポーター】認定制度</b> <a href="https://smartsme.go.jp/">https://smartsme.go.jp/</a> 中小企業の生産性向上を支援するITツールを提供するITベンダー等のIT導入支援者を「情報経営支援機関」として認定する制度です。			中小企業庁
<b>認定経営革新等支援機関電子申請システム</b> <a href="https://www.ninteshen.go.jp/">https://www.ninteshen.go.jp/</a> 経営革新等支援機関としての認定を受けるための申請手続をオンラインで入るサービスです。認定経営革新等支援機関の概要に関しては、中小企業庁HPをご覧ください。			電子申請システムに関するお問い合わせは電子申請ヘルプデスク(03-4405-1877)までお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症の影響 | tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\_virus\_kotei\_small.html

東京都主税局 Bureau of Taxation

色合い変更 English 都庁総合ホームページ

白 黒 青

サイトマップ 検索

トップ 税金の種類 都税Q & A 軽減制度 税金の支払い 各種様式 都税事務所等一覧

▶ [トップページ](#) < [新型コロナウイルス感染症拡大防止対策](#) > < [新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対する令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について](#) >

## 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等に対する 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、**事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減**します。

### 1 軽減措置の対象となる納税義務者及び軽減割合

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）で、令和3年2月1日（月）までに都税事務所宛てに課税標準の特例措置に関する申告をされた方の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- (1) 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（\*）
- (2) 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- (3) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

\* 次の法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

- ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ② 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除き

19:24  
2020/09/12

## 2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置

### ●申告方法

- ・中小事業者等(個人(※1)、法人(※2))は、税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。

(※1)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人(租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人)

(※2)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)(租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人)

- ・事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式(※)を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限(2021年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに軽減を申告する。(※)ご所在の市町村のWEBページなどから入手ください。

### ●認定経営革新等支援機関等への申告書類

#### ①中小事業者(個人、法人)であること

- 個人については、(ア)常時使用する従業員数が1,000人以下であること、(イ)性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。
- 法人については、(ア)資本金等要件を満たすこと、(イ)大企業の子会社でないこと、(ウ)性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。

#### ②事業収入の減少

- 会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認。

#### ③特例対象家屋の居住用・事業用割合

- 青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

### ●対象者・軽減率

- ・中小事業者(個人、法人)について、2020年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入※の合計が、
  - 前年同期比▲30%以上50%未満の場合:1/2軽減
  - 前年同期比▲50%以上の場合:全額免除

(※)売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指す。給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

### ●軽減対象

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

## <参考> 申告の流れ(例)

### 1. 中小事業者等であることの確認(法人の場合)

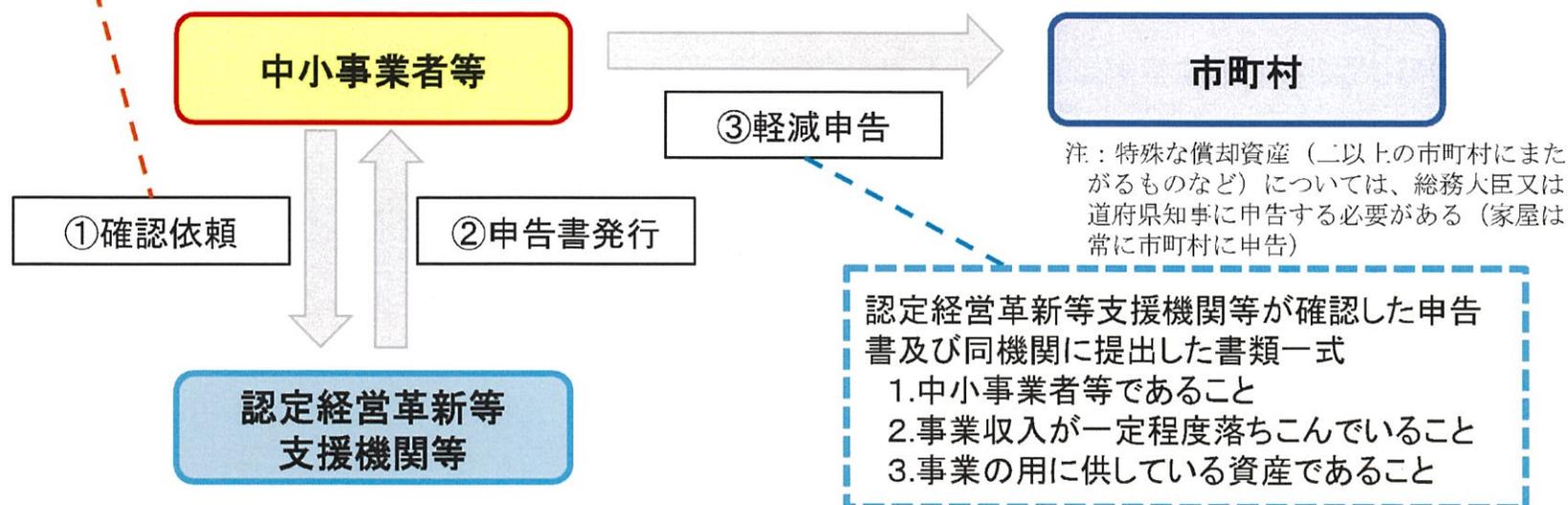
- －資本金を申告書の誓約事項で確認
- －大企業の子会社でない旨を申告書の誓約事項で確認
- －性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認

### 2. 事業収入の減少の確認

2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%or50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。

### 3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例の対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認。



## 別記様式1

令和 年 月 日  
都税事務所長 宛て

住 所  
連絡先  
氏名(名称)  
業 種 名  
代表者氏名

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産  
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。  
※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

## 1 事業収入割合について

令和2年 月 日から同年 月 日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			(令和元年/平成31年) 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計:	円	①	合計:	円	②
事業収入割合: % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

## 2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号(又は氏名コード)
	事業用家屋(別紙のとおり)	
	償却資産	

- ※1 申告する資産に○をつけてください
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。  
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

## 3 誓約事項について

- 以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。
- (1)「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2)申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3)(申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、)申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
- ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同 の大規模法人(※)の所有に属している法人
- ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人  
※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4)(申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、)申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

## 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所	
名 称	
代表者役職	
代表者氏名	㊞

認定経営革新等支援機関等担当者名  
認定経営革新等支援機関等電話番号  
認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
- 「連絡先」については、日申連絡がとれる電話番号等を記載すること。
- 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
- 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
- 本特例の申告は令和3年2月1日(月)までに都税事務所長に対して行うこと。



持続化給付金には、申請の時期に合わせて2つのホームページがあります。

ご自身の状況に合わせて、それぞれのホームページで情報の確認、  
申請の手続きを行ってください。

2020年8月31日（月）以前に  
申請された方はこちら

※既にマイページを開設された方で、  
申請手続きを完了できなかった方  
については、2020年9月15日（火）  
19:00まではこちらから手続きが可  
能です

【中小法人・個人事業者のための】  
**持 続 化 給 付 金**  
じぞくかきゅうふきん

2020年9月1日（火）以降に  
新規申請される方はこちら

【中小法人・個人事業者のための】  
**持 続 化 給 付 金**  
じぞくかきゅうふきん

中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業  
(委託先：一般社団法人 サービスデザイン推進協議会)  
Copyright © 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会



持続化給付金 (9月1日からの新) x +

jizokuka-kyufu.go.jp

お問い合わせ窓口 資料ダウンロード よくある質問

中小企業庁 マイページ

持続化給付金とは 申請・受取りについて よくある質問

**2020年8月31日までの持続化給付金と同じ制度です。2回目以降の申請はできませんのでご注意ください。**

9月1日以降に新規申請される方へ  
【中小法人・個人事業者のための】  
**持続化給付金**  
じぞくかきゆうふきん

電子申請  
受付中!

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、  
事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

<b>申請期間</b>	令和2年 <b>5月1日(金)</b> から 令和3年 <b>1月15日(金)</b> まで	<b>給付額</b>	法人 …………… <b>200万円</b> まで 個人事業者 …… <b>100万円</b> まで
-------------	---	------------	--

※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。1円未満は切り捨てです。

新着情報 | 重要な情報

2020年8月31日以前に  
申請の方は**こちら**

2020年9月1日以降に  
申請の方は**こちら**

19:27  
2020/09/12

トップ | 家賃支援給付金

yachin-shien.go.jp

家賃支援給付金

お問い合わせ マイページ(申請済みの方) 中小企業庁

トップ 制度内容 給付のながれ 申請サポート会場 よくあるご質問 申請する

[中小法人・個人事業者のための]

# 家賃支援給付金

申請する

システムメンテナンスのため、  
午前2時～午前3時は申請できません。



重要なお知らせ

2020年9月10日 【申請者の皆様へ】 現在、不備により審査に時間を要する方が多くなっております。申請前に必ず「よくある不備」をご確認ください。

はじめにお読みください

19:28  
2020/09/12

営業時間短縮に係る感染拡大防 東京都 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

申請要件 申請手順 よくある質問 ご意見フォーム マイページ オンライン申請

酒類の提供を行う飲食店 カラオケ店 のみなさまへ

STOP! COVID -19

8月の営業時間短縮に係る  
感染拡大防止協力金のご案内

8月  
時短実施分

重要なお知らせ

申請受付開始

本サイトは令和2年8月26日（水）に公開しましたが、申請受付開始は9月1日（火）午前10時です。

マイページ オンライン申請はこちら

19:29 2020/09/12

報道発表資料 | 2020年08月28日 | 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

### 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)」について(第729報)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都の要請に応じて、23区内において営業時間の短縮に全面的にご協力いただける中小の飲食事業者等に対し、下記のとおり協力金を支給いたします。

記

#### 1 支給額

一事業者当たり、一律15万円

#### 2 主な対象要件

- 東京都の営業時間短縮要請を受けた、23区内で要請の提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等
- 夜22時00分から翌朝5時00分までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、朝5時00分から夜22時00分までの間に営業時間を短縮した場合
- 要請を行う全期間(令和2年9月1日から15日まで)において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと

※営業時間短縮の要請及び感染防止徹底宣言ステッカーは、以下を参照

- 営業時間短縮の要請
- 感染防止徹底宣言ステッカー

#### 3 申請受付

8月3日から31日までの営業時間短縮要請に係る協力金(8月実施分)とは、別途申請を受け付ける予定です。今後、専用のポータルサイトを立ち上げ、情報発信や申請受付への対応を予定しています。また、申請受付期間や申請方法は決定次第、都ホームページにて公表する予定です。

#### 関連情報

東京都防災ホームページ | 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

問い合わせ先  
産業労働局総務企画課  
電話 03-5320-4836

 **東京都家賃等  
支援給付金**  
ポータルサイト

**オンライン申請はこちら** >

- 中小企業支援
  - 起業・創業支援情報
  - 商工
    - 東京都家賃等支援給付金
      - 支出事務の事業者決定
      - 支出事務の事業者公募
      - 中小企業振興施策早見表
      - 経営支援
      - 創業支援
      - 地域産業の活性化
      - 技術力の向上
      - 知的財産保護・デザイン活用支援
      - 助成
      - サイバーセキュリティ
      - 情報提供
    - 金融
    - 貸金業
    - 報道発表

## 東京都家賃等支援給付金について

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付(3か月分)を実施します。

また、この度、本給付金に係るポータルサイトを開設いたしました。オンラインによる申請をはじめ、申請手続きに係る詳細情報が掲載されていますので、下記URLからポータルサイトをご覧ください。

(URL) <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>

### 1 対象要件

- 以下の要件をすべて満たすもの
- (1) 国の家賃支援給付金の給付通知を受けていること
  - (2) 都内に本店又は支店等のある中小企業等※1又は個人事業主であること
  - (3) 都内の土地又は建物において、家賃等※2の支払いを行っていること
- ※1・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・国と同様に、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象
- ※2 管理費、共益費及び消費税を含む

### 2 給付額

- (1) 基準額：国の家賃支援給付金の対象となった都内物件の家賃等の総額(月額)
- (2) 給付率：給付額を算定するに当たり、基準額に乗じる率
  - 基準額が、7.5万円までは1/2分の1
  - 7.5万円を超える部分については2/4分の1

経営革新計画 | 中小企業支援 | x

sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/keiei/kakushin/

東京都産業労働局

English 文字サイズ・色合い変更 都庁総合トップページ

サイトマップ 検索

産業労働局について 分野別のご案内 統計・調査 申請・手続き 審議会答申・プラン等 情報公開 窓口案内

トップ > 中小企業支援 > 商工 > 経営支援 > 経営革新計画

中小企業支援

- ▶ 起業・創業支援情報
- ▼ 商工
  - ▶ 東京都家賃等支給給付金
  - ▶ 中小企業振興施策早見表
  - ▼ 経営支援
    - ▼ 経営革新計画
      - ▶ 経営革新計画の対象及び要件
      - ▶ 承認を受けるための手続
      - ▶ 承認後について
      - ▶ 承認実績
      - ▶ 都経営革新計画承認企業例
    - ▶ 創業支援
    - ▶ 地域産業の活性化
    - ▶ 技術力の向上
    - ▶ 知的財産保護・デザイン活用支援
    - ▶ 助成
    - ▶ サイバーセキュリティ

## 経営革新計画

**【重要なお知らせ】**

令和元年度補正・令和2年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金での加点を検討していただける事業者の皆様へ

- 経営革新計画の申請は、申請書作成後に電話予約が必要です。(受付機関のご案内)
- 申請書の記載もれや、添付書類に不備があると受付できません。

[記載要領 \(14.8MB\)](#) を必ずご確認ください。

- 補助金申請を理由にスケジュールを調整したり、審査等の基準を変えることはありません。
- 補助金締め切り前は予約が集中し、受付状況によっては当月受付できない場合があります。

スケジュールに余裕をもってご相談ください。(作成から承認までの流れ)

### 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認申請について

- ▶ 経営革新計画パンフレット (2.3MB)
- ▶ 経営革新計画申請について-記載要領と支援策- (14.8MB)
- ▶ 申請書様式のダウンロードはこちら

※申請には電話予約が必要です。(受付機関のご案内)

### 経営革新計画とは

経営革新計画は、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。

計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となります。

19:32 2020/09/12

## ものづくり補助事業公式ホームページ ものづくり補助金総合サイト

[トップ](#) [公募要領](#) [スケジュール](#) [電子申請](#) [採択結果](#) [補助事業の手引き](#) [成果事例のご紹介](#) [データポータル](#)

中小企業  
新ものづくり  
12/7(月)~9(水) JS5 2020

出展者募集中  
新サービス展  
Click here

### お知らせ

- 令和2年8月28日(金) 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害による被災事業者への  
加点措置について、対象事業者の拡大および対象となる被害を変更いたします。
- 令和2年8月25日(火) 「よくあるご質問」を更新しました。

#### 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害（令和2年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）の被災事業者への加点措置について（4次締切向け）

- 【対象事業者】 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害により、本社所在地または補助事業の実施場所のいずれかが被災した事業者（対象地域は問いません）
- 【実施時期】 令和2年8月28日より実施
- 【必要書類】  
・様式2 自然災害による被害状況等証明書等  
・上記災害により自社の事業用資産が直接被害を受けた事業者であることを証する公的書類（被災証明書等）  
※必要書類は、電子申請システム内に添付してください。

IT 導入補助金 2020  
令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業

資料ダウンロード お問い合わせ・相談窓口 よくあるご質問 Facebook

gBizID 過去3か年のサービス等生産性向上IT導入支援事業について IT事業者ポータル 申請マイページ

IT導入補助金について 事業概要 スケジュール 申請・手続きフロー 中小企業・小規模事業者のみなさま ITベンダー・サービス事業者のみなさま イベント・説明会 目的から探す

から3/4に拡充

中小企業・小規模事業者のみなさまへ  
通常枠(A、B類型)・特別枠(C類型)の締切を追記しました。

詳細はこちら

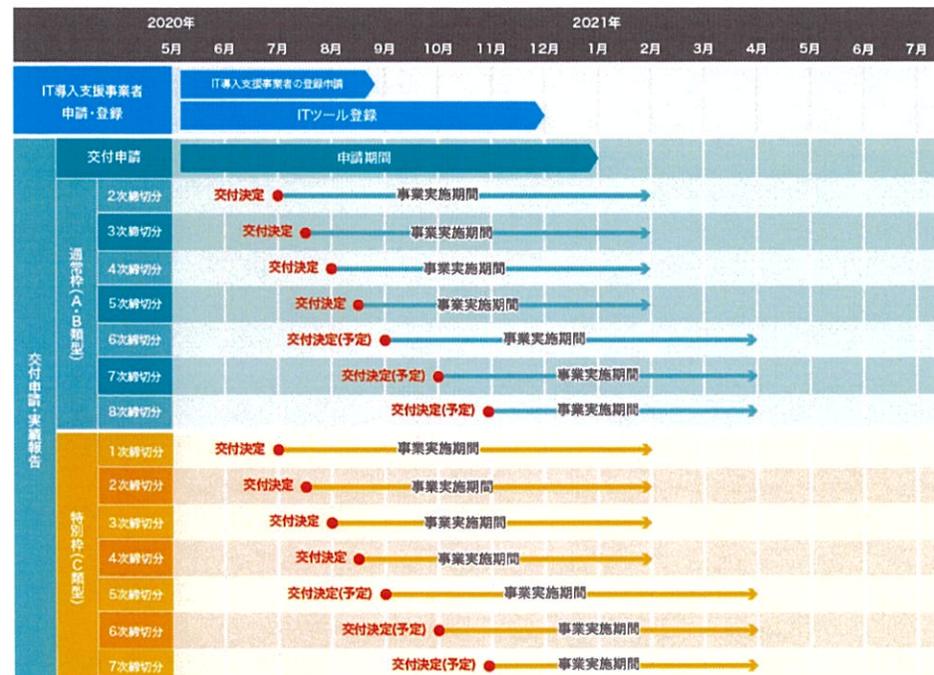
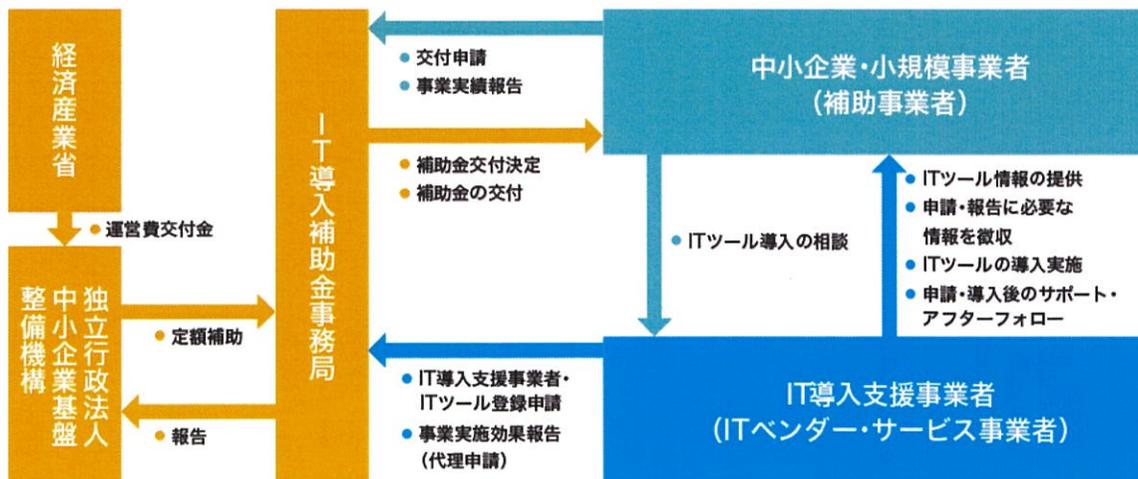
【IT導入支援事業者の登録申請確切につきまして】  
IT導入支援事業者（単独・コンソーシアム幹事社）の新規登録の期日は2020年8月21日（金）15:00までとなります。詳しくは、ITベンダー・サービス事業者のみなさまページのお知らせをご確認ください。

【交付申請不採択事業者の再申請について】  
不採択事業者による再申請は、不採択となった交付申請で使用した申請マイページにて不採択通知書をダウンロード後に交付申請破棄を行って頂き、IT導入支援事業者から新たに申請マイページ招待を受けることで可能となります。再申請をお考えの方は、不採択となった交付申請で使用した申請マイページにログインし、画面の案内に従って手続きを行ってください。

GBizIDプライムアカウントの発行遅延による暫定措置についてご案内しておりましたが、すでに発行遅延は解消されております。なお、GBizIDプライムアカウント発行までの期間については、下記GBizIDヘルプデスクまでお問い合わせください。  
これからIT導入補助金を申請される方は、暫定プライムアカウントではなく通常のGBizIDプライムアカウントを発行の上、補助金の申請をお願いいたします。  
※ 6/13（土）以降は暫定プライムアカウントの新規発行ができなくなりますのでご注意ください。  
暫定措置及び通常プライムへの変更についてはこちら  
詳細は下記までお問い合わせください。  
GBizIDヘルプデスク

TOP

18:32 2020/08/16



# IT導入補助金2020

令和元年産補正サービス等生産性向上IT導入支援事業

gBizID

過去3か年のサービス等  
生産性向上IT導入支援事業につ  
いて

IT事業者ポータル

申請マイページ

IT導入補助金 について	事業概要	スケジュール	申請・手続き フロー	中小企業・ 小規模事業者の みなさま	ITベンダー・ サービス事業者の みなさま	イベント・ 説明会	目録から探す
-----------------	------	--------	---------------	--------------------------	-----------------------------	--------------	--------

二次公募 (臨時対応)	交付申請期間	2020年3月13日(金)～2020年3月31日(火) 17:00まで
	交付決定日	2020年4月30日(木)
	事業実施期間	交付決定日以降～2020年11月30日(月)まで
	事業実績報告期間	2020年7月6日(月)16:00～2020年11月30日(月)17:00まで
	交付申請期間	2020年5月11日(月)受付開始～2020年12月下旬
	2次締切分	締切日 2020年5月11日(月)受付開始～2020年5月29日(金)17:00まで
	3次締切分	締切日 2020年6月12日(金)17:00まで
	4次締切分	締切日 2020年6月26日(金)17:00まで
	5次締切分	締切日 2020年7月10日(金)17:00まで
	6次締切分	締切日 2020年7月31日(金)17:00まで
通常枠 (A、B類 型)	7次締切分	締切日 2020年8月31日(月)17:00まで
	8次締切分	締切日 2020年9月30日(水)17:00まで
	交付申請期間	2020年5月11日(月)受付開始～2020年12月下旬
	1次締切分	締切日 2020年5月11日(月)受付開始～2020年5月29日(金)17:00まで
	2次締切分	締切日 2020年6月12日(金)17:00まで
	3次締切分	締切日 2020年6月26日(金)17:00まで
	4次締切分	締切日 2020年7月10日(金)17:00まで
	5次締切分	締切日 2020年7月31日(金)17:00まで
特別枠 (C類型)	6次締切分	締切日 2020年8月31日(月)17:00まで
	7次締切分	締切日 2020年9月30日(水)17:00まで

※【各種申請・提出の受付締切時間について】  
上記スケジュールに記載の通り、「17:00まで」と記載している各種申請・提出については、締切日当日の17:00をもって申請マイページあるいはIT事業者ポータルから事務局への申請・提出等が行えなくなりますのでご注意ください。  
また、締切の前は申請マイページ及びIT事業者ポータルへのアクセスが集中するため、各種画面の遅延、SMS認証等に伴う接続時間がかかる場合があります。

コンテンツグローバル需要創出: x +

j-lodr1.jp

☆ S 送信 印刷 設定 通知

**J-LOD**  
コンテンツグローバル  
需要創出促進・基盤整備事業費補助金

J-LOD補助金(1)申請システム お問い合わせ

説明会・相談会 | 活用事例一覧 | FAQ | J-LOD補助金事務局

**J-LOD1**

コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ及びプロモーションを行う事業の支援

**J-LOD2**

海外向けコンテンツ制作に資する資金調達・人材育成を行う事業の支援

**J-LOD3**

先進性の高いコンテンツの開発/制作・発信を行う事業の支援

**J-LOD4**

コンテンツのサプライチェーンの生産性向上に資するシステム開発を行う事業の支援

**J-LOD5**

デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信を行う事業の支援

### お知らせ

- 2020年09月08日 **お知らせ** 【J-LOD第4弾】採択結果(8/14締切分) [コンテンツのサプライチェーンの生産性向上に資するシステム開発を行う事業の支援]
- 2020年09月04日 **お知らせ** 【J-LOD 第1弾・第2弾】参加者募集: オンライン説明会(第2回)開催のご案内
- 2020年08月24日 **お知らせ** 【J-LOD 第1弾・第2弾】参加者募集: オンライン説明会開催のご案内

[お知らせ一覧へ](#)

### 本補助金について

#### コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金とは

この補助金は、経済産業省令和元年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金」を活用し、映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

Windows Taskbar: 19:35 2020/09/12

ブラウザ: mirasapo-plus.go.jp

経済産業省 中小企業庁

ミラサポplus 中小企業向け補助金・支援サイト

本文へ | 支援者向けシステム | 使い方ガイド | ログイン・登録

補助金を探す | すべての支援制度から探す | 支援者を探す | 事例を探す | 経営のヒント

### 新型コロナウイルス感染拡大 あなたに合った支援

補助金を探す

すべての支援制度から探す

専門家派遣制度

人気のページ

お知らせ

災害支援

中小企業支援施策って何？

2020年08月15日 持続化給付金 「持続化給付金審査等事務事業」等の入札結果等について  
● その他情報  
🗨️ 相談・情報提供

2020年08月14日 持続化給付金 持続化給付金の申請と給付について【随時更新】  
🗨️ 相談・情報提供  
📄 補助金・助成金

2020年08月14日 中小企業庁 補助金・給付金・助成金等の施策利用ガイドブック等【随時更新】  
🗨️ 相談・情報提供  
📄 補助金・助成金

2020年08月14日 コロナ支援策 支援策パンフレットの更新【随時更新】  
🗨️ 相談・情報提供  
📄 補助金・助成金

2020年08月11日 テレワーク推進基金 働き方改革に積極的に取り組む企業としての認知度アップをしませんか？  
● その他情報  
🗨️ 相談・情報提供

> お知らせ一覧

最新情報RSS

新型コロナウィルス感染症に係る会員向け支援情報

nichizeiren.or.jp/member/corona\_fa/

日本語 English 中文

日本税理士会連合会

ホーム お知らせ データライブラリ 100の提案 会報「税理士界」 役員・委員専用ページ 公開サイト

ホーム > 会員専用ページ > 新型コロナウィルス感染症に係る会員向け支援情報

### 新型コロナウィルス感染症に係る会員向け支援情報

#### 新型コロナ会員相談室FAQ

新型コロナウィルス感染症に係る会員相談室に寄せられた多くの会員向け事項をFAQに取りまとのましました。このFAQは今後随時更新いたしますのでその点ご注意ください。

**新型コロナ会員相談室（会員専用HP公表用）持続化給付金FAQ [PDF]**

※FAQでも解決しない場合には、**新型コロナウィルス感染症に係る会員相談室**までお問い合わせください。

FAQ更新情報

更新日	内容
6月22日	初版を公表しました。

#### 持続化給付金

- 経済産業省
  - 持続化給付金
- 中小企業庁
  - 持続化給付金申請サイト（申請要領、規程等）

<持続化給付金の申請の支援に係る留意点について>

5月19日の衆議院財務金融委員会の質疑応答において、中小企業庁より、持続化給付金の申請は本人に限られているものの、税理士が事業者の申請に係る支援を行う場合の留意点として、以下の事項が説明されました。

- ① 有償で、申請フォームの記入、送信を支援することは、行政書士に限定
- ② 無償で、申請フォームの記入、送信を支援することは可能
- ③ 有償で、申請手続きやWeb申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認等を行うことは可能

なお、税理士のパソコン及びメールアドレスを事業者の申請のために利用することは、5月9日にお知らせしました中小企業庁からの依頼にある「電子申請が困難な者への申請サポート

新型コロナウイルス感染症に係る | nichizeiren.or.jp/member/corona\_fa/

## 持続化給付金

- 経済産業省
  - 持続化給付金
- 中小企業庁
  - 持続化給付金申請サイト（申請要領、規程等）

<持続化給付金の申請の支援に係る留意点について>

5月19日の衆議院財務金融委員会の質疑応答において、中小企業庁より、持続化給付金の申請は本人に限られているものの、税理士が事業者の申請に係る支援を行う場合の留意点として、以下の事項が説明されました。

- ① 有償で、申請フォームの記入、送信を支援することは、行政書士に限定
- ② 無償で、申請フォームの記入、送信を支援することは可能
- ③ 有償で、申請手続きやWeb申請システムの操作方法の説明、必要書類の確認等を行うことは可能

なお、税理士のパソコン及びメールアドレスを事業者の申請のために利用することは、5月9日にお知らせしました中小企業庁からの依頼にある「電子申請が困難な者への申請サポートを通じた支援」として行っていただくことができます。

つきましては、会員各位におかれては、当該質疑応答の内容を参考に中小企業者への支援にあたられるようお願いいたします。

- お知らせ（2020年5月9日）
  - 「持続化給付金」の電子申請が困難な者へのサポートについて
- 衆議院ホームページ インターネット審議中継（ビデオライブラリ）
  - 令和2年5月19日(火)財務金融委員会
- 経済産業省ホームページ
  - 新型コロナウイルス感染症関連－持続化給付金

<持続化給付金に係る申請サポートのお願い>

令和2年度第2次補正予算により、持続化給付金の支給対象に①主たる収入を雑所得・給与所得の収入として計上している個人事業者、②2020年に新規創業した事業者が含まれるなど、その対象が拡大されました。

このうち、2019年分の確定申告義務がない者など一部の者については、「持続化給付金」の申請に際して、税理士の確認を受けた申立書の提出が必要となります。

顧問先及び該当する事業者等から申立書の確認依頼があった場合にはご協力くださいますようお願いいたします。

- 経済産業省ホームページ
  - 持続化給付金に関するお知らせ（支給対象の拡大）[PDF]

<持続化給付金の申請に関する手続等の解説映像>

corona\_FAQ.pdf

すべて表示

15:01  
2020/07/12

<持続化給付金の申請に関する手続等の解説映像>

令和2年度第2次補正予算で拡充された内容、また新たに必要となる手続等について、中小企業庁を講師として税理士向け解説映像を作成しました。

Part1. 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者について



Part2. 2020年1～3月の間に創業した事業者について



- タイトル 持続化給付金の申請に関する手続等の解説 (第2次補正予算に伴う対象拡大部分)
- 資料 [資料①主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者向け \(会員専用\) \[PDF\]](#) [資料②確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書 \(会員専用\) \[PDF\]](#) [資料③個人事業者向け2020年新規創業特例 \(抜粋資料\) \(会員専用\) \[PDF\]](#) [資料④持続化給付金に係る収入等申立書 \(個人事業者向け\) \(会員専用\) \[PDF\]](#)
- 講師 中小企業庁担当官

新型コロナウイルス感染症に係る | nichizeiren.or.jp/member/corona\_faq/

## 家賃支援給付金

- 経済産業省
  - 家賃支援給付金に関するお知らせ

<家賃支援給付金に係る申請サポートのお願い>

令和2年7月14日から、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する「家賃支援給付金」制度が開始されます。

当該給付金の申請に当たっては、その方法が電子申請に限定される予定であり、ICTに慣れていない又は通信環境が悪い等の理由で、事業者が申請に困難を抱えるケースが懸念されます。

税理士は、こうした事業者に対し、電子申請の入力支援や必要書類の確認などにつき、経営支援の一環としてサポートしていくことが求められています。

サポートに当たって、当該申請は、本人申請によることとされ他者名義での申請は認められていません。しかしながら、オンライン入力の支援自体はこれに当たるものではありません。

つきましては、税理士会会員におかれましては、電子申請が困難な者へのサポートなどを通じて中小企業者への支援を行っていただきますようお願いいたします。

## 東京都感染拡大防止協力金

東京都では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（令和2年4月10日公表）における施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（休業等）の依頼に応じ、対象となる施設の休業等、全面的に協力する都内中小企業及び個人事業主に対して、「東京都感染拡大防止協力金」が支給されます。

なお、本協力金は、税理士をはじめとする専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指すこと、また、専門家に依頼した場合には、その事前確認にかかる費用について、一定の基準により東京都が別に措置することとされています。

<新着情報> ※6月25日 日税連更新

東京都感染拡大防止協力金の申請に関する専門家の事前確認に係る費用の請求については、各専門家（税理士）からの実績報告に基づいて、東京都から直接専門家へ支払われます。

本日より、上記実績報告を行うための「専門家謝金申請サイト」が開設されましたので、各位ご確認のうえご対応ください。

- 専門家謝金申請サイト
  - 「東京都感染拡大防止協力金」謝金申請サイト
- 東京都産業労働局作成資料
  - 東京都感染拡大防止協力金専門家謝金のお支払いの流れ（会員専用）[PDF]

東京都産業労働局作成の「専門家事前確認に係る手引き」及び「よくある問い合わせ」を会員専用として掲載いたします。

事業者の方を支援する際の参考資料としてご利用ください。

なお、本資料は一般に広く公開されているものではないため、その取扱いにはご注意ください。

corona\_FAQ.pdf

すべて表示

15:04 2020/07/12

東京都産業労働局作成の「専門家事前確認に係る手引き」及び「よくある問い合わせ」を会員専用として掲載いたします。

事業者の方を支援する際の参考資料としてご活用ください。

なお、本資料は一般に広く公開されているものではありませんので、その取扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

- ・「感染拡大防止協力金」専門家事前確認に係る手引き\_ver2（会員専用）
- ・「感染拡大防止協力金」よくある問い合わせ\_ver3（会員専用）

<その他関連情報>

- 東京都（協力金ポータルサイト）
  - ・ 東京都感染拡大防止協力金のご案内
- 東京都産業労働局
  - ・ 「東京都感染拡大防止協力金」について

### コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive補助金）

本補助金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、公演を延期・中止した主催事業者（主催者となる法人）に対して、国内で今後実施する音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野）の公演開催及びその収録映像を活用した動画の制作・海外配信に係る費用等の一部を補助するものです。

なお、本補助金は、事業者が、事業完了後、補助金の支払いに必要な確定検査の手続に際し、収支報告書及び証憑類について税理士又は公認会計士（税理士等）の確認を得た旨の書類を提出する必要があります。また、その際の税理士等の確認に係る費用も補助の対象とされています。

J-LODliveコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金ホームページ

J-LODlive概要チラシ

J-LODlive補助金ご利用の手引き補助金公募要項

本補助金の運営事務局であるVIPO（特定非営利活動法人 映像産業振興機構）作成の「確定検査における税理士・公認会計士向けガイドライン」及び「専門家確認書記入例」を会員専用として掲載いたします。

事業者の方を支援する際の参考資料としてご活用ください。

なお、本資料は一般に広く公開されているものではありませんので、その取扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

確定検査における税理士・公認会計士向けガイドライン（会員専用）[PDF]

専門家確認書記入例（会員専用）[PDF]

サイトについて プライバシーポリシー 個人情報の保護に関する方針

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 TEL.03-5435-0931(代表) >> >>MAP  
Copyright © Japan Federation of Certified Public Tax Accountants' Associations

東京税理士会 | 公式サイト × +  
tokyozeirishikai.or.jp

あなたの暮らしのそばにいる  
**東京税理士会**

文字の大きさ 標準 拡大

会員専用ページへ

サイト内検索 検索

**わからないことは聞いてみて！電話相談受付中**  
新型コロナに関する給付金等の申請支援は東京税理士会へ  
相談を受け付けています。  
[詳細はこちら \(PDF\)](#)

**新型コロナウイルスへの本国会務等への対応について**

**本会業務等の対応について 6月26日更新**  
6月に引き続き8月末日までは、本会事務局業務時間を10時から16時に短縮しております。予めご了承ください。  
※登録申請等の各種の諸手続きにつきましては、感染リスク低減のため引き続き郵送での対応としております。

国税庁等からの情報等

日税連からの情報等

会務情報等

kensa\_gaideline.pdf corona\_FAQ.pdf すべて表示 ×

15:07 2020/07/12

### 会員情報

中野支部 菅沼 俊広様

情報変更 ログアウト

### 研修情報

研修受講時間

- 2020年度 **6時間**  
(36時間まで後30時間)
- 2019年度 **120.5時間**

研修サイトへ

### 研修部からのお知らせ

2020年07月01日  
「会員研修会のご案内（7月）  
～会員研修会への出席にあつた  
ての留意事項について～」

2020年07月01日  
令和2年度における「その他の研  
修（自己申請研修）」と「認定  
研修」の要件緩和について

2020年05月28日  
新型コロナウイルス感染症に係  
る会員研修会の対応について

研修部からのお知らせ

### 直近研修スケジュール

## お知らせ一覧

### 「東京都感染拡大防止協力金」及び「理美容事業者の自主休業に係る給付金」の事前確認に係る謝金の請求・支払方法について

本会から 2020年07月10日

東京都感染拡大防止協力金及び理美容事業者の自主休業に係る給付金に関して、専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士、行政書士、青色申告会）の事前確認に係る謝金の申請サイトが、公開されております。  
申請については、以下のサイトを利用したオンライン申請のみとなっております。

#### 【感染防止協力金謝金申請サイト】

<https://kyugyo-senmon.metro.tokyo.lg.jp>

※こちらのサイトから申請できる謝金は、1回目（申請期間4月22日～6月15日）の協力金に関するもののみです。

※申請期限は、東京都より連絡がありましたら、追ってご連絡します。

※2回目の協力金に関する謝金申請サイトは、後日公開される予定です。

#### 【理美容給付金謝金申請サイト】

<https://ribiyo-senmon.metro.tokyo.lg.jp/>

※申請期限は、8月7日（金）23時59分までとなっておりますので、ご注意ください。

※こちらのサイトから申請できる謝金は、理美容事業者の自主休業に係る給付金に関するもののみです。

#### <注意>

理美容事業者の自主休業に係る給付金に関する謝金を「感染防止協力金の謝金申請サイト」で誤って申請してしまった場合は、理美容分を再度【理美容給付金謝金申請サイト】（<https://ribiyo-senmon.metro.tokyo.lg.jp/>）から申請してください。「感染防止協力金の謝金申請サイト」で訂正・再申請する必要はありません。

その他ご不明な点は、以下の相談センターにお問い合わせください。  
【問合せ先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター  
（電話）03-5388-0567

kensa\_gaidelne.pdf

corona\_FAQ.pdf

すべて表示

- 持続化給付金とは
- 申請・受取について
- 申請サポート会場
- よくあるご質問

## みなさまへ

持続化給付金申請要領における  
主な修正点 (PDF)   
更新日: 2020年5月1日

## 中小法人等のみなさまはこちら

- 中小法人等  
持続化給付金申請要領  
(申請のガイダンス) (PDF)   
更新日: 2020年6月26日
- 中小法人等  
持続化給付金申請規程 (PDF)   
更新日: 2020年6月26日
- 中小法人等  
持続化給付金給付規程 (PDF)   
更新日: 2020年6月26日

## 個人事業者等のみなさまはこちら

- 個人事業者等  
持続化給付金申請要領  
(申請のガイダンス) (PDF)   
更新日: 2020年6月26日
- 個人事業者等  
持続化給付金申請規程 (PDF)   
更新日: 2020年6月26日
- 個人事業者等  
持続化給付金給付規程 (PDF)   
更新日: 2020年6月26日

**申請する**  
(02:00-03:00はシステムメンテナンスのため申請できません)

閉じる  
↑  
ページ  
トップへ

---

## 持続化給付金 申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

2020年6月29日

持続化給付金事務局  
(中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業)

## 持続化給付金 申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

2020年6月29日

持続化給付金事務局  
(中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業)

持続化給付金に関するよくあるお問合せ × +

meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 小 中 大 アクセシビリティ 閲覧支援ツール

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

ニュースリリース 会見・談話 審議会・研究会 統計 政策について 経済産業省 について

印刷

ホーム ▶ 新型コロナウイルス感染症関連 ▶ 持続化給付金に関するよくあるお問合せ

## 持続化給付金に関するよくあるお問合せ

### Q 1. 給付金の概要について。

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小法人等の法人は200万円、フリーランスを含む個人事業者は100万円を上限に、現金を給付するものです。様々な業種、会社以外の法人など、幅広く対象としています

### Q 2. 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になるのか。

- 「持続化給付金申請要領（申請のガイダンス）中小法人等向け」のP.6に記載の要件を満たす法人は対象となります。

### Q 3. 今年創業したが対象になるのか。（昨年創業の場合は申請要領を確認のこと）

- 2020年1月から3月の間に創業した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の創業月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月が存在する場合、必要な証拠書類等を提出することで、持続化給付金の給付対象となる可能性があります。
- ※2019年1月から同年12月の間に創業した場合であって、2019年の事業収入が存在しない（0円）事業者の場合にも持続化給付金の給付対象となる場合があります。
- 詳細は下記URL中の「申請要領（個人事業者等向け）」（P.41以降）又は「申請要領（中小法人等向け）」（P.43以降）をご確認ください。
- <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

### Q 4. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。

- 申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

### Q 5. 事業の施設を有していることが申請の要件になるのか。

## 中小法人等特例

### 証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例	
A-1	直前の事業年度の確定申告が完了していない場合 <span style="float: right;">P.24</span> <small>対象月の属する事業年度の2事業年度前の事業年度の確定申告書類等</small>
A-2	申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合 <span style="float: right;">P.25</span>
B: 給付額等に関する特例	
B-1	2019年新規創業特例 <span style="float: right;">P.26</span> 2019年1月から12月までの間に設立した法人に対する特例 <small>履歴事項全部証明書</small>
B-2	季節性収入特例 <span style="float: right;">P.28</span> 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例
B-3	合併特例 <span style="float: right;">P.30</span> 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例 <small>履歴事項全部証明書</small>
B-4	連結納税特例 <span style="float: right;">P.32</span> 連結納税を行っている法人に対する特例 <small>連結法人税の個別帰属額等の届出書                  該当の法人の売上台帳(2020年分)</small>
B-5	罹災特例 <span style="float: right;">P.33</span> 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例 <small>罹災証明書等</small>
B-6	法人成り特例 <span style="float: right;">P.34</span> 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例 <small>法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業届出書                  履歴事項全部証明書</small>
B-7	NPO法人や公益法人等特例 <span style="float: right;">P.38</span> 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例 <small>履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可されていることがわかる書類等</small>
C: 2020年創業に関する特例	
C-1	2020年新規創業特例 <span style="float: right;">P.42</span> 2020年1月1日から3月31日までの間に設立した法人に対する特例 <small>持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け)                  履歴事項全部証明書</small>

は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

## 個人事業者等特例

### 証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例	
A-1	2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合 <span style="float: right;">P.27</span> <small>2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え</small>
A-2	「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合その他相当の事由により提出できない場合 <span style="float: right;">P.27</span> <small>2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え</small>
B: 給付額に関する特例	
B-1	2019年新規開業特例 <span style="float: right;">P.29</span> 2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例 <small>個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書                  ※開業日・開始年月日が2019年12月31日以前かつ提出日が2020年4月1日以前                  2019年分の確定申告書</small>
B-2	季節性収入特例 <span style="float: right;">P.32</span> 月当たりの事業収入の変動が大きい者に対する特例
B-3	事業承継特例 <span style="float: right;">P.33</span> 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例 ※承継をする者の死去に伴う承継についてはこちらでご確認下さい <small>個人事業の開業・廃業等届出書                  ※「開業」と「承継」を示す                  ※所得税の青色申告承認申請書等(事業の承継を行った者が死去された場合)                  2019年分の確定申告書</small>
B-4	罹災特例 <span style="float: right;">P.39</span> 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例 <small>罹災証明書等</small>
C: 2020年開業に関する特例	
C-1	2020年新規開業特例 <span style="float: right;">P.40</span> 2020年1月1日から3月31日までの間に開業した者に対する特例 <small>個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書                  持続化給付金に係る収入等申立書(個人事業者等向け)</small>

は特例の場合に追加で必要になる証拠書類等

持続化給付金 (農林漁業者・食 × +)

maff.go.jp/j/saigai/n\_coronavirus/benefit.html

農林水産省

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google カスタム検索 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 基本政策 > 新型コロナウイルス感染症について > 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策 > 持続化給付金 (農林漁業者・食品関連事業の皆様も対象です)

### 持続化給付金 (農林漁業者・食品関連事業の皆様も対象です)

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の農林水産業・食品産業に影響が広がっています。政府は、感染拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために、「持続化給付金制度」を創設しました。

持続化給付金は、業種横断的に、個人・法人を問わず、農林漁業者も広く対象となる制度です (大企業は対象外です。)

#### リーフレット (概要版)

- 農業者 (個人) の方へ (PDF: 593KB) 
- 林業者 (個人) の方へ (PDF: 629KB) 
- 漁業者 (個人) の方へ (PDF: 627KB) 
- 法人経営の方へ (PDF: 542KB) 

#### パンフレット (詳細版)

- 農林漁業者 (法人・個人) の方へ (PDF: 1,940KB) 

#### 中小企業庁からの情報

- 持続化給付金の申請要領など (外部リンク)   
※「2020年1月~3月の間に創業した事業者」等に支援対象が拡大 **New!**

あ般  15:46 2020/07/12

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した  
個人事業者等のみなさまはこちら

- 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等  
持続化給付金申請書様式(申請のガイドンス) (PDF)  
更新日: 2020年6月26日
- 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等  
持続化給付金申請書様式 (PDF)  
更新日: 2020年6月26日
- 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等  
持続化給付金給付規程 (PDF)  
更新日: 2020年6月26日

お問い合わせ・相談窓口

持続化給付金事業 コールセンター

平日は多くのお問い合わせをいただき、電話がつながりにくくなっております。  
土・日曜日は比較的つながりやすくなっております。  
また、LINEでのお問い合わせもあわせてご利用ください。

コールセンターへのお問い合わせに厚しましては、必ず本サイトに掲載されている、「よくあるご質問」その他各種お手続きに伸う手引き等をご確認頂いたうえでのお問い合わせをお願いいたします。コールセンターの業務態様にご理解・ご協力を仰ぎよろしくお願い申し上げます。

LINEで質問



スマートフォンからはこちら

0120-115-570 03-6831-0613  
(通話料がかかります)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

【7月・8月】  
毎日 8:30~19:00  
【9月~12月】  
日曜日~金曜日 8:30~19:00 (土曜日祝日を除く)

申請する  
(02:00-03:00はシステムメンテナンスのため申請できません)

# 持続化給付金 申請要領

(申請のガイダンス)

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け

2020年6月29日

持続化給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業)

## 給付対象

フリーランスを含む個人事業者の方で、**雇用契約によらない、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入を、**主たる収入**として、税務上の**雑所得又は給与所得**で、**確定申告**をしている方が対象となります。

(確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となりますので、「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請を行ってください。)

### ■ 給付対象の方の一例

- **雇用契約によらず、業務委託契約等**に基づく事業活動からの収入がある方で、これらの収入を確定申告における**主たる収入**として、雑所得又は給与所得の収入として確定申告をした方
- **委任契約に基づき**、音楽教室や学習塾の講師など、「生徒を教える」という役割を委任されている方
- **請負契約に基づき**、成果物を納品されているエンジニアやプログラマー、WEBデザイナー、イラストレーター、ライターなど
- **業務委託契約に基づき**、化粧品や飲料など、特定取引先の商品を届け、集金する業務を委託されている方  
など

※上記の職種であっても、**会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。)**は対象になりません。ただし、2019年中に独立・開業した場合は対象になり得ます。

### ■ 給付対象外の方の一例

- 確定申告書上で、**事業所得で確定申告をした方**(持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)に従って申請を行ってください。)
- **被雇用者(会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。))**
- **被扶養者の方**

※上記に該当しない方でも、**暗号資産(仮想通貨)の売買収入、役員報酬など、事業活動によらない収入**については給付額算定の対象外になります。

---

令和2年6月19日現在

**新型コロナ会員相談室  
(会員専用HP公表用)**

**持続化給付金 FAQ**

日本税理士会連合会  
業務対策部

---

## 家賃支援給付金申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

原則 (基本編)

---

2020年7月7日 家賃支援給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業)

第一版

---

## 家賃支援給付金申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

別冊

---

2020年7月7日 家賃支援給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業)

第一版

---

## 家賃支援給付金申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

原則 (基本編)

---

2020年7月7日 家賃支援給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業)

第一版

---

## 家賃支援給付金申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

別冊

---

2020年7月7日 家賃支援給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度 家賃支援給付金事務事業)

第一版

## 持続化給付金に関するよくあるお問合せ抜粋

Q17. 持続化補助金は給付金とは何が違うのか。

持続化「給付金」は、前年同月比の売上げが50%以上減少した中小法人等、個人事業者に対し、事業全般に広く使える資金として、法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円を給付するものであり、補助金とは異なり用途の確認等を行いません。

一方、持続化「補助金」は、商工業者を対象として、売上げ減少に関係なく、サービス、卸、小売業は従業員5人以下、製造業その他は20人以下の小規模事業者の販路開拓の取組を支援するものであり、最大50万円（創業者は100万円）、補助率2/3の補助金です。事業実施後、用途の確認を行い、適正な支出について補助を行うものであり、別の制度になります。

令和2年度補正予算 日本商工

r2.jizokukahojokin.info/corona/

◆小規模事業者持続化補助金メニューへ戻る

# 日本商工会議所 令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 コロナ特別対応型

TOP 持続化補助金とは 申請について よくあるご質問 **採択者一覧** 採択者向け情報 お問い合わせ

《ご注意》このWEBサイトは、商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等が対象です。  
商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等については、別途、[全国商工会連合会](#)・[各都道府県商工会連合会](#)にお問い合わせください。（日本商工会議所での問い合わせは応じかねます）

- ◆「支援機関確認書」（様式3）は申請の際、任意提出書類になりました。  
＜コロナ特別対応型＞は商工会議所発行の書類を得ずに（商工会議所に行かずに）申請することができます。  
「様式3の添付有無は採択審査上、影響はありません。」
- ◆本補助金は、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。  
取組経費の一部から補助金額を確定し、原則、完了後に後払いで交付するものです。自己負担が必要です。
- ◆現在、数多くのお申込みをいただいており、交付決定に必要な追加書類の提出のお願いや、電話等による確認に時間を要しています。今しばらくお待ちください。
- ◆要件不備（電子媒体未送付、対象外経費のみを計上、小規模事業者ではないなど）で、不採択になる案件がございます。  
お問い合わせ・申請にあたっては**公募要領**を必ず申請者ご自身がご覧ください。
- ◆問い合わせが多い内容を「よくあるご質問」に掲載しております（随時更新）。

**「公募要領」**

https://r2.jizokukahojokin.info/corona/index.php/saitaku/

19:53  
2020/09/12

令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>【公募要領】

◆本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。

◆事業再開枠は単独では利用できません。

(募集期間) \*申請手続の詳細は、P.27 以降をよくご確認ください。

公募開始： 2020年 4月28日(火)

申請受付開始： 2020年 5月 1日(金)

第4回受付締切： 2020年10月 2日(金)【郵送：必着】

(申請書類一式の提出先) ※応募時提出資料はP.69 以降をご確認ください。

【郵送の場合】〒151-8799 代々木郵便局留め

【コロナ型】日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局

※送付時は封筒の表に「コロナ特別対応型 応募書類在中」と目立つようお書きください。(持参・宅配便での送付は受け付けません)

※申請書類の受付締切日は代々木郵便局への郵送日となります。(日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局への郵送日ではありません。なお、日本郵便への問い合わせは願ひてください)

【電子申請の場合】

※本事業の電子申請に際しては、補助金申請システム(名称：J-グランチ)が利用できます。

J-グランチを利用するにはGビジネスIDプラットフォームの取得が必要です。アカウントの取得には1週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。

※J-グランチでは、既払いによる即時支給の申請はできません。

(問い合わせ先：補助金事務局)

●制度の説明や第4回(10月2日(金) 必着締め切り)の申請方法について  
0570-077025

●第1回・第2回・第3回に申請された方  
03-6447-5485

○上記の問い合わせの対応時間は、9:30~12:00/13:00~17:30(除く：土日祝日、年末年始)となります(本公募要領および特設ホームページ掲載情報(随時更新します)をご覧ください。そのうえでご不明な点があれば、お問い合わせください)。なお、採択審査結果の内容についてのお問い合わせは、一切応じかねます。

○第3回の申請から商工会議所が発行する様式3は任意となりました。商工会議所を通さず、直接申請できます。

(ご注意・ご連絡)

○下記に該当する小規模事業者等が対象です(他の要件については、P.27 以降をご確認ください)。

●補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資を行う小規模事業者等

A：サプライチェーンの強靱への対応 B：非対面型ビジネスモデルへの転換 C：テレワーク環境の整備

○上記A~Cの取組に加えて、感染拡大防止の取組(事業再開枠)を行う場合は、その取組も支援対象となります。

○詳細は、P51 Ⅲ、「本事業(事業再開枠)」について、をご覧ください。

○商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、全国商工会連合会・各都道府県商工会連合会が公表する公募要領をご覧ください。各都道府県商工会連合会へ申請ください。申請の際、応募書類等(特に郵送提出時のCD-R等の電子媒体)の添付にご注意ください。

○本公募要領は、日本商工会議所特設ホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

○政府(中小企業庁)によれば、一部の認定経営革新等支援機関や補助金申請のコンサルティングを行う事業者が、補助金への応募を代行すると称し、作業等にかかる費用等と称し成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求する事例が行政当局に報告されているとのことです。

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者自らが自社の経営を見つめ直し、経営計画を作成した上で行う取組の取組を支援するものです。外部のアドバイスを受けること自体は問題ありませんが、上記主旨に沿わない申請は採択の対象となりませんのでご注意ください。なお、成功報酬等と称される費用、申請書作成セミナーと称される費用や補助金申請等にかかる経費に因っては補助対象外です。

2020年7月  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
日本商工会議所

# 持続化補助金の手引き

一般型

コロナ特別対応型

補助金事業

申請に関する



### 留意事項

この手引きは、補助対象事業者が持続化補助金を申請するにあたり、比較のお問い合わせをいただくことの多い支援メニューの違いなど、申請に必要な公募要領でお伝えしておくべき事項をご案内するものです。

この手引きに関する公募要領は、令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>、令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>となりますが、本資料 6 ページを参考にしてネット検索で確認できます。

※ご不明な点があれば、全国商工会連合会又は日本商工会議所までお問い合わせください。お問い合わせ先は 15 ページに記載しております。

令和2年6月  
【第2版】

※制度の拡充等を踏まえて更新

## 申請から確定までの流れ

### 持続化補助金の申請手順

- 1 持続化補助金のホームページから申請書類をダウンロード
- 2 「経営計画」、「補助事業計画」を記載する（手書きでも可）
  - ・一般型の場合：様式2、様式3
  - ・コロナ特別対応型の場合：様式2
- 3 2で作成したもの（写し可）を地域の商工会または商工会議所に提出し、「支援機関確認書」の交付を依頼し、後日受け取る。
  - ・一般型の場合：事業支援計画書（様式4）
  - ・コロナ特別対応型の場合：支援機関確認書（様式3）
- 4 コロナ特別型で概算払いを希望する場合は、自治体に売上減少の証明書の発行を依頼し、受け取る。様式は各自自治体で用意されています。
- 5 必要書類を提出先へ送付する
  - 一般型** 詳細は P6 参照
    - ・様式1から様式5
    - ・電子媒体
    - ・決算書又は確定申告書
    - ・その他加算審査等を希望するための書類
  - コロナ特別対応型** 詳細は P7 参照
    - ・様式1から様式4
    - ・電子媒体
    - ・決算書又は確定申告書
    - ・（概算払希望者）様式5

### 申請

持続化補助金の事務局で、申請内容を確認  
※申請に不備があった場合は、電話、郵送等で連絡が入ります。

### 審査

申請受付締切後、審査を行い、  
通常1.5ヶ月程度で採択者が発表されます。

### 補助事業の開始

採択の発表後、交付決定通知を送付します（通常1週間程度）。  
交付決定通知を受け取ったら、補助事業が開始できます。

### 補助事業の終了

### 実績の報告

事務局で実績報告の内容、証憑を確認  
※内容に不備があった場合は、電話、郵送等で連絡が入ります。

### 補助金額確定

経費の支出の適正性の確認ができれば、確定通知書を送付します。  
確定通知書が届いたら、補助金精算払い請求書を提出してください。

### 補助金の支払い

事務局が補助金精算払い請求書を受領後、  
振り込み手続きが行われ、補助金が振り込まれます。



**注意喚起**

一部業者が、自社製品や工事等が当該助成金の対象になると謳っているようですが、当会社として個別に認めているものではありませんので、十分ご注意ください。

新着情報	
2020.08.27	<b>NEW</b> 申請受付期間・助成対象期間を延長しました
2020.08.03	<b>NEW</b> 交付法定通知書を受理した皆様へ
2020.07.20	事業紹介動画をアップしました
2020.06.15	助成対象経費の1件(1点)あたりの上限額を変更しました



新型コロナウイルス感染症緊急 x +

tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/coronasetsubi.html

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

ログイン ▶ よくあるご質問 ▶ English 文字サイズ 小 標準 大

▶ 専門家情報検索 Google カスタム検索

ホーム 経営相談 助成金・設備投資 販路開拓・製品開発 人材育成・福利厚生 公社情報

トップ > 事業案内 > 助成金事業 > 新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業

～したい ～に困っている

など目的別に検索できます。 >>

**令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業について（新規事業）**  
 ～感染症対策関連商品の製造等に必要の最新機械設備の購入経費の一部を助成します！～

相談案内

- 助成金TOP
- 助成金一覧
- 目的別一覧
- 法人の種類別一覧
- 企業化状況報告等
- 知的財産関連助成
- 革新的事業展開設備投資
- ICTツール導入助成事業
- BCP実践促進助成

本事業では、都内中小企業の感染症対策関連商品の製造に必要となる最新機械設備を新たに購入するための経費の一部を助成します。これにより、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に資する事業活動に取り組む都内中小企業を支援するとともに、感染症対策関連商品の供給体制強化を目的とした事業です。

※本事業は、感染症予防や対策のための「製品の製造や役務の提供のため」に必要な設備の購入を助成するものです。

例：マスクや防護服の生産設備、消毒液用の容器製造設備、細菌除去機による病院清掃サービス

コロナ関連の助成金（公社で実施しているもの）のうち代表的な事業をいくつかご紹介します。

- 1 助成対象 都内中小飲食事業者  
 新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方への支援策：業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業
- 2 助成対象 都内中小企業者  
 非対面型サービスの導入に取り組む中小企業を支援：非対面型サービス導入支援事業
- 3 助成対象 都内中小事業者等  
 業界団体が作成した新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づき行う取り組みを支援：新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業

その他、現在国や東京都で実施している感染症対策の施策についてはこちらで検索できます。  
 随時更新しておりますのでご活用ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/corona/> （中小企業・個人事業主向け支援情報特設サイト）  
 又は  
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/> （東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ）

r2c\_sinsei\_qa.pdf

すべて表示 x

15:41 2020/07/12

東京都中小企業振興公社 | 新型コロナ

tokyo-kosha.or.jp/corona/

東京都中小企業振興公社

文字サイズ 小 中 大

## 新型コロナウイルス感染症対策 中小企業・個人事業主（フリーランス含む）向け支援情報 特設サイト

中小企業経営者や個人事業主（フリーランス含む）の方向けに、国・東京都・区市町村の支援情報をまとめています。  
また、今後の事業継続に役立つ情報を動画配信いたします。

トップ 資金繰りの支援について 助成金について 給付金・減税等について その他相談窓口 お役たち動画

### トピックス

2020/08/17 **東京都家賃等支援給付金**

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を支援するため、国の家賃支援給付金に独自の上限を設けて（3か月分）を実施します。  
給付額：都の給付額＝家賃等の総額（月額）×給付率×3  
申請受付：8月17日からオンライン又は郵送で申請の受付を開始します。  
詳細につきましては、下記HPもしくはコールセンターまでお問い合わせください。  
「東京都家賃等支援給付金コールセンター」 TEL.03-6626-3300  
開設時間 9時～19時（土日・祝日含む毎日、11月以降は土日・祝日・年末年始除く）  
<https://tokyovachin.metro.tokyo.lg.jp/>

2020/07/14 **家賃支援給付金 申請受付開始のご案内**

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。  
詳細及び申請については、下記ポータルサイトもしくはコールセンターまでお問い合わせください。  
<https://vachin-shien.go.jp/index.html>  
家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

2020/06/29 **持続化給付金（国）の内容について**

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支援、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。  
6/29より下記対象者の方の電子申請の受付を開始しました。  
・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け  
・2020年1月～3月に創業した中小法人等・個人事業者等向け  
<https://www.tokyo-kyofu.jp/>  
詳細は、中小企業 金融・給付金相談窓口（0570-783183）へお問い合わせください。

2020/09/12 20:06

東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

必要の人に必要情報を

## 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

最終更新日時: 2020/07/09 16:09

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探すことができるサイトです。(国の支援情報は順次追加予定です。)



自分にあった制度を探す



テーマ別に制度を見る



キーワードで検索する



区市町村の関連情報を見る

---

重要なお知らせ

STOP! COVID-19

**第2回**

東京都感染拡大防止  
協力金のご案内

【対象の休業等の期間】  
5月7日～25日

STOP! COVID-19

新型コロナ  
見守りサービス

【クラスターが発生した場合】  
感染情報を通知します

r2c\_sinsei\_qa.pdf

すべて表示

15:30 2020/07/12

東京都

新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

最終更新日時: 2020/07/09 16:09

自分にあった制度を探す

あなたにあった支援制度を案内します。  
すべての設問に、該当するものを選択してください。



企業・個人事業主向け



個人向け



医療関係者向け

Q1. どの業種の支援情報をお探しですか？

- 中小企業向け
- 農林水産業向け
- 保育・教育機関向け
- その他業種向け
- 個人事業主向け

Q2. どんな内容の支援情報をお探しですか？

- 資金繰り (もらう)
- 資金繰り (かき)
- 雇用・従業員に関すること
- テレワークに関すること
- 輸出入に関すること
- 税・年金・保険に関すること

すべて表示

自分にあった制度を探す | 東京

covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/navi

東京都

新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

トップページ

自分にあった制度を探す

テーマ別に制度を見る

キーワードで検索する

区市町村の関連情報を見る

色合い: あああ

文字サイズ: 大 小 標準

このサイトについて

プライバシーポリシー

問い合わせ一覧

ご意見はこちら (外部サービスを使用しています)

リンク

- 東京都公式ホームページ
- 新型コロナウイルス感染症対策サイト
- 東京都防災ホームページ
- 休止中の都民利用施設の再開等に関する情報
- 掲載データのダウンロード
- ソースコードのダウンロード

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

ご利用ください お役立ち情報【首相官邸ホームページ】

Q1. どのような支援情報をお探しですか?

- 保育・教育機関向け
- その他業種向け
- 個人事業主向け

Q2. どんな内容の支援情報をお探しですか?

- 資金繰り (もらう)
- 資金繰り (かき)
- 雇用・従業員に関すること
- テレワークに関すること
- 輸出入に関すること
- 税・年金・保険に関すること
- 生活インフラ (自動車・住宅・電気・ガス・水道) に関すること
- 公的施設の使用に関すること
- 相談
- 行政からのお知らせ

ご利用いただける可能性のある支援制度

9個の制度が見つかりました。

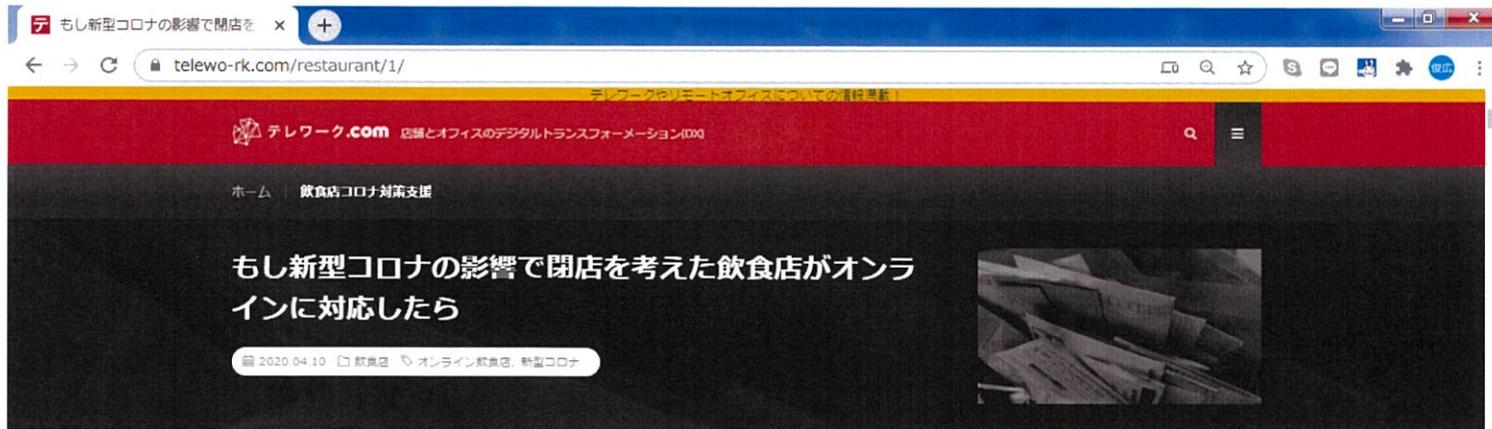
- 事業継続緊急対策 (テレワーク) 助成金
  - 給付・助成
  - 東京都
- テレワーク導入モデル体験事業
  - その他サービス
  - 東京都
- テレワークオンラインセミナー
  - その他サービス
  - 東京都
- テレワークに関する情報提供 (テレワーク導入事例の紹介)
  - 総務省
  - 事業相談
  - 厚生労働省
- テレワーク導入支援策 (テレワークマネージャー派遣事業)
  - 総務省
  - 事業相談
- テレワーク導入にご活用いただける支援策 (時間外労働等改善助成金特例コース: テレワークコース)
  - 厚生労働省
  - 給付・助成
- テレワーク導入支援策 (税制面での支援)
  - 税制優遇・特例措置
  - 経済産業省
- テレワーク導入支援策 (働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース等))
  - 補助金
  - 厚生労働省
- テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業
  - 施設
  - 行政からのお知らせ
  - 東京都

最初からやり直す

すべて表示

r2c\_sinsei\_qa.pdf

15:38 2020/07/12



HOME > 飲食店 > もし新型コロナの影響で閉店を考えた飲食店がオンラインに対応したら



目次 閉じる

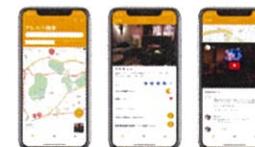
1. 終わりの始まり
2. 本質的な価値
3. 変化に対応した着だけが
4. Day1 Youtube
5. Day2. note
6. Day3. UberEats
7. Day4. PICKS
8. Day5. TABETE
9. Day6. BASE
10. Day7. toreta
11. Day8. favyサブスク
12. Day9. ラクスル
13. 終わりの始まりの、終わり
14. あとがき

#### 多拠点ワークスペース



7月31先行公開「テレスベ」事前登録受付中！

#### ワークスペースのクチコミサイト



「テレスベ」ログ：オススメのテレワーク用スペースを教えませんか？

#### 空席/空席をお持ちの店舗さま



---

ご清聴ありがとうございました

